

「ゆうゆう」お問合せ窓口

組合員の皆様はこちら

- 1 新規加入・解約・契約内容変更等の各種手続き、共済金などに関する相談は…

組合窓口 「所属の労働組合窓口」まで

- 2 一斉展開期間(秋の申込期間)の制度内容・申込方法に関するお問合せは…



期間限定
フリーダイヤル



0120-81-3401

開設期間

2015年10月21日(水)~2015年12月25日(金)

受付時間

[月~金]9:00~19:00/[土]9:00~15:00※
※土曜日の開設は下記のとおりとなります。

10月 24日、31日 11月 7日、14日、21日、28日

- 3 共済金請求・その他「ゆうゆう」に関するお問合せは…

全トヨタ労連
「ゆうゆうセンター」



0120-93-2681

受付時間

[月~金] 8:30~17:30

※火災や自然災害にあわれた場合は、所属の労働組合までご連絡ください。

組合役員・書記の皆様はこちら

全トヨタ労連
「ゆうゆうセンター」



0120-93-2681

受付時間

[月~金] 8:30~17:30

全トヨタ労連
ゆうゆうセンター

【代表】0565-25-1901 受付時間：[月~金] 8:30~17:30
(IP電話・海外からのお問合せは、代表番号にお掛けください)

■「一斉展開 期間限定フリーダイヤル」利用時のご注意
契約内容に関する詳細および各種試算については、個人情報保護により組合員(本人)からのお問合せのみご対応させていただきます。ご了承ください。

■以下の期間は、問合せ窓口をお休みとさせていただきます。
・年末年始(2015年12月26日~2016年1月5日) ・4月末~5月初旬のGW ・8月の長期連休

2016年度

総合パンフレット・重要事項説明書

全トヨタ労連総合保障共済

ゆうゆう



「ゆうゆう」とは、
全トヨタ労連に加盟する
労働組合による
助け合いの
保障制度です。



タイプにあわせてぴったりの保障が見つかる!



充実のラインナップ!

生命・後遺障害保障

終身生命保障

入院・手術保障

終身医療保障

休業保障

長期収入保障

賠償保障

交通災害保障

火災保障



注意事項

- 更新申込書に印字された内容を変更する場合は、必ずお手続きください。
- 「ゆうゆう」へご加入をされる方は、必ず重要事項説明書(P.32以降)をお読みください。
- 一斉展開期間(募集期間)は所属の労働組合ごとに設定いただいています。

めざせ保障の
ベストマッチ!
保障診断活動
通年で実施中

詳しくは労働組合に
お問合せください

YC15A004
6015V105
A1514430E0591-20150629
日本-国-2015-171-7106-M(H27.6.23)

全トヨタ労働組合連合会

「ゆうゆう」はみなさまの暮らしに安心をお届けします

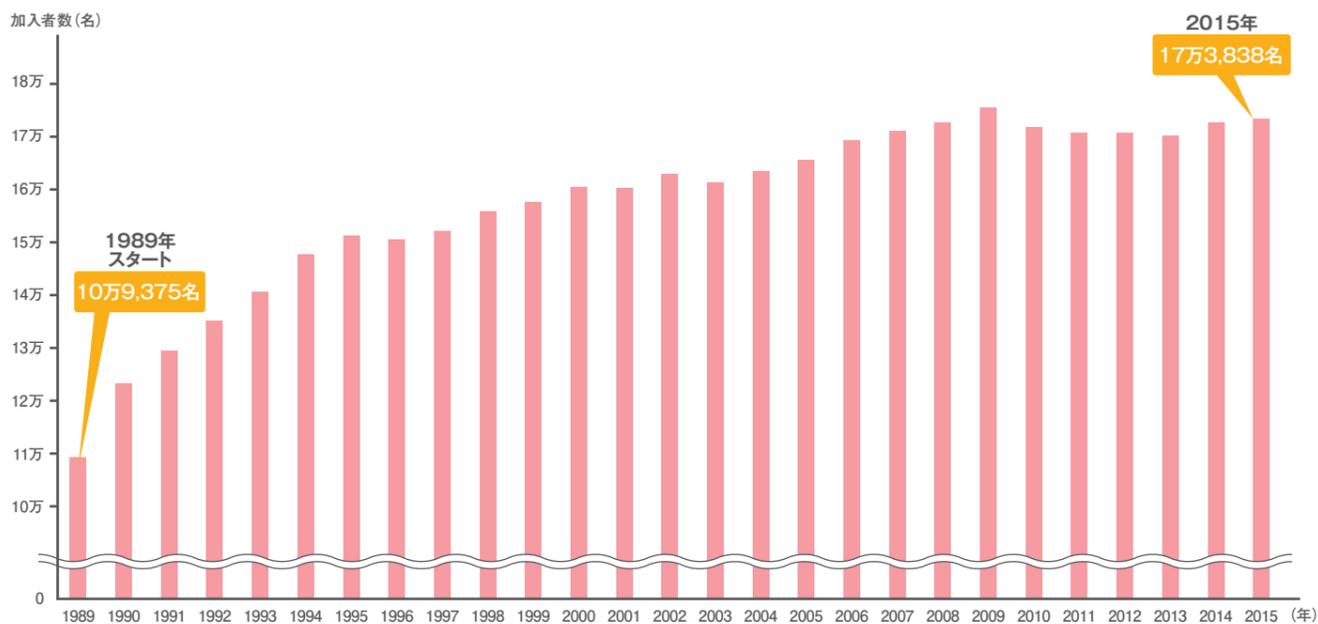
組合員・加盟組合の声から、充実した保障メニューを実現した「ゆうゆう」

全トヨタ労働組合連合会総合保障共済「ゆうゆう」(以下、「ゆうゆう」)は、1989年の発足から26年目を迎えました。この間、多くの組合員とその家族が日常生活の様々な災難に遭遇した際に、組合員各位が負担した貴重な掛金が生活再建や経済的補償としてお役に立ちました。また、よりよい制度への改善を重ね、制度発足当時はカバーできなかった分野についても、全労済・生命保険・損害保険・全トヨタ労連自家共済のメリットを活かした各保障のラインナップを備えています。そのため、26年間の契約組合員(退職者含む)は以下のとおり増加し、2015年4月現在173,838名となりました。



「ゆうゆう」加入者数推移

1989年4月の制度発足年度から26年で64,463名の加入者が増加しました。



「ゆうゆう」の特徴

point 1 お手頃な掛金
団体保障としての割引が適用された加入しやすい月掛金を実現しています。

point 2 幅広い保障
生命・医療保障(死亡・入院など)から損害保障(交通災害など)まで幅広く対応しています。

point 3 自由設計
家族構成の変化やライフスタイルにあわせて、保障内容を自由に見直すことができます。※1

point 4 退職後も安心
退職をむかえた後でも保障を継続することができ、セカンドライフも安心です。※2

※1 ただし、健康状態によっては保障額を増額できない場合があります。※2 継続には一定の条件があります。

「ゆうゆう」ラインナップ

「ゆうゆう」では以下の保障・特約がラインナップされており、組合員のみなさまのライフスタイルにあわせて必要な保障を選んでご加入いただくことができます。

保障名(特約)	特徴	保障期間	病 気						け が				住宅災害		その他					
			死亡 重度 障がい	身体 障がい	入院 手術	三大 疾病 入院等	入院 前後 通院	先進 医療	長期 入院	死亡 重度 障がい	身体 障がい	入院 手術	入院 前後 通院	通院	先進 医療	長期 入院	自然 災害 火災	各種 特約	所得 保障	賠償
生命・後遺障害保障 P.7	死亡や重度障がい、身体障がい、不妊治療やふたごの誕生などを保障します。	1年	○	○																
事故死亡上乗せ特約	交通事故や不慮の事故を直接の原因として、死亡された場合に上乗せして保障します。	1年																		
終身生命保障 P.9	病気やけがによる死亡・重度障がいを一生涯にわたり保障します。	終身	○																	
入院・手術保障 P.11	病気やけがによる入院・手術を保障します。	1年			○						○									
医療上乗せ特約	入院・手術保障の上乗せ保障として、入院前後の通院や長期入院などを保障します。	1年					○ ※2	○ ※3	○		○ ※2		○ ※3	○						
三大疾病特約	がん・脳卒中・急性心筋梗塞など三大疾病による入院・手術などを保障します。	1年				○ ※4														
終身医療保障 P.13	病気やけがによる入院・手術を一生涯にわたり保障します。	終身			○						○									
休業保障 P.15	病気やけがにより就業不能となり、入院や自宅療養などで休業をされた場合に保障します。	1年																		○
長期収入保障 P.16	734日を超えて休業状態が継続し収入が減少した場合に保障します。	1年																		○
賠償保障 P.17	日常生活における偶発的な事故により、法律上の損害賠償責任を負った場合に保障します。	1年																		○
交通災害保障 P.18	交通機関に起因して発生した事故による死亡・入院・通院などを保障します。	1年									○ ※6	○ ※6	○ ※5	○						
火災保障 P.19	火災・落雷などによる住宅・家財への損害を保障します。	1年																		○
自然災害保障	地震・風水害・盗難などによる住宅・家財への損害を保障します。	1年																		○
各種の特約	火災保障に付帯できる各種の特約。詳しくはP.22をご参照ください。	1年																		○

※1 「事故死亡上乗せ特約」、「休業保障」、「賠償保障」は重度障がいによる保障はありません。※2 入院前後通院は、入院保障が支払われた場合に保障されます。※3 先進医療は「入院中に先進医療の治療を受けた場合」のみ保障します。※4 三大疾病特約は、がん・脳卒中・急性心筋梗塞を原因とする診断保障・入院保障・手術保障を含みます。※5 交通災害保障には手術による保障はありません。なお、通院のみの場合でも対象となります。※6 「賠償保障」、「交通災害保障」は交通事故を原因とする場合に保障します。● 各保障の詳細につきましては、当総合パンフレットの該当ページおよび重要事項説明書(P.32～)でご確認ください。

制度変更のお知らせ

生命・後遺障害保障(退職者会)の掛金改定

退職後の継続契約について2016年4月契約分より掛金を下表のとおり見直します。(満50歳以上の組合員は掛金が下がります。)掛金減少分を不足する保障確保へ活用ください!!

Aタイプ 基本契約のみ(特約なし) **Bタイプ** 基本契約+事故死亡上乗せ特約

加入できる方	契約発効日(効力発生日)の満年齢		保障額		契約発効日(効力発生日)の満年齢		保障額	
	加入時年齢	タイプ	500万円	1,000万円	加入時年齢	タイプ	500万円	1,000万円
組合員(本人) 配偶者	満50歳~満54歳	A	1,675円 (2,405円)	3,240円 (4,700円)	満65歳~満69歳	A	7,425円 (8,155円)	※14,240円 (15,700円)
		B	1,805円 (2,535円)	3,500円 (4,960円)		B	7,555円 (8,285円)	※14,500円 (15,960円)
	満55歳~満59歳	A	2,875円 (3,605円)	5,640円 (7,100円)	満70歳~満74歳	A	10,700円 (11,430円)	加入 できません
		B	3,005円 (3,735円)	5,900円 (7,360円)		B	10,830円 (11,560円)	
	満60歳~満64歳	A	4,225円 (4,955円)	※8,340円 (9,800円)	満75歳~満79歳	A	16,500円 (17,230円)	
		B	4,355円 (5,085円)	※8,600円 (10,060円)		B	16,630円 (17,360円)	

()内は旧掛金です。※満60歳~満69歳の保障額1,000万円の月掛金は組合員(本人)のみの適用となります。

休業保障の改定内容

加重平均料率の変動により、右記のとおり掛金を引き上げます。

保障額(加入額)	旧掛金	新掛金
月額6万円	840円	850円
月額9万円	1,250円	1,260円
月額15万円	2,060円	2,090円

制度内容の詳細は、各保障の説明ページおよび重要事項説明書(P.32~)をご覧ください。

CHECK! 昨年度の制度改定内容を改めてお知らせします!

生命・後遺障害保障が大幅パワーアップしています。

生命・後遺障害保障に自動付帯

特定不妊治療保障を新設!

子どもが欲しいけれど、なかなか妊娠に至らない…。そんなときに希望の光になるのが「不妊治療」。不妊治療を受けられるご夫婦を応援するため保障を新設しました。

ふたご誕生保障を新設!

ふたごの誕生は嬉しい反面、育児や出費に対する不安も大きいことと思います。そのような経済的不安を緩和するため保障を新設しました。

障がい児福祉保障を新設!

わが子が重い障がいを持った場合、いろいろな不安が去来することと思います。ゆうゆうでは、そのような不安を少しでも軽くできるような保障を新設しました。

保障額 **30万円**※1(1回限り)

保障額 **100万円**※1
子ども1人につき

保障額 **100万円**※1

※1 引受団体は全トヨタ労連です。また、加入後1年以上経過したのちに発生した事由が対象となります。

生命・後遺障害保障の掛金を引き下げました。

●2015年4月以降の掛金とそれまでの掛金の差額(Aタイプ、Bタイプとも)

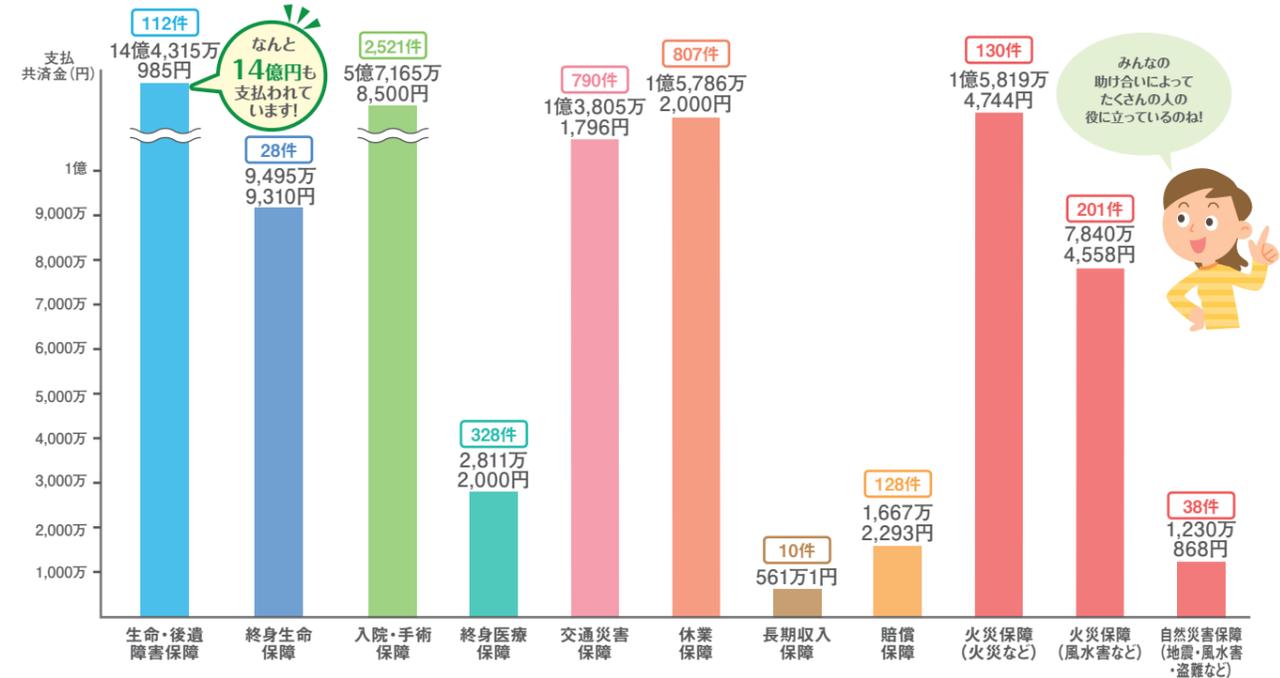
組合員・配偶者	保障額(基本契約額) 加入(継続)時年齢	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000
		万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
組合員・配偶者	満15歳~満29歳	-70円	-140円	-210円	-280円	-350円	-420円	-490円	-560円	-630円	-700円	-770円	-840円
	満30歳~満39歳	-160円	-330円	-500円	-670円	-840円	-1,000円	-1,170円	-1,340円	-1,510円	-1,680円	-1,850円	-2,010円
	満40歳~満49歳	-170円	-350円	-530円	-710円	-890円	-1,070円	-1,250円	-1,430円	-1,610円	-1,790円	-1,970円	-2,150円
	満50歳~満54歳	-180円	-370円	-550円	-740円	-930円	-1,110円	-1,300円	-1,480円				
	満55歳~満59歳	-190円	-380円	-570円	-760円	-950円	-1,140円	-1,330円	-1,520円				
満60歳~満64歳	-190円	-390円	-590円	-790円	-990円	-1,190円	-1,390円	-1,580円					
子ども	保障額(基本契約額) 加入(継続)時年齢	100	200	300	400	500	600						
	満0歳~満24歳	-10円	-20円	-30円	-40円	-50円	-60円						



掛金の詳細・加入要件・支払要件などはP.7~をご参照ください。

共済金支払状況

2014年度(2014年4月~2015年3月)における各保障別の共済金支払い状況は以下のとおりです。多くの組合員・退職者の皆様のお役に立つことができました。



お支払い事例の紹介

入院・手術保障

脳梗塞になり手術を受け73日間入院をした。

[契約内容] 日額5,000円/Cタイプ

入院1日当たり 入院日数 手術保障
5,000円 × 73日間 + 200,000円

三大疾病:診断保障 三大疾病:入院保障
+ 500,000円 + 5,000円×73日間

支払額 **1,430,000円**

子宮筋腫になり手術を受け11日間入院をした。

[契約内容] 日額3,000円/Aタイプ

入院1日当たり 入院日数 手術保障
3,000円 × 11日間 + 60,000円

支払額 **93,000円**

休業保障

靭帯損傷により会社を休業した。

[契約内容] 月額15万円

[休業期間] 1か月と3日間

支払額 **165,000円**

脳挫傷により会社を休業した。

[契約内容] 月額6万円

[休業期間] 3か月と10日間

支払額 **200,000円**

火災・自然災害保障(台風)

台風で88万円(一部壊)の損害を受けたとき

火災保障 + 自然災害保障 にそれぞれ住宅250口・家財200口ご加入の場合

[損害額] 住宅損害額…63万円
家財損害額…25万円
損害合計額…88万円

火災保障 + 自然災害保障で
合計 支払額 **910,000円**

お支払事例
[火災保障] 共済金…20万円
臨時費用共済金(共済金の15%)…3万円
[自然災害保障] (住宅一部壊50万円超)(家財一部壊20万円超) 共済金…68万円

賠償保障

自転車で横断歩道を渡る際、自動車と接触して自動車の運転席側が破損した。

支払額 **326,000円**

飼犬が自宅の柵を飛び越えて
通行人の腕に噛みついた。

支払額 **163,000円**

あなたのライフプランにあわせた ぴったりの保障があります。



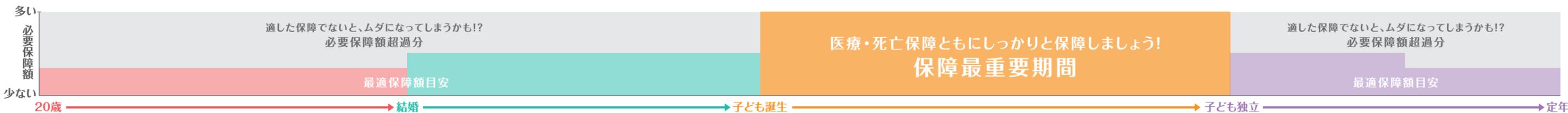
あなたと大切なご家族のためにムリ・ムダのない保障を考えましょう!

保障はライフイベントにあわせて見直しが必要です。ゆうゆうなら毎年見直しが可能!

※ただし、健康状態によっては保障額を増額できない場合があります。

保障選びのポイント 1.どんな保障が 2.どれだけ必要か? を確認することが必要です。

私的保障を考えるときのポイントはライフステージにあわせた保障を考えること。必要な保障額がピークを迎えるのは、結婚して子どもが生まれたときです。子どもの独立後は、夫婦の生活資金づくりをメインにした保障プランへシフトしましょう。



社会人になったら…

今後起こるイベントに備えて貯蓄を中心に

シングル向け



万一のけがや病気を考えて医療保障を中心とし、死亡保障については、必要最低限を備えましょう。
一人暮らしの方は火災保障(家財)も忘れずに!

生命・後遺障害保障 P.7~P.8 終身生命保障 P.9~P.10

死亡 身辺の整理費用など
死亡保障額の目安 **500万円**程度

入院・手術保障 P.11~P.12 終身医療保障 P.13~P.14

医療 治療費や差額ベッド代、食事代など
入院保障額の目安 **日額5,000円**程度

火災保障・自然災害保障 P.19~P.28

火災・自然災害 必要な住宅・家財保障額の目安

20歳代・1人暮らしの場合
家財 **300万円**程度 賠償 [賃貸の場合] 大家さんへの賠償が必要とき、借戸室の面積が30㎡未満の場合500万円程度

結婚したら…

結婚を機にライフスタイルに合わせた保障を

カップル向け



子どもの誕生や住宅の購入などを踏まえ、貯蓄中心に考えましょう。医療保障はもちろん、死亡保障は葬儀費用相当額や配偶者の当面の生活費程度を備えるのがおすすめです。

生命・後遺障害保障 P.7~P.8 終身生命保障 P.9~P.10

死亡 葬儀費用や配偶者の生活費など
死亡保障額の目安 **2,000万円**程度

不妊治療やふたご誕生の保障もセットされた生命・後遺障害保障がおすすめです。

入院・手術保障 P.11~P.12 終身医療保障 P.13~P.14

医療 治療費や差額ベッド代、食事代など
入院保障額の目安 **日額10,000円**程度

火災保障・自然災害保障 P.19~P.28

火災・自然災害 必要な住宅・家財保障額の目安

30歳代・2人暮らしの場合
家財 **1,300万円**程度 賠償 [賃貸の場合] 大家さんへの賠償が必要とき、借戸室の面積が50㎡未満の場合1,000万円程度

休業保障 P.15 長期収入保障 P.16

休業 休業保障額の目安 **月額9万円**程度

子どもが生まれたら…

必要保障額が最も高くなる時期の

ファミリー向け



死亡保障の必要保障額から企業の福利厚生制度などを加味し、不足分を保障や貯蓄で備えましょう。医療保障は家族の保障も含めて一定程度の保障を備えましょう。

生命・後遺障害保障 P.7~P.8 終身生命保障 P.9~P.10

死亡 家族の生活費や子どもの学費など
死亡保障額の目安 **3,000~6,000万円**程度

扶養家族1人あたり1,000万円を目安に

入院・手術保障 P.11~P.12 終身医療保障 P.13~P.14

医療 治療費や差額ベッド代、食事代など
入院保障額の目安 **日額10,000円程度~日額20,000円程度**

組合員・配偶者のおすすめ保障額

火災保障・自然災害保障 P.19~P.28

火災・自然災害 必要な住宅・家財保障額の目安

木造住宅・30坪・愛知県在住・40歳代・4人暮らしの場合
住宅 **2,100万円**程度 家財 **2,000万円**程度

休業保障 P.15 長期収入保障 P.16

休業 休業保障額の目安 **月額15万円**程度

子どもが独立したら…

セカンドライフにむけた保障づくりに

退職者向け



子どもが独立をする時期は、死亡保障よりも医療保障や貯蓄などを中心にライフプランを考えましょう。場合によっては保障額を減額して掛金負担を抑えることができます。

生命・後遺障害保障 P.7~P.8 終身生命保障 P.9~P.10

死亡 死亡保障額の目安
在職中は **1,000万円~2,000万円**程度

定年後は **500万円~1,000万円**程度

入院・手術保障 P.11~P.12 終身医療保障 P.13~P.14

医療 入院保障額の目安
治療費や差額ベッド代、食事代など
日額 **5,000円程度~日額10,000円程度**

火災保障・自然災害保障 P.19~P.28

火災・自然災害 必要な住宅・家財保障額の目安

木造住宅・30坪・愛知県在住・50歳代・2人暮らしの場合
住宅 **2,100万円**程度 家財 **1,800万円**程度

CHECK!

各プランは一般的な目安です。ご自分に合った保障をお探しの場合は保障診断をおすすめします。(所属の労働組合で保障診断申込書をお受け取りください)



生命・後遺障害保障

死亡・後遺障がい、不妊治療などを支える保障

引受団体 / 全労済「団体定期生命共済」 日本生命「団体定期保険」 共栄火災など「標準傷害保険」 全トヨタ労連「自家生命共済」

- おすすめポイント**
- 「特定不妊治療」、「ふたご誕生」、「子どもの重い障がい」の3つの保障を自動付帯。
 - 退職後も引き続き契約可能。(P.29~P.30を参照ください。)

【保障期間】2016年4月1日~2017年3月31日 【共栄火災引受分】2016年4月1日午前0時~2017年4月1日午後4時 (継続加入の場合は、2016年4月1日午後4時~2017年4月1日午後4時)

1 保障内容と保障額

保障内容

基本契約(生命・後遺障害保障)および特約(事故死亡上乗せ特約)の保障内容は以下のとおりです。

基本契約	死亡や重度障がいになったとき 死亡・重度障害保障 保障期間中に病気やけがにより、死亡または所定の重度障がいとなった場合にお支払いします。	不慮の事故により障がいが残ったとき 傷害後遺障害保障 保障期間中に不慮の事故※1によりけがをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障がいとなった場合にお支払いします。	病気により障がいが残ったとき 疾病後遺障害保障 保障期間中に病気により「重度障害保障」に該当しない身体障がいとなり、身体障害者福祉法に基づいた地方自治体発行の身体障害者手帳を交付された場合にお支払いします。
	夫婦で特定不妊治療を受けたとき 特定不妊治療保障 加入後1年以上経過した後に、夫婦で特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を受けたとき※2に30万円をお支払いします。(1回限り)	ふたごが誕生したとき ふたご誕生保障 加入後1年以上経過した後に、多胎児(2人以上)が誕生したときに、誕生した多胎児1人につき100万円をお支払いします。	子どもが障がい児福祉手当の受給資格認定を受けたとき 障がい児福祉保障 加入後1年以上経過した後に誕生した満5歳未満の実子が「障害児福祉手当」の受給資格認定を受けたとき(所得制限により手当てが支給されない場合を含む)に、100万円をお支払いします。

特約の付帯でさらに安心!!

事故死亡上乗せ特約	不慮の事故により死亡したとき 事故死亡保障 保障期間中に不慮の事故※1によりけがをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合にお支払いします。
-----------	--

保障額

保障名	保障額	配偶者						組合員					
		500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円	3,500万円	4,000万円	4,500万円	5,000万円	5,500万円	6,000万円
死亡・重度障害保障	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円	3,500万円	4,000万円	4,500万円	5,000万円	5,500万円	6,000万円	
傷害後遺障害保障	500万円~3,000万円 ※3												
疾病後遺障害保障	最大 500万円 ※4												
特定不妊治療保障	30万円(1回限り)												
ふたご誕生保障	子ども1人につき 100万円												
障がい児福祉保障	100万円												
事故死亡上乗せ特約	事故死亡保障	500万円~3,000万円 ※5											

保障名	保障額	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円
		死亡・重度障害保障	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
傷害後遺障害保障	100万円~600万円 ※3						
疾病後遺障害保障	最大 100万円	最大 200万円	最大 300万円	最大 400万円	最大 500万円 ※4		
事故死亡上乗せ特約	事故死亡保障	100万円~600万円 ※5					

加入タイプ

「生命・後遺障害保障」にご加入の場合は、保障額(基本契約額)および特約(加入タイプ)を加入申込書にご記入ください。

- Aタイプ** 基本契約のみ(特約なし)
- Bタイプ** 基本契約+事故死亡上乗せ特約

2 加入できる方と保障額の範囲

加入できる方	加入できる年齢(効力発生日時点)		加入(増額)時年齢における保障額の範囲		
	新規契約	継続契約	加入(増額)時年齢	保障額の範囲	加入単位
組合員(本人)	満15歳~満64歳	満79歳まで ※6	満15歳~満49歳	500万円~6,000万円	500万円
			満50歳~満54歳	500万円~4,000万円	
			満55歳~満59歳	500万円~2,000万円	
			満60歳~満64歳	500万円~1,000万円	
配偶者(内縁関係は除く)	満16歳~満64歳	満79歳まで ※7	満16歳~満49歳	500万円~3,000万円	500万円
			満50歳~満54歳	500万円~2,000万円	
			満55歳~満59歳	500万円~1,000万円	
			満60歳~満64歳	500万円	
子ども	満0歳~満24歳	満24歳まで ※8	満0歳~満24歳	100万円~600万円	100万円

(注)配偶者・子どもの加入には組合員(本人)の加入が必要となります。

ご加入について

新規・増額をご希望の方
加入申込書記載の「質問表C」および「職業告知」、「他の事故死亡保険契約の有無」欄への回答が必要となります。

質問表C 職業告知欄
コード表H 他保険欄
他保険I

配偶者、子どもの加入は組合員(本人)の加入が必要となります。
組合員本人が加入して、家族の中で1番高い保障額じゃないといけないうね

配偶者、子どもは組合員(本人)の加入額を超えて加入することはできません。

3 月掛金について

ご希望の保障額(基本契約額)より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。効力発生日(一斉展開の場合、2016年4月1日)時点の満年齢でご確認をお願いします。

加入(継続)時年齢	タイプ	保障額(基本契約額)											
		500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円	3,500万円	4,000万円	4,500万円	5,000万円	5,500万円	6,000万円
満15歳~満29歳	A	725円	1,330円	1,925円	2,530円	3,135円	3,740円	4,155円	4,570円	4,985円	5,400円	5,815円	6,230円
	B	855円	1,590円	2,315円	3,060円	3,795円	4,530円	4,945円	5,360円	5,775円	6,190円	6,605円	7,020円
満30歳~満39歳	A	735円	1,340円	1,935円	2,540円	3,145円	3,760円	4,175円	4,590円	5,005円	5,420円	5,835円	6,260円
	B	865円	1,600円	2,325円	3,070円	3,805円	4,550円	4,965円	5,380円	5,795円	6,210円	6,625円	7,050円
満40歳~満49歳	A	875円	1,620円	2,355円	3,100円	3,845円	4,590円	5,145円	5,700円	6,255円	6,810円	7,365円	7,920円
	B	1,005円	1,880円	2,745円	3,630円	4,505円	5,380円	5,935円	6,490円	7,045円	7,600円	8,155円	8,710円
満50歳~満54歳	A	1,115円	2,100円	3,085円	4,070円	5,055円	6,050円	6,845円	7,650円				
	B	1,245円	2,360円	3,475円	4,600円	5,715円	6,840円	7,635円	8,440円				
満55歳~満59歳	A	1,305円	2,490円	3,665円	4,850円	6,035円	7,220円	8,215円	9,210円				
	B	1,435円	2,750円	4,055円	5,380円	6,695円	8,010円	9,005円	10,000円				
満60歳~満64歳	A	1,605円	3,080円	4,545円	6,020円	7,495円	8,970円	10,255円	11,550円				
	B	1,735円	3,340円	4,935円	6,550円	8,155円	9,760円	11,045円	12,340円				

保障額を変更しなくても年齢によって掛金が上がるんだ! 1年契約だから毎年確認しておかないとね

加入(継続)時年齢	タイプ	保障額(基本契約額)					
		500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円
満16歳~満29歳	A	725円	1,330円	1,925円	2,530円	3,135円	3,740円
	B	855円	1,590円	2,315円	3,060円	3,795円	4,530円
満30歳~満39歳	A	735円	1,340円	1,935円	2,540円	3,145円	3,760円
	B	865円	1,600円	2,325円	3,070円	3,805円	4,550円
満40歳~満49歳	A	875円	1,620円	2,355円	3,100円	3,845円	4,590円
	B	1,005円	1,880円	2,745円	3,630円	4,505円	5,380円
満50歳~満54歳	A	1,115円	2,100円	3,085円	4,070円		
	B	1,245円	2,360円	3,475円	4,600円		
満55歳~満59歳	A	1,305円	2,490円				
	B	1,435円	2,750円				
満60歳~満64歳	A	1,605円	3,080円				
	B	1,735円	3,340円				

配偶者・子どもは組合員の加入額を超えて加入することはできません。

重要 ※1…「不慮の事故」とは、「急激かつ偶然な外来の事故」のことをいいます。※2…特定不妊治療に関する公的助成事業の指定医療機関での治療に限ります(所得制限により特定不妊治療の公的助成が受けられない場合も保障します)。※3…「傷害後遺障害保障」は「死亡・重度障害保障」と同額を保障の限度として、後遺障がいの等級に応じてお支払いします。ただし、3,000万円が限度となります。※4…「疾病後遺障害保障」の保障額は地方自治体発行の障害者手帳に記載されている等級に応じてお支払いします。(例:1級または2級の場合、500万円×100%=500万円) ※5…「事故死亡上乗せ特約」を付帯された場合の保障額は、「傷害後遺障害保障」と同額となります。ただし、3,000万円が限度となります。※6…満65歳以降継続をされる場合は、ゆうゆう退職者会への移行となります。移行にともない保障額や月掛金が増える場合があります。※7…満65歳以降継続をされる場合は、組合員(本人)がゆうゆう退職者会に移行することが必要となります。退職者会に移行されない場合は満65歳をむかえた契約終了日をもって解約(脱退)となります。※8…子ども契約の継続は満24歳の誕生日の直後の統一満期日までとなり、満25歳をむかえた以後の契約終了日をもって解約(脱退)となります。

●生命・後遺障害保障は全労済、生命保険会社(日本生命)、損害保険会社(共栄火災など)、全トヨタ労連が引受団体となり制度運営を行います。引受団体ごとの制度の詳細については重要事項説明書(全労済P.41、生命保険会社P.43、損害保険会社P.48、全トヨタ労連P.49)でご確認ください。●新規加入の場合、加入時年齢によって加入できる保障額の範囲が異なります。●配偶者は、組合員(本人)と同一戸籍の場合に加入できます。●子どもの加入は、組合員(本人)および配偶者と生計を一にする未婚の子が加入できます(「生計を一にする」とは、組合員(本人)と収入および支出の全部または一部を共同していることをいいます)。●申込日時点の健康状態によっては、ご加入いただけません。また、ご回答(告知)いただきました事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただきます(場合によってはご注意ください)。●組合員(本人)の契約が終了した場合(死亡または重度障がいによる請求をされた場合や解約(脱退)の場合)は、配偶者・子ども契約も解約(脱退)となります。●夫婦・親子で全トヨタ労連加盟組合に所属している場合は、家族間で重複加入をすることはできません。それぞれ組合員(本人)として加入してください。●掛金表()内の保障に「ご加入いただけるのは、旧制度「生命共済」(2009年度以前)から継続して加入し、掛金表()内の年齢群に入る前から上記「2 加入できる方と保障額の範囲」の「満55歳」または「満60歳」の保障上限を超えて加入している方です(増額はできません)。●掛金表()内の保障額は、新規・増額による加入はできません。

終身生命保障

一生涯にわたる病気やけがによる死亡保障

引受団体 / 全労済「終身生命共済」

- おすすめポイント**
- 加入時の掛金が払込満了まで変わることがありません。
 - 月掛金の払込満了後は、以降の掛金負担がなく保障が一生涯続きます。

【保障期間】2016年4月1日～終身保障(災害死亡特約は満80歳まで保障)

1 保障内容と保障額

「終身生命保障」の保障内容は以下のとおりです。

基本契約

死亡や重度障がいになったとき

死亡・重度障害保障(基本契約)

保障期間中に病気やけがにより、死亡または所定の重度障がい※1となった場合に、お支払いします。

災害死亡特約(自動付帯)

不慮の事故等により死亡したとき

災害死亡特約(自動付帯)

保障期間中に不慮の事故など※2により、死亡した場合または所定の重度障がいとなった場合に、お支払いします。

保障は一生涯

保障は満80歳まで

死亡・重度障害保障に加えてお支払いします。

保障名	保障額	
	300万円	500万円
死亡・重度障害保障	300万円	500万円
災害死亡特約	300万円	500万円

⚠ 現在加入している保障額を変更する場合は、慎重な対応が必要ですので、ゆうゆうセンターまでご相談ください。

ちょっとコラム

加入例 満40歳で加入した場合

死亡・重度障害保障 → 一生涯にわたって保障

災害死亡特約 → 満80歳まで保障

掛金払込期間 19年

満40歳 加入 → 満59歳 掛金払込満了 → 以後、掛金の払い込みはありません。

災害死亡特約は基本契約の払い込みが満了となる時点で満80歳までの掛金を一括前納していただきます。

例えば 保障額300万円、掛金払込満了が59歳の場合 **32,970円** お支払いいただけます。

掛金の払込免除

加入者が効力発生日以降に発生した不慮の事故による障がい直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内、かつ保障期間中に全労済所定の身体障がいの状態になったときは、以降の掛金払い込みが免除となります。掛金の払込免除の詳細については、重要事項説明書(P.52)でご確認ください。

●リビングニーズ共済金の詳細については、重要事項説明書(P.51)でご確認ください。

余命6ヵ月以内と診断されたときは死亡共済金額の全部または一部を「リビングニーズ共済金」としてご請求いただくことができます。

2 加入できる方と保障額の範囲

加入できる方	加入できる年齢(効力発生日時点)	継続契約	保障額
組合員(本人) 配偶者	満15歳～満54歳	終身	500万円 または 300万円 (最高2,000万円)
その他家族※3	満0歳～満54歳	終身	500万円 または 300万円 (最高2,000万円)

ご加入について

新規・増額をご希望の方

加入申込書記載の「質問表D」および「職業告知」欄への回答が必要となります。

質問表D 職業告知欄コード表H

3 月掛金について

ご希望の保障額より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。効力発生日(一斉展開の場合、2016年4月1日)時点の満年齢でご確認をお願いします。

保障額 300万円															
効力発生日時点の満年齢	月掛金		払込期間	効力発生日時点の満年齢	月掛金		払込期間	効力発生日時点の満年齢	月掛金		払込期間	効力発生日時点の満年齢	月掛金		払込期間
	男性	女性			男性	女性			男性	女性			男性	女性	
0歳	3,990円	3,720円	40年	14歳	4,530円	4,230円	40年	28歳	6,330円	5,850円	31年	42歳	12,000円	11,040円	17年
1歳	3,990円	3,750円		15歳	4,590円	4,260円		29歳	6,540円	6,060円	30年	43歳	12,780円	11,760円	16年
2歳	4,020円	3,780円		16歳	4,620円	4,320円		30歳	6,810円	6,270円	29年	44歳	13,680円	12,570円	15年
3歳	4,050円	3,810円		17歳	4,680円	4,350円		31歳	7,050円	6,510円	28年	45歳	14,670円	13,500円	14年
4歳	4,080円	3,840円		18歳	4,740円	4,410円		32歳	7,350円	6,780円	27年	46歳	15,840円	14,580円	13年
5歳	4,140円	3,870円		19歳	4,800円	4,440円		33歳	7,650円	7,050円	26年	47歳	17,190円	15,810円	12年
6歳	4,170円	3,900円		20歳	4,920円	4,560円		34歳	7,980円	7,350円	25年	48歳	18,780円	17,280円	11年
7歳	4,200円	3,960円		21歳	5,070円	4,710円		35歳	8,340円	7,680円	24年	49歳	20,670円	19,050円	10年
8歳	4,260円	3,990円		22歳	5,220円	4,830円		36歳	8,730円	8,040円	23年	50歳	23,010円	21,210円	9年
9歳	4,290円	4,020円		23歳	5,370円	4,980円		37歳	9,150円	8,430円	22年	51歳	25,890円	23,880円	8年
10歳	4,350円	4,050円		24歳	5,550円	5,130円		38歳	9,600円	8,850円	21年	52歳	29,580円	27,330円	7年
11歳	4,380円	4,110円		25歳	5,730円	5,280円		39歳	10,110円	9,300円	20年	53歳	34,530円	31,920円	6年
12歳	4,440円	4,140円		26歳	5,910円	5,460円		40歳	10,680円	9,810円	19年	54歳	41,400円	38,370円	5年
13歳	4,470円	4,170円	27歳	6,120円	5,640円	41歳	11,310円	10,410円	18年						

(団体割引適用掛金)

保障額 500万円															
効力発生日時点の満年齢	月掛金		払込期間	効力発生日時点の満年齢	月掛金		払込期間	効力発生日時点の満年齢	月掛金		払込期間	効力発生日時点の満年齢	月掛金		払込期間
	男性	女性			男性	女性			男性	女性			男性	女性	
0歳	6,650円	6,200円	40年	14歳	7,550円	7,050円	40年	28歳	10,550円	9,750円	31年	42歳	20,000円	18,400円	17年
1歳	6,650円	6,250円		15歳	7,650円	7,100円		29歳	10,900円	10,100円	30年	43歳	21,300円	19,600円	16年
2歳	6,700円	6,300円		16歳	7,700円	7,200円		30歳	11,350円	10,450円	29年	44歳	22,800円	20,950円	15年
3歳	6,750円	6,350円		17歳	7,800円	7,250円		31歳	11,750円	10,850円	28年	45歳	24,450円	22,500円	14年
4歳	6,800円	6,400円		18歳	7,900円	7,350円		32歳	12,250円	11,300円	27年	46歳	26,400円	24,300円	13年
5歳	6,900円	6,450円		19歳	8,000円	7,400円		33歳	12,750円	11,750円	26年	47歳	28,650円	26,350円	12年
6歳	6,950円	6,500円		20歳	8,200円	7,600円		34歳	13,300円	12,250円	25年	48歳	31,300円	28,800円	11年
7歳	7,000円	6,600円		21歳	8,450円	7,850円		35歳	13,900円	12,800円	24年	49歳	34,450円	31,750円	10年
8歳	7,100円	6,650円		22歳	8,700円	8,050円		36歳	14,550円	13,400円	23年	50歳	38,350円	35,350円	9年
9歳	7,150円	6,700円		23歳	8,950円	8,300円		37歳	15,250円	14,050円	22年	51歳	43,150円	39,800円	8年
10歳	7,250円	6,750円		24歳	9,250円	8,550円		38歳	16,000円	14,750円	21年	52歳	49,300円	45,550円	7年
11歳	7,300円	6,850円		25歳	9,550円	8,800円		39歳	16,850円	15,500円	20年	53歳	57,550円	53,200円	6年
12歳	7,400円	6,900円		26歳	9,850円	9,100円		40歳	17,800円	16,350円	19年	54歳	69,000円	63,950円	5年
13歳	7,450円	6,950円	27歳	10,200円	9,400円	41歳	18,850円	17,350円	18年						

(団体割引適用掛金)

重要 ※1…重度障がいとは、重要事項説明書(P.79)で定める「身体障害等級別支払割合表」の「第1級・第2級・第3級(2・3・4)」の状態をいいます。
 ※2…「不慮の事故など」とは不慮の事故または引受団体所定の感染症のことをいい、「不慮の事故」とは「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。 ※3…「その他家族」とは組合員と「生計を一にする」子ども、孫、父母、兄弟姉妹となります。「生計を一にする」とは、組合員と収入および支出の全部または一部を共同していることをいいます。 ●災害死亡特約は、満80歳まで継続加入ができます。 ●災害死亡特約は、基本契約の払い込みが満了となる時点で、満80歳までの掛金を一括前納していただきます。 ●申込日時点の健康状態によってはご加入いただけない場合があります。またご回答(告知)いただきました事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただく場合がありますのでご注意ください。 ●過去2年以内の発効契約において、「終身生命保障」ならびに全労済の「終身生命共済」の病気等死亡・重度障害共済金の額を通算して1,500万円を超える場合は、質問表への回答のほかに健康診断書を提出していただくことがあります。 ●保障額を変更される場合は既加入額を解約し、変更後の保障額で新規加入いただきます。契約発効日(効力発生日)時点の満年齢での加入となるため、掛金が変わります(増額を希望される場合は追加加入も可能です)のでご相談ください。

入院・手術保障

毎年見直すことが可能な
大型の医療保障

CHECK!
女性特有の
疾病[※]も保障

引受団体共済火災…「医療保険(1年契約用)」 全トヨタ労連…「自家医療共済」

- おすすめポイント**
- 日帰り手術(入院の有無を問わず)や、日帰り入院も保障されます。
 - 2つの特約でニーズに合わせた保障を選択可能です。

【保障期間】 2016年4月1日～2017年3月31日 【共済火災引受分】2016年4月1日午前0時～2017年4月1日午後4時
(継続加入の場合は、2016年4月1日午後4時～2017年4月1日午後4時)

※「帝王切開、子宮頸がん等」が該当します。詳しくはゆうゆうセンターにお問合せください。

1 保障内容と保障額(加入タイプ)

基本契約(入院・手術保障)および各特約(医療上乗せ特約、三大疾病特約)の保障内容は以下のとおりとなります。

基本契約

入院したとき
入院保障

保障期間中に病気やけがで入院した場合に、入院1日目から180日目までの期間を限度としてお支払いします。※P.53「お支払い例」を参照。

手術を受けたとき
手術保障

保障期間中に病気やけがで所定の手術^{※1}を受けた場合に、手術の種類により、入院日額の10・20・40倍をお支払いします。

特約の付帯で安心!

医療上乗せ特約

長期間入院したとき
長期入院保障

保障期間中に病気やけがによる入院が連続して90日以上となった場合および連続して180日以上となった場合、各々1回、下表の金額をお支払いします。

先進医療を受けたとき
先進医療費用保障

保障期間中の病気やけがによる入院中に先進医療による治療を受け、自己負担した技術料相当分について、下表の金額を限度にお支払いします。

入院前後に通院をしたとき
入院前後通院保障

保障期間中に病気やけがによる治療で入院保障が支払われた場合、その前後の通院について下表の金額をお支払いします。入院前通院は入院開始日の前日以前90日間の通院を対象とし、30日分を限度にお支払いします。退院後通院は退院日の翌日からその日をきめて180日間の通院を対象とし、60日分を限度にお支払いします。

特約の付帯でさらに安心!!

三大疾病特約

**三大疾病と
はじめて診断されたとき**
診断保障

保障期間中に三大疾病(P.55)とはじめて診断された場合に三大疾病入院日額の100倍をお支払いします。(それぞれ加入者の生涯にわたり1回のみ)なお、「上皮内新生物等」と診断された場合は、三大疾病入院日額の10倍をお支払いします。(加入者の生涯にわたり10回が限度)

三大疾病で入院したとき
三大疾病入院保障

加入者が、三大疾病を原因として、当保障の基本契約「入院保障」の支払対象となる入院をした場合にお支払いします。(支払限度期間は入院開始日から180日目までの間)

三大疾病で手術を受けたとき
三大疾病手術保障

加入者が、三大疾病を原因として、当保障の基本契約「手術保障」の支払対象となる手術を受けた場合に三大疾病入院日額の10・20・40倍をお支払いします。

保障額

保障名	日額3,000円	日額5,000円	日額8,000円	日額10,000円	日額15,000円	日額20,000円
基本契約						
入院保障	日額3,000円	日額5,000円	日額8,000円	日額10,000円	日額15,000円	日額20,000円
手術保障	3万円・6万円・12万円	5万円・10万円・20万円	8万円・16万円・32万円	10万円・20万円・40万円	15万円・30万円・60万円	20万円・40万円・80万円
医療上乗せ特約						
長期入院保障	18万円	30万円	48万円	60万円		
先進医療費用保障	最高60万円	最高100万円	最高160万円	最高200万円		
入院前後通院保障	日額900円	日額1,500円	日額2,400円	日額3,000円		
三大疾病特約						
診断保障	30万円	50万円	80万円	100万円		
上皮内新生物等は三大疾病入院保障の10倍(10回限度)						
三大疾病入院保障	日額3,000円	日額5,000円	日額8,000円	日額10,000円		
三大疾病手術保障	3万円・6万円・12万円	5万円・10万円・20万円	8万円・16万円・32万円	10万円・20万円・40万円		

加入タイプ

「入院・手術保障」にご加入の場合は、保障額(基本契約額)および特約(加入タイプ)を加入申込書にご記入ください。

Aタイプ～Dタイプのいずれか1つをお選びください。

Aタイプ	基本契約
Bタイプ	基本契約 + 医療上乗せ特約
Cタイプ	基本契約 + 三大疾病特約
Dタイプ	基本契約 + 医療上乗せ特約 + 三大疾病特約



2 加入できる方と保障額の範囲

加入できる方	加入できる年齢(効力発生日時点)		加入時年齢における保障額の範囲	
	新規契約	継続契約	加入時年齢	保障額の範囲
組合員(本人)	満15歳～満64歳	満79歳まで ^{※2}	満15歳～満59歳	日額3,000円～日額20,000円
			満60歳～満64歳	日額3,000円～日額10,000円
配偶者	満16歳～満64歳	満79歳まで	満16歳～満59歳	日額3,000円～日額15,000円
			満60歳～満64歳	日額3,000円～日額10,000円
その他家族 (組合員の子ども・同居の親族)	満0歳～満64歳	満79歳まで	満0歳～満59歳	日額3,000円～日額10,000円
			満60歳～満64歳	日額3,000円～日額5,000円

ご加入について

新規・増額をご希望の方
加入申込書記載の「質問表E」および「職業告知欄」への回答が必要となります。



3 月掛金について

ご希望の保障額・保障タイプより月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。効力発生日(一斉展開の場合、2016年4月1日)時点の満年齢でご確認をお願いします。

加入(継続)時年齢	加入できる方(保障額の範囲)	基本契約額(入院日額保障)	Aタイプ(基本のみ)	Bタイプ(基本+医上)	Cタイプ(基本+三大)	Dタイプ(基本+医上+三大)
満0歳～満59歳 (新規・継続の場合)	組合員 配偶者 その他家族	日額20,000円	3,000円	3,400円	4,200円	4,600円
		日額15,000円	2,250円	2,650円	3,450円	3,850円
		日額10,000円	1,500円	1,900円	2,700円	3,100円
		日額8,000円	1,200円	1,520円	2,160円	2,480円
		日額5,000円	750円	950円	1,350円	1,550円
		日額3,000円	450円	570円	810円	930円

加入(継続)時年齢	加入できる方(保障額の範囲)	基本契約額(入院日額保障)	Aタイプ(基本のみ)	Bタイプ(基本+医上)	Cタイプ(基本+三大)	Dタイプ(基本+医上+三大)
満60歳～満79歳 (新規・継続の場合)	組合員 配偶者 その他家族	日額20,000円	7,000円	8,700円	15,000円	16,700円
		日額15,000円	5,250円	6,950円	13,250円	14,950円
		日額10,000円	3,500円	5,200円	11,500円	13,200円
		日額8,000円	2,800円	4,160円	9,200円	10,560円
		日額5,000円	1,750円	2,600円	5,750円	6,600円
		日額3,000円	1,050円	1,560円	3,450円	3,960円

重要 ※1…所定の手術とは、重要事項説明書(P.81)で定める「入院・手術保障における手術支払倍率表」に記載の手術が対象となります。※2…満65歳以降継続を希望される場合は、ゆうゆう退職者会へ移行となります。移行にともない保障額や掛金が変わる場合があります。※3…満60歳～満64歳で新規加入する場合の加入限度額は、「2 加入できる方と保障額の範囲」に記載の限度額となります。●「入院・手術保障」の保障内容などの詳細については、「重要事項説明書」(P.53)にてご確認ください。●申込日時点の健康状態によってはご加入いただけない場合があります。また、ご回答(告知)いただきました事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただく場合がありますのでご注意ください。●入院・手術保障の基本契約は、全労済を保険契約者とし、全トヨタ労働組合連合会に加盟する労働組合の組合員である全労済組合員およびその配偶者・子ども・同居の親族を被保険者とする団体保険契約となります。●各特約の保障が更新時等に変更された場合、変更前の特約の保障は変更後の特約の保障開始日(効力発生日)時点で終了となります。また、保障変更日をまたいで発生している請求事由については変更前・変更後の保障額のうちいずれか低い保障額となります。なお保障額は入院日額10,000円に対する支払額が限度となります。●組合員が満59歳までに入院日額15,000円・20,000円に加入した場合は満60歳以降も在職中であれば引き続き同額以下で継続することができます。●配偶者が満59歳までに入院日額15,000円に加入した場合、組合員が満60歳以降も在職中であれば引き続き同額以下で継続することができます。●その他家族が満59歳までに入院日額8,000円・10,000円に加入した場合は組合員が満60歳以降も在職中であれば引き続き同額以下で継続することができます。●満60歳以後継続をされる場合は掛金が変わります。●期の途中でご加入される場合は、中途加入における保障開始日(効力発生日)時点の満年齢による掛金となります。また、ご継続される場合は、毎年4月1日時点での満年齢による掛金が適用されます。●夫婦・親子で全トヨタ労連加盟組合に所属している場合、重複加入による保障限度超過とならないようご確認ください。保障限度額については上記加入タイプに記載しています。

終身医療保障

一生涯にわたる病気やけがによる入院・手術保障

引受団体 / 全労済「終身生命共済 終身医療プランベーシックタイプ」

- おすすめポイント**
- 入院と手術に特化したシンプルな保障内容。
 - 終身契約のため契約更新による掛金増加はありません。(加入時の月掛金が変わりません。)

【保障期間】2016年4月1日～終身保障

1 保障内容と保障額

「終身医療保障」の保障内容は以下のとおりです。

基本契約

入院したとき

入院保障

保障期間中に病気やけがで入院したとき、入院1日目(日帰り入院も保障)から180日分までお支払いします。全保障期間を通算して、1,000日分を限度とします。

手術を受けたとき

手術保障

保障期間中に病気やけがで所定の手術※1を受けたときに、入院日額の10倍をお支払いします。

保障は一生涯

保障名	保障額	
	3,000円	5,000円
入院保障	日額 3,000円	日額 5,000円
手術保障	1回につき 30,000円	1回につき 50,000円



ちょっとコラム

知っていましたか？

高齢になってから加入するイメージがある終身医療保障…でも実は、若いときに加入した方が生涯掛金は少なくてすむのです。「いずれは…」と思っている方には、早めの加入をおすすめします。

85歳まで「日額3,000円」に加入した場合(男性)

生涯掛金946,080円

生涯掛金828,360円

2 加入できる方と保障額の範囲

加入できる方	加入できる年齢(効力発生日時点)	継続契約	保障額※3
組合員(本人) 配偶者 その他家族※2	満15歳～満75歳	終身	日額5,000円 または 日額3,000円

ご加入について

新規・増額をご希望の方
加入申込書記載の「質問表D」および「職業告知」欄への回答が必要となります。

職業告知欄
コード表H

質問表D



3 月掛金について

ご希望の保障額より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。効力発生日(一斉展開の場合、2016年4月1日)時点の満年齢でご確認をお願いします。

入院日額(加入額) 3,000円

効力発生日時点の満年齢	月掛金										
	男性	女性									
15歳	954円	966円	31歳	1,380円	1,380円	47歳	2,154円	2,166円	63歳	3,654円	3,744円
16歳	978円	984円	32歳	1,410円	1,410円	48歳	2,214円	2,226円	64歳	3,786円	3,894円
17歳	996円	1,014円	33歳	1,446円	1,446円	49歳	2,286円	2,298円	65歳	3,924円	4,056円
18歳	1,014円	1,038円	34歳	1,482円	1,476円	50歳	2,364円	2,376円	66歳	4,074円	4,224円
19歳	1,038円	1,062円	35歳	1,524円	1,518円	51歳	2,442円	2,454円	67歳	4,230円	4,410円
20歳	1,062円	1,092円	36歳	1,566円	1,554円	52歳	2,526円	2,538円	68歳	4,398円	4,602円
21歳	1,086円	1,116円	37歳	1,608円	1,596円	53歳	2,604円	2,616円	69歳	4,566円	4,812円
22歳	1,116円	1,140円	38歳	1,656円	1,644円	54歳	2,688円	2,706円	70歳	4,752円	5,022円
23歳	1,140円	1,170円	39歳	1,704円	1,692円	55歳	2,778円	2,796円	71歳	4,944円	5,256円
24歳	1,164円	1,194円	40歳	1,752円	1,746円	56歳	2,874円	2,898円	72歳	5,148円	5,490円
25歳	1,194円	1,224円	41歳	1,794円	1,794円	57歳	2,964円	2,994円	73歳	5,352円	5,742円
26歳	1,218円	1,248円	42歳	1,848円	1,854円	58歳	3,066円	3,102円	74歳	5,574円	6,006円
27歳	1,248円	1,272円	43歳	1,908円	1,908円	59歳	3,180円	3,222円	75歳	5,802円	6,282円
28歳	1,278円	1,302円	44歳	1,962円	1,968円	60歳	3,294円	3,342円			
29歳	1,314円	1,332円	45歳	2,022円	2,034円	61歳	3,402円	3,462円			
30歳	1,344円	1,356円	46歳	2,088円	2,100円	62歳	3,528円	3,600円			

(団体割引適用掛金)

入院日額(加入額) 5,000円

効力発生日時点の満年齢	月掛金										
	男性	女性									
15歳	1,590円	1,610円	31歳	2,300円	2,300円	47歳	3,590円	3,610円	63歳	6,090円	6,240円
16歳	1,630円	1,640円	32歳	2,350円	2,350円	48歳	3,690円	3,710円	64歳	6,310円	6,490円
17歳	1,660円	1,690円	33歳	2,410円	2,410円	49歳	3,810円	3,830円	65歳	6,540円	6,760円
18歳	1,690円	1,730円	34歳	2,470円	2,460円	50歳	3,940円	3,960円	66歳	6,790円	7,040円
19歳	1,730円	1,770円	35歳	2,540円	2,530円	51歳	4,070円	4,090円	67歳	7,050円	7,350円
20歳	1,770円	1,820円	36歳	2,610円	2,590円	52歳	4,210円	4,230円	68歳	7,330円	7,670円
21歳	1,810円	1,860円	37歳	2,680円	2,660円	53歳	4,340円	4,360円	69歳	7,610円	8,020円
22歳	1,860円	1,900円	38歳	2,760円	2,740円	54歳	4,480円	4,510円	70歳	7,920円	8,370円
23歳	1,900円	1,950円	39歳	2,840円	2,820円	55歳	4,630円	4,660円	71歳	8,240円	8,760円
24歳	1,940円	1,990円	40歳	2,920円	2,910円	56歳	4,790円	4,830円	72歳	8,580円	9,150円
25歳	1,990円	2,040円	41歳	2,990円	2,990円	57歳	4,940円	4,990円	73歳	8,920円	9,570円
26歳	2,030円	2,080円	42歳	3,080円	3,090円	58歳	5,110円	5,170円	74歳	9,290円	10,010円
27歳	2,080円	2,120円	43歳	3,180円	3,180円	59歳	5,300円	5,370円	75歳	9,670円	10,470円
28歳	2,130円	2,170円	44歳	3,270円	3,280円	60歳	5,490円	5,570円			
29歳	2,190円	2,220円	45歳	3,370円	3,390円	61歳	5,670円	5,770円			
30歳	2,240円	2,260円	46歳	3,480円	3,500円	62歳	5,880円	6,000円			

(団体割引適用掛金)

重要 ※1…所定の手術とは、重要事項説明書(P.82)で定める「終身医療保障における手術支払割合表」に記載の手術が対象となります。※2…「その他家族」とは、組合員と「生計を一にする」子ども、孫、父母、兄弟姉妹となります。「生計を一にする」とは、組合員と収入および支出の全部または一部を共同していることをいいます。※3…終身医療保障の加入は、日額5,000円または日額3,000円のどちらか一方のみ加入が可能です。
●効力発生日(2016年4月1日)時点で満0歳～満14歳までの方は加入ができません。●申込日時点の健康状態によってはご加入いただけない場合があります。またご回答(告知)いただきました事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただく場合がありますので質問表へのご回答は正しくお答えください。●職業・職種によって加入額を制限する場合や加入をお断りする場合があります。●過去2年以内の発効契約において「終身医療保障」ならびに、ゆうゆう共済「医療共済」または、全労済の「総合医療共済」の入院日額を通算して、入院日額10,000円を超える場合は質問表への回答のほかに、全労済所定の健康診断書を提出していただくことがあります。

休業保障

働けなくなった場合に備えて

引受団体 / 共栄火災など「普通傷害保険」(死亡のみ・所得補償・精神障害補償)

- おすすめポイント**
- 業務中の事故による就業不能も対象となります。
 - 就業不能状態であれば入院期間中や自宅療養中も保障されます。

【保障期間】2016年4月1日午前0時～2017年4月1日午後4時(継続加入の場合は、2016年4月1日午後4時～2017年4月1日午後4時)

長期収入保障

長期間働けなくなったときの収入減少の備えに

引受団体 / 共栄火災など「団体長期障害所得補償保険(精神障害補償)」

- おすすめポイント**
- 復職して業務に戻られた場合も※1、やむなく退職となった場合も※2保障。
 - 業務中の事故による就業障がいも保障対象となります。

【保障期間】2016年4月1日午前0時～2017年4月1日午後4時(継続加入の場合は、2016年4月1日午後4時～2017年4月1日午後4時)

1 保障内容について

「休業保障」の保障内容は以下のとおりです。
休業保障の保障額は、以下に記載の「平均月間所得額」の範囲で、公的保障等をご勘案のうえご加入ください。

病気やけがにより就業不能となったとき

休業保障

病気またはけがにより就業不能となり、その状態が免責期間(4日)を超えて継続した場合に最高2年間お支払いします。※1

不慮の事故により死亡したとき

事故死亡保障

不慮の事故※2によりけがをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に100万円をお支払いします。

就業不能とは… 病気やけがにより入院されていること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより加入申込書記載の業務に全く従事できないことをいいます(医師の治療を受けるまでの休業期間は含みません)。



2 加入できる方と保障額の範囲

加入できる方	加入できる年齢(効力発生日時点)		保障額	
	新規契約	継続契約	月額	事故死亡保障
組合員のみな(本人)	満15歳 満64歳	満64歳まで	月額15万円	100万円
			月額9万円	
			月額6万円	

ご加入について

新規・増額をご希望の方
加入申込書記載の「質問表A」および「職業告知」、「他の事故死亡保険契約の有無」欄への回答が必要となります。

職業告知欄
コード表H
他保険欄
他保険I
質問表A

3 月掛金について

ご希望の保障額より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。

保障額(加入額)	月額6万円	月額9万円	月額15万円
年齢性別に関わらず	850円	1,260円	2,090円

重要 ※1…休業保障(所得補償)には、骨髄採取手術に伴う入院補償特約が自動付帯されています。骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合の休業損失については、就業不能日数に4日を加えた日数を就業不能期間として共済金をお支払いします(本特約は免責期間を適用しません)。詳しくは重要事項説明書(P.59)をお読みください。※2…不慮の事故とは、「急激かつ偶然な外来の事故」のことをいいます。●休業保障は、免責期間(4日)を超えた以降の就業不能期間について最高2年間(効力発生日において満64歳の方は、1年間)お支払いします。●共済金のお支払額は1ヵ月単位とし、1ヵ月未満の端日数がある場合は、1ヵ月を30日とした日割り計算により決定します。●「平均月間所得額」より高い保障金額でご加入された場合、「平均月間所得額」より超過する分はお支払いができません。●休業の原因となった傷病が保障期間開始(継続の場合は初年度の保障期間開始)前の場合は、共済金はお支払いできないことがあります。●申込日時点の健康状態によってはご加入いただけない場合があります。また、ご回答(告知)いただきました事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただく場合がありますのでご注意ください。●休業保障は、全労済を保険契約者とし、全トヨタ労働組合連合会に加盟する労働組合の組合員である全労済組合員を被保険者とする団体保険契約となります。

1 保障内容について

「長期収入保障」の保障内容は以下のとおりです。

病気やけがにより長期間就業不能となったとき

長期収入保障

病気またはけがにより就業障がいとなり、その状態が連続して734日(免責期間)を超えて継続し、収入が減少した場合、735日目から最長満60歳(誕生日の前日)までお支払いします。(就業障がいの原因が精神障がいの場合は5年を限度としてお支払いします。)



住宅ローンを組んでいる方におすすめです!

住宅ローンを組む際に加入する「団体信用生命保険」は、事故や病気で死亡した場合、住宅ローン残額が全て完済されるという保障です。しかし、病気やケガで働けなくなり収入が減少した場合、**団体信用生命保険ではカバーされず、ローンを払い続けなければなりません。**子どもの養育費や日々の生活費もかかり、家計破産に陥る可能性があります。長期収入保障はそのようなリスクをカバーしてくれる保障です。

就業障がいとは… 病気やけがにより入院されていること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより加入者の経験、能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できないことをいいます。 ※免責期間終了後は就業障がいの認定が緩和されます。詳しくは重要事項説明書(P.61)をお読みください。

2 加入できる方と保障額の範囲

加入できる方	加入できる年齢(効力発生日時点)		保障額
	新規契約	継続契約	月額
組合員のみな(本人)	満54歳まで (最長60歳まで保障)	満59歳まで	月額15万円
			月額10万円
			月額5万円

ご加入について

新規・増額をご希望の方
加入申込書記載の「質問表B」および「職業告知」欄への回答が必要となります。

質問表B
職業告知欄
コード表H

3 月掛金について

ご希望の保障額より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。
効力発生日(一斉展開の場合、2016年4月1日)時点の満年齢でご確認をお願いします。

加入時年齢	保障額(加入額)		月額5万円		月額10万円		月額15万円	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
満15歳～満24歳	233円	159円	466円	318円	699円	477円		
満25歳～満29歳	240円	206円	480円	412円	720円	618円		
満30歳～満34歳	254円	267円	508円	534円	762円	801円		
満35歳～満39歳	308円	381円	616円	762円	924円	1,143円		
満40歳～満44歳	433円	580円	866円	1,160円	1,299円	1,740円		
満45歳～満49歳	570円	742円	1,140円	1,484円	1,710円	2,226円		
満50歳～満54歳	611円	732円	1,222円	1,464円	1,833円	2,196円		
満55歳～満59歳	696円	740円	1,392円	1,480円	2,088円	2,220円		

重要 ※1…仕事に復帰した後も障がいがあり、かつ収入が就業障がい発生直前の収入よりも20%を超える減少が続く場合、その減少した所得の割合に応じて最長満60歳(誕生日の前日)まで保障が継続されます。※2…退職された場合も、就業障がい状態が続き共済金支払条件を満たす限り、最長満60歳(誕生日の前日)まで保障が継続されます。●長期収入保障は効力発生日時点から満60歳(誕生日の前日)までの間保障されます。ただし、就業障がいの原因が精神障がい(休業保障と保障範囲が一部異なります。)の場合は5年間を限度としてお支払いします。●就業障がい期間が免責期間を超えた日(就業障がい開始後735日目)から満60歳(誕生日の前日)までの期間が3年に満たない場合は、3年間を限度にお支払いします。なお、就業障がいの原因が精神障がいの場合も同様に3年間が限度となります。●免責期間終了後の就業障がいの期間に1ヵ月未満の端日数がある場合は、1ヵ月を30日とした日割り計算によりお支払いします。●「平均月間所得額」より高い保障金額でご加入された場合、「平均月間所得額」より超過する分はお支払いができません。●休業の原因となった傷病が保障期間開始(継続の場合は初年度の保障期間開始)前の場合は、共済金はお支払いできないことがあります。●申込日時点の健康状態によってご加入いただけない場合があります。またご回答(告知)いただきました事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただく場合がありますのでご注意ください。●長期収入保障は、全労済を保険契約者とし、全トヨタ労働組合連合会に加盟する労働組合の組合員である全労済組合員を被保険者とする団体保険契約となります。

休業・長期収入保障共通事項

平均月間所得額とは

平均月間所得額とは以下の式により求めることができます。

$$\text{平均月間所得額} = \frac{\text{年間総収入} - \text{働けなくなったことにより支出を免れる金額(例:交通費など)} - \text{働けなくなっても得られる収入(例:家賃収入・配当金など)}}{12ヵ月}$$

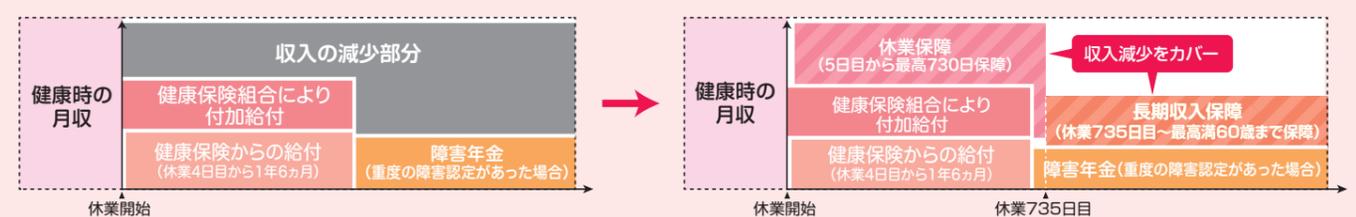
免責期間が始まる直前12ヵ月における加入者の所得の平均月間額をいいます。

会社休業中に退職した場合は?

共済金支払条件を満たしていれば、保障限度期間まで保障されます。(休業保障・長期収入保障どちらも可)

- (例)長期収入保障
けがにより就業障がい状態が続き、けがをして2年後に会社を退職した。
●保障条件を満たしていれば満60歳まで保障。
●仕事復帰しても障がいがあり、けがをする以前の収入より20%超の収入減少が続けば、満60歳まで保障。

「休業保障」と「長期収入保障」のイメージ



賠償保障

日常生活における
さまざまな賠償事故に備えて

引受団体 / 共済火災など「交通事故傷害保険」(死亡のみ・賠償責任補償)

- おすすめポイント**
- 日常生活で起こりうるさまざまな事故に対応するため、1回の事故につき最高1億円を保障します。
 - 月々50円の掛金で、家族全員の日常生活における賠償事故を保障します。

【保障期間】2016年4月1日午前0時～2017年4月1日午後4時(継続加入の場合は、2016年4月1日午後4時～2017年4月1日午後4時)

交通災害保障

交通機関にかかわる
不慮の事故による保障

ZENROSAI NEWS

引受団体 / 全労済「交通災害共済(A型)」

- おすすめポイント**
- 自動車事故のほか自転車、バイク等の運行中の交通機関による事故を保障します。
 - 国内だけでなく、海外で事故にあわれた場合も保障します。

【保障期間】2016年4月1日～2017年3月31日

1 保障内容と保障額

賠償保障では、賠償事故による保障のほかに、交通事故による死亡も保障されます。

損害賠償責任を負ったときに

賠償責任保障

組合員またはその家族が、組合員本人の居住の用に供する住居の所有・使用・管理および日常生活上の行動に起因する偶然な事故により他人に対し身体の障がい(傷害、疾病、後遺障がい・死亡)や財物の損壊(滅失、損傷、汚損)を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合にお支払いします。

交通事故により死亡したとき

交通事故傷害保障

組合員が交通事故等※1によりけがをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合にお支払いします。

保障例

- ◇ 買い物中に商品を壊してしまった!
- ◇ 自転車で他人にぶつかりケガをさせてしまった!
- ◇ 組合員が居住する自宅塀が壊れて、通行人にケガをさせてしまった!
- ◇ ベランダから物を落として、通行人にケガをさせてしまった! など

保障額

保障名	保障額
賠償責任保障	最高1億円※2
交通事故傷害保障	100万円

免責額
0円



次のような損害賠償金および費用が保障の対象となります。

■ 損害賠償金

1. 身体の場合…逸失利益、治療費、入院費、休業補償、慰謝料
2. 財物の場合…修理費用など

■ その他費用

1. 訴訟、仲裁、和解または調停についての費用(弁護士報酬を含む)
2. 応急手当、護送その他緊急措置に要した費用

被害者の方との示談交渉はご本人様に行っていただけます。

以下の事例のように弁済額全額が保障されない、または法律上の賠償責任がないため保障されないことがありますので、事前に損害保険会社担当者までご相談ください。事故解決までサポートさせていただきます。

● 時価額以上の弁済

被害者に請求されるまま時価額以上の弁済をしてしまった場合など

● 学校や祖父母などの代理監督者の責任がある場合

授業中、学校のガラスを偶然割ってしまった場合や、子どもを預けていた祖父母の自宅のガラスを子どもが破損した場合など

● 共同不法行為の場合

複数人でキャッチボールをしていて、他人の家のガラスを割ってしまった場合など

2 加入できる方

組合員(本人)のみが加入できる保障です。配偶者やその他のご家族の方はご加入いただけません。

新規をご希望の方

加入申込書記載の「他の事故死亡保険契約の有無」および「職業告知」欄への回答が必要となります。

職業告知欄
コード表 H

他保険欄
他保険 I

組合員が加入すれば、その家族「組合員の配偶者、組合員または配偶者の同居の親族および組合員または配偶者の別居の未婚(婚姻歴がないこと)の子」はすべて賠償責任保障の対象となります。

組合員

配偶者

子ども

ご加入について

3 月掛金について

月掛金

50円

重要

※1…交通事故等については重要事項説明書(P.62)にてご確認ください。
※2…実際にかかった法律上の賠償責任額をお支払いします。(対物賠償では時価額以下のお支払いとなります) また、組合員に他社の賠償契約がある場合は、損害賠償金を他社と按分してお支払いします。●賠償額の決定は事前に引受保険会社の承認が必要となります。●賠償保障は、全労済を保険契約者とし、全トヨタ労働組合連合会に加盟する労働組合の組合員である全労済組合員を被保険者とする団体保険契約となります。

1 保障内容と保障額

「交通災害保障」の保障内容は以下のとおりです。

交通事故により死亡したとき

死亡保障

交通事故を直接の原因として死亡されたときにお支払いします。

交通事故により障がいが残ったとき

障害保障

交通事故を直接の原因として所定の身体障がいの状態になられたときにお支払いします。

交通事故により入院したとき

入院保障

事故の日からその日を含めて180日以内に開始した連続5日以上入院について5日目より180日分を限度にお支払いします。※1

交通事故により通院したとき

通院保障

事故の日から180日以内に行われた治療のための通院について90日分を限度にお支払いします。

保障例

● 次のような交通機関にかかわる事故で被害にあったとき



● 道路上で次の不慮の事故で被害にあったとき



注意 歩行中に単独で転倒する等の事故は保障の対象になりません。

保障額

保障名	保障額	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
死亡保障		100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
障害保障		4万円～100万円	8万円～200万円	12万円～300万円	16万円～400万円	20万円～500万円
入院保障		日額2,000円	日額4,000円	日額6,000円	日額8,000円	日額10,000円
通院保障		日額1,000円	日額2,000円	日額3,000円	日額4,000円	日額5,000円

2 加入できる方と保障額の範囲

加入できる方	加入できる年齢(効力発生日時点)	保障額
組合員(本人) 配偶者 その他家族※2	年齢・健康状態に関わらずご加入いただけます。	100万円～500万円

ご加入について

新規・増額をご希望の方

加入申込書記載の「質問表F」への回答が必要となります。

質問表 F

3 月掛金について

ご希望の加入額より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。

保障額(加入額)	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
月掛金	70円	140円	210円	280円	350円

(団体割引適用掛金)



重要

※1…入院保障の支払いから除かれる入院1日目～4日目の4日間は、「通院保障」よりお支払いします。※2…「その他家族」とは、組合員と生計を一緒にする親族となります。「生計を一緒にする」とは、組合員と収入および支出の全部または一部を共同していることをいいます。●ハイヤーまたはタクシーを業務で運転中の交通事故の場合、通院保障はお支払いできません。ただし、入院保障は保障額200万円以上加入の場合は日額1,000円、保障額100万円加入の場合は日額500円のお支払いとなります。●「交通災害保障」(全労済引受)に、他の団体などを通じて加入されている場合は、合算して、500万円が限度となります。ご家族の中で加入額が重複あるいは超過する場合は契約を一つにまとめ、限度額(500万円)の範囲でお申し込みください。●「交通事故の定義」および「運行中および搭乗の定義」については重要事項説明書(P.64)でご確認ください。

住まいのリスクはさまざま。幅広い保障が住宅と家財を守ります。

火災保障・自然災害保障



住みある共済は全労済の(新)火災共済、(新)自然災害共済のことをいい、全トヨタ労連総合保障共済「ゆうゆう」はこの制度を利用しています。

保障内容はP.19~P.24 建物構造区分確認はP.25 / P.26 掛金単価はP.25 加入口数・掛金計算はP.27~P.28

保障プランについて

ご希望の保障範囲に応じて「火災保障」、「自然災害保障(標準タイプ)」「自然災害保障(大型タイプ)」より選択いただけます。

一覧の見方

○ 保障されます。

△ 特約を付帯すれば保障されます。

× 保障されません。

— 火災保障で保障されます。

火災保障の加入が必要となります

	火災保障	自然災害保障 大型タイプ	自然災害保障 標準タイプ
火災など 火災 破裂・爆発 消火作業による冠水・破壊 落雷 突発的な第三者の直接加害行為 (損害額5万円以上) 他人の車両の飛び込み 他人の住居からの水もれ 建物外部からの物体の落下・飛来	○	—	—
風水害など 突風・旋風(竜巻を含む) 暴風雨 降雪 豪雨・長雨 台風 洪水 雪崩 降ひょう 高波・高潮 上記による地すべり、もしくは土砂崩れ	○*	○*	○*
地震など 地震による火災・損壊 噴火による火災・損壊 津波による損壊	×	○	○
類焼損害を与えた	△	—	—
盗難 盗難による盗取・汚損・損傷	△	○	○
借家に損害を与えた	△	—	—

プラスで安心

*建物構造区分が「マンション構造」で「風水害保障なしタイプ」を選択した場合、風水害等を原因とした保障は対象となりません。

各保障に自動付帯される保障 (追加掛金は不要です。)

火災保障

【諸費用保障】

■失火見舞費用保障 ■漏水見舞費用保障(マンション構造のみ)

■修理費用保障(マンション構造のみ)

共済の目的である住宅からの火災や水漏れにより第三者に見舞金または損害賠償金を支払った場合、賃借人が居住する住宅に損害が生じ、修理のための費用を負担した場合にお支払いします。

■バルコニー等修繕費用保障(マンション構造のみ)

分譲マンションなどのバルコニーや窓ガラスなどの専有部分と同様に利用している専用使用権付共用部分が火災等により損害を受けた場合にお支払いします。

■水道管凍結修理費用保障

住宅の専用水道管が凍結したことにより当該機器のみ損壊(パッキングのみに生じた損壊を除く)し、これを修理した場合の費用を実損額でお支払いします。

【特別保障】

■住宅災害死亡保障 ■風呂の空だき見舞金

火災等、風水害等の住宅災害により、組合員(本人)またはその人と生計を一にする親族が事故の日から180日以内に死亡した場合にお支払いします。また風呂の空だきによる被害もお支払いします。

■付属建物等風水害保障

風水害等により、塀やカーポート等の付属建物または、物置や車庫などの付属建物に対して生じた損害を保障します。

■持ち出し家財保障

住宅内から一時的に持ち出された共済の目的である家財が日本国内の他の住宅内で、火災等で損害を受けた場合にお支払いします。

自然災害保障

■傷害費用保障

風水害等、地震等、盗難および火災等の住宅災害により組合員(本人)またはその人と生計を一にする親族が傷害を受け、その日から180日以内に死亡または身体障がいになった場合、障がいの程度に応じてお支払いします。

■付属建物等特別保障(大型タイプ)

風水害等または地震等により、塀やカーポート等の付属建物または、物置や車庫などの付属建物に対して生じた損害を保障します。

火災保障に付帯できる特約 (それぞれ特約ごとに追加掛金が必要です。)

ニーズにあわせて3種類の特約を付帯することができます。

類焼損害保障特約

自宅が火元となり周囲の住宅や家財を類焼させたとしても、失火責任法により、故意・重過失の場合を除いては、法律上の損害賠償責任は発生しません。しかし、その一方で近隣の方との関係が不安定になるなどの事態も想定されます。「類焼損害保障特約」を付帯することで、近隣の住宅や家財の損害を保障します。



盗難保障特約

ゆうゆうの「自然災害保障」には、盗難に対する保障が含まれていますが、盗難保障のみ必要とされる方のために「火災保障」に「盗難保障特約」を付帯できます。「自然災害保障」への加入がなくても盗難による家財の損害を保障します。「自然災害保障」との重複加入はできません。



借家人賠償責任特約

居住する借用住宅が火災・水漏れ・破裂などにより破損し、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、その損害を保障します。



加入できる住宅・家財と居住区分について

住宅 次のいずれかに該当する住宅が加入いただけます。

- 共済契約関係者が所有し、居住している住宅。
 - 共済契約関係者が所有し、他人に貸している住宅。
- ※日本国内にある住宅に限ります。※共有持分になっている場合は、持分に応じて分割し、できるだけ所有者が契約者となってください。※共済契約関係者とは、組合員(本人)またはその人と同一生計親族をいいます。

店舗等併用住宅の扱いについて

詳細はP.67

家財 次に該当する家財が加入いただけます。

- 共済契約関係者が居住する日本国内の住宅に収容される共済契約関係者が所有する家財。
- 共済契約関係者が所有し、かつ住居としてもっぱら使用している部分内の家財。

契約の対象とならない家財について

詳細はP.67

■居住する住宅によって加入できる内容が異なります。

持ち家にお住まいの方



住宅と家財

寮・社宅・アパートなどの賃貸住宅にお住まいの方



家財のみ

貸家をお持ちの方



住宅のみ

火災保障

火災等の被害から「住宅」「家財」を守るための保障

引受団体 / 全労済・「風水害等給付金付火災共済」「類焼損害保障特約」「盗難保障特約」「借家人賠償責任特約」

- おすすめポイント**
- 万一のとき再建を第一に考えた「再取得価額保障」。
 - 住宅の70%以上の焼破損で全焼扱い。

【保障期間】2016年4月1日～2017年3月31日

火災などのとき

- 火災
- 落雷
- 他人の住居からの水もれ
- 突発的な第三者の直接加害行為*
*損害額5万円以上
- 建物外部からの物体の落下・飛来
- 破裂爆発
- 消火作業による冠水・破壊
- 他人の車両の飛び込み

火災等保障 保障期間中に火災等の事由により「住宅」「家財」に損害が生じた場合に保障します。

被害の程度	1口あたりの共済金	保障額
全焼損 (住宅の70%以上の焼破損)	10万円	加入額の全額
半焼損・一部焼損 (住宅の70%未満の焼破損)	—	住宅・家財それぞれの加入額を限度とした再取得価額

臨時費用保障
火災等共済金の15%
(200万円が限度)

●臨時費用保障とは「火災などのとき」による罹災後の臨時の支出にあてる費用としてお支払いするものです。

再取得価額とは

住宅や家財が火災等にあつたとき、時価額ではなく、同程度のものを新たに購入・修復するために必要な全労済が定めた標準的な価額。

【例】10年前に購入した冷蔵庫が火災により損失した場合



ゆうゆうの火災保障なら「再取得価額保障」でお支払い!

風水害などのとき

- 突風旋風**
**竜巻含む
- 豪雨長雨
- 台風
- 雪崩
- 高波高潮
- 暴風雨
- 降雪
- 洪水
- 降ひょう

風水害等保障 保障期間中に左記の事由により共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅に損害が生じた場合に保障します。

被害の程度	損害の程度	1口あたりの共済金	支払限度額
全壊・流失	損壊率 70%以上	30,000円	300万円
	半壊 20%～70%未満	15,000円	150万円
一部壊	損害額 100万円を超える	4,000円	40万円
	50万円を超え100万円以下	2,000円	20万円
	20万円を超え50万円以下	1,000円	10万円
床上浸水	居室の床面からの高さ	150cm以上	15,000円
		100～150cm未満	10,000円
		70～100cm未満	7,000円
	50%未満	40～70cm未満	5,000円
		40cm未満	3,000円
		100cm以上	3,000円
100cm未満	1,000円	10万円	

臨時費用保障
風水害等共済金の15%

●臨時費用保障とは「風水害などのとき」による罹災後の臨時の支出にあてる費用としてお支払いするものです。

風水害保障なしタイプ加入の方

風水害等にかかわる以下の保障は対象外となります。

- 風水害等保障
- 臨時費用保障

重要 (1)住宅・家財いずれかのみ契約の場合、共済金は上表「支払限度額」の半額となります。(2)支払われる共済金の額は、住宅・家財の保障額の割合に応じて割りふって支払われます。(3)1回の災害で一部壊以上の損壊と床上浸水が同時に発生した場合、共済金のいずれか大きい方をお支払いします。(4)共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅が風水害等による損壊にあつた後、修理を行わないうちに別の風水害等による損壊にあつた場合は、各風水害等による損害の程度を合わせたものにより認定します。(5)住宅外部に損壊のない雨水の吹き込み、浸み込み、漏入は風水害等の損害には含まれません。(6)風水害等には、地震・津波・噴火による被害は含まれません。(7)損害額は再取得価額で算出し、損害の程度(支払いランク)を認定します。

地震などのとき

地震等災害見舞金

この見舞金は、火災保障・自然災害保障とは別にお支払いするものです。年間の総支払限度額を設けて、その範囲内でお支払いすることになるため、お支払いをお約束するものではありません。

地震等による損害を被り、住宅の損害額が20万円を超える場合、地震等災害見舞金をお支払いする場合があります(火災保障への加入が30口以上の場合に限りです)。*地震等とは、地震もしくは噴火、またはこれらによる津波をいいます。*貸家契約、空家契約は対象となりません。

付随する保障など

- 失火見舞費用
- 漏水見舞費用
- 賃貸借契約による修理費用
- 住宅災害死亡
- 風呂の空だき
- 持ち出し家財

諸費用保障

共済の目的である住宅からの火災や水漏れにより第三者に見舞金または損害賠償金を支払った場合、賃借人が居住する住宅に損害が生じ、修理のための費用を支払った場合にお支払いします。

失火見舞費用保障	漏水見舞費用保障(マンション構造のみ)	修理費用保障(マンション構造のみ)
保障額(下記のいずれか少ない額) 100万円または加入額の20% (1世帯40万円を限度)	保障額(下記のいずれか少ない額) 50万円または加入額の20% (1世帯15万円を限度)	保障額(下記のいずれか少ない額) 100万円または加入額の20%

バルコニー等修繕費用保障(マンション構造のみ)	水道管凍結修理費用保障
区分所有建物で共用部分(専用使用権付共用部分:バルコニー、窓ガラス等)が火災等により損害を受けて、加入者が修繕した費用を実損額でお支払いします。(住宅契約への加入の場合に限りです。) 保障額(下記いずれか少ない額を限度) 1事故30万円または加入額(1世帯あたり)	専用水道管が凍結したことにより損壊(パッキングのみに生じた損壊を除く)した場合の修理費用を実損額でお支払いします。(住宅契約への加入が20口以上の場合に限りです。) 保障額 1事故10万円を限度(1世帯あたり)

特別保障

住宅災害死亡保障	風呂の空だき見舞金	付属建物等風水害保障
火災等、風水害等の住宅災害により、組合員(本人)またはその人と生計を一にしている親族が事故の日から180日以内に死亡した場合にお支払いします。 保障額 1人につき1口あたり5,000円 (1人300万円を限度)	風呂釜および浴槽が以下の状態になつた場合にお支払いします。 保障内容 風呂釜と浴槽がともに使用不能となつたとき 風呂釜のみが使用不能となつたとき 保障額 5万円 2万円	風水害等により住宅の付属建物や付属建物に10万円を超える損害が生じた場合に、共済金をお支払いします。(住宅契約への加入が20口以上の場合に限りです。) 保障額 1事故20,000円 (1世帯あたり)

持ち出し家財保障
住宅内から一時的に持ち出された共済の目的である家財が日本国内の他の建物内で、火災等で損害を受けた場合にお支払いします。(家財契約への加入の場合に限りです。) 保障額(下記のいずれか少ない額) 100万円または家財の加入額の20%

付帯できる特約

火災保障では、以下の3つの特約をニーズに合わせて選択できます。

類焼損害保障特約

自宅が火元となつた火災で周囲の住宅や家財を類焼させた場合、類焼先の住宅および家財に生じた損害を保障します。

自宅が火元の火災で隣家の住宅や家財への損害を保障します。

保障額
最高1億円(保障期間中の支払金額の合計)
●火災保障に30口以上(住宅・家財の合計)加入している場合に付帯できます。



盗難保障特約

盗難により共済の目的である「家財」に損害が生じた場合に保障します。

火災保障のみの加入でも盗難による家財を保障します。

被害内容	保障額
共済の目的について生じた盗取、汚損、損傷(家財のみ保障)	最高300万円
通貨(1万円以上)	最高20万円
預貯金証書	最高200万円
持ち出し家財	最高60万円



借家人賠償責任特約

賃貸住宅にお住まいの方におすすめな保障です。

損害賠償保障 居住する借用住宅が火災、破裂または爆発、漏水等により破損し、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負つた場合にお支払いします。

賠償費用保障 損害賠償保障とは別に、損害賠償するにあたって要した費用に対し、加入額を限度にお支払いします。

1口あたりの共済金	保障額
10万円	加入額を限度とした損害賠償金の額 (500万円～4,000万円)

- 火災保障の家財契約に20口以上加入している場合に付帯できます。
- 借用住宅が共済契約関係者の所有している物件の場合は加入できません。
- 加入者と借用住宅の貸主との間で借用住宅の賃貸借契約または使用貸借契約がされている場合に加入できます。
- 【加入額の目安】はP.28をご参照ください。

具体的な費用
①損害の防止または軽減のために要した費用のうち、全労済が必要または有益であったと認める費用など
②訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用
③示談交渉に要した費用
※②、③については、書面により全労済の同意が必要です。
※②、③については、損害賠償金の額が契約共済金額を超える場合は、契約共済金額の損害賠償金の額に対する割合によって支払います。

自然災害保障

風水害、地震等の被害から「住宅」「家財」を守るための保障

引受団体 / 全労済・「自然災害共済」

おすすめポイント ■ 地震などのとき **大型タイプ** 最高1,800万円※、風水害などのとき **大型タイプ** 最高4,200万円※の保障。
■ 盗難による建物や家財の被害も保障。 ※住宅400口、家財200口に加入の場合の最高保障額です。

【保障期間】 2016年4月1日～2017年3月31日

ご注意 自然災害保障は火災保障にプラスしてご加入いただく保障です。
火災保障の加入口数と異なる口数や、自然災害保障単独のご加入はできません。

自然災害保障にご加入いただく場合は、**大型タイプ** **標準タイプ** のいずれかをお選びください。
なお、ご契約にあたっては、住宅1棟につき、1タイプとなりますので、複数の契約がある場合には、同一タイプに統一のうえ、ご加入ください。

風水害などのとき



風水害等保障 申込日の翌日から8日目以降の保障期間中に左記の事由により共済の目的である住宅または家財に被害が生じた場合に保障します。

被害の程度	損害の程度	大型タイプ		標準タイプ		
		1口あたりの共済金	支払限度額	1口あたりの共済金	支払限度額	
全壊・流失	70%以上	70,000円	4,200万円	50,000円	3,000万円	
	50%以上	49,000円	2,940万円	35,000円	2,100万円	
半壊	30%～50%未満	35,000円	2,100万円	25,000円	1,500万円	
	20%～30%未満	21,000円	1,260万円	15,000円	900万円	
	100万円を超える	14,000円	840万円	10,000円	600万円	
一部壊 ※1	50万円を超え100万円以下	7,000円	100万円	5,000円	100万円	
	20万円を超え50万円以下	2,800円	50万円	2,000円	50万円	
	10万円を超え20万円以下	1,400円	20万円	1,000円	20万円	
	床上浸水	居室の床面からの高さ	150cm以上	35,000円	2,100万円	25,000円
100～150cm未満			25,200円	1,512万円	18,000円	1,080万円
70～100cm未満			21,000円	1,260万円	15,000円	900万円
40～70cm未満			14,000円	840万円	10,000円	600万円
40cm未満			7,000円	420万円	5,000円	300万円
50%未満			100cm以上	7,000円	420万円	5,000円
		100cm未満	2,100円	126万円	1,500円	90万円

重要 ※1…一部壊とは住宅または家財それぞれごとに損害額が10万円を超えた損壊をいいます。また損害額は住宅・家財ごとに認定します。なお半壊以上の損害割合は住宅の損害にもつき認定します。(1)風水害等による共済の目的である住宅の損壊(床上および床下への浸水による損壊を除く)による損壊額が10万円を超える場合および、共済の目的である家財を収容する住宅に損壊を被った結果生じた、共済の目的である家財の損壊額が10万円を超える場合。(2)共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅が風水害等による床上浸水を被った場合。【留意事項】「火災保障 風水害などのとき 重要」(P.21)の(3)～(7)が適用となります。さらに、加えて次の事項が適用されます。(1)風水害等保障における共済金は、火災保障および自然災害保障より支払われる共済金を合わせて、損害の額を限度とします。なお、風水害等保障の合計額が損害の額を超える場合は、火災保障の共済金を優先してお支払いします。

用語解説 (火災保障・自然災害保障共通)
・損壊とは、壊れ、破れ、亀裂、傷、傾斜、変形およびずれをいいます。
・床上浸水とは、居住の用に供する部分の床面(畳敷または板張等のものをいい、土間・たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。)から45cmを超える浸水により、日常生活を営むことができない場合で、床面に土砂が流入した場合を含みます。

大型タイプ に付随する保障内容

付属建物等特別保障 風水害等により「付属工作物または付属建物」に被害が生じた場合、付属建物等特別保障として、1回の事故につき1世帯あたり3万円をお支払いします。ただし、住宅契約の加入口数が20口以上の場合に限りです。

被害の程度	支払額
風水害等による損害額が10万円を超える場合	1世帯あたり3万円

重要 ●申込日以前に生じた風水害等により、申込日の翌日から7日以内の保障期間中に生じた損害に対しては付属建物等特別保障を支払いません。●付属工作物とは、塀やカーポート等を、付属建物とは物置や車庫等をいいます。

風水害保障なしタイプ加入の方
風水害等にかかわる以下の保障は対象外となります。
●風水害等保障
●付属建物等特別保障 (風水害等による損害)

地震などのとき



地震等保障 地震等により共済の目的である住宅または家財を収容する住宅に被害が生じ、住宅の損害額が100万円を超える場合に保障します。

被害の程度	損害の程度	大型タイプ		標準タイプ	
		1口あたりの共済金	支払限度額	1口あたりの共済金	支払限度額
全壊・全焼	70%以上	30,000円	1,800万円	20,000円	1,200万円
大規模半壊・大規模半焼	50%～70%未満	18,000円	1,080万円	12,000円	720万円
半壊・半焼	20%～50%未満	15,000円	900万円	10,000円	600万円
一部壊・一部焼	損害額100万円超	3,000円	180万円	2,000円	120万円

地震等特別保障 住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合は、地震等特別保障として、下記の金額をお支払いします。ただし加入口数が20口以上の場合に限りです。

損害の程度	大型タイプ	標準タイプ
	支払額	支払額
住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合	1回の事故につき 一世帯あたり4.5万円	1回の事故につき 一世帯あたり3万円

重要 ●72時間以内に生じた複数の地震等により共済の目的に損害があった場合には、1回の地震等による損害とみなします。●共済の目的である家財を収容する住宅の損害の額が100万円に満たない場合であっても、共済の目的の家財に100万円を超える損害があった場合には一部壊・一部焼として家財契約の共済金をお支払いします。(なお、この場合は地震等特別保障は対象となりません。) ●物置・車庫・納屋等の付属建物・門・塀・垣根等の付属工作物の損害は対象外となります。●損害額は全労済が定めた再取得価額にて算出し、損害の程度(支払いランク)を認定します。

大型タイプ に付随する保障内容

付属建物等特別保障 地震等により「付属工作物または付属建物」に被害が生じた場合、付属建物等特別保障として、1回の事故につき1世帯あたり3万円をお支払いします。ただし、住宅契約の加入口数が20口以上の場合に限りです。

被害の程度	支払額
地震等による損害額が20万円を超える場合	1世帯あたり3万円

重要 ●付属工作物とは、塀やカーポート等を、付属建物は物置や車庫等をいいます。

付随する保障など



盗難保障

共通
大型タイプ
標準タイプ

盗難により保障期間中に共済の目的である住宅・家財に被害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合、下記の支払限度額の範囲で、お支払いします。

被害内容	保障額
共済の目的について生じた盗取、汚損、損傷	加入額を限度
通貨(1万円以上)	20万円または家財の加入額のいずれか低い額
預貯金証書	200万円または家財の加入額のいずれか低い額
持ち出し家財	100万円または家財の加入額の20%のいずれか低い額

重要 ●汚損、損傷による共済金の額は、「火災保障」より支払われる場合には、火災等保障と合わせて損害の額を限度とします。なお、共済金の合計額が損害の額を超える場合は、火災保障の共済金を優先してお支払いします。●通貨・預貯金証書については、共済の目的である家財を収容する住宅内より盗難にあった場合が対象となります。●通貨・預貯金証書の保障額は実際の損害額、またはそれぞれの支払限度額のいずれか低い額となります。●通貨・預貯金証書・持ち出し家財の保障は、家財契約への加入の場合に限りです。●預貯金証書の損害は、以下の事実があったときに限りです。①盗難を知った後直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと。②預貯金が引き出されていたこと。 ※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で、盗難にあつたことをいいます。

傷害費用保障

共通
大型タイプ
標準タイプ

風水害等、地震等、盗難および火災等の住宅災害により、組合員(本人)またはその人と生計を一にする親族が傷害を受け、その日から180日以内に死亡または身体障がいになった場合、障がいの程度に応じてお支払いします。

支払限度額
1口あたりの共済金額は最高10,000円で1事故1名につき最高600万円

重要 ●身体障がいとは、全労済が定める「身体障害等級別支払割合表(P.79)」の状態をいいます。

風水害保障なしタイプ加入の方
風水害等にかかわる以下の保障は対象外となります。
●傷害費用保障 (風水害等による死亡または身体障がい)



建物構造区分

「火災保障」、「自然災害保障」への加入にあたっては、お住まいの住宅の建物構造区分によって以下の3区分よりご契約いただきます。

建物構造区分	主な構造など
木造構造	「マンション構造」および「鉄骨・耐火構造」に該当しない住宅
鉄骨・耐火構造	「マンション構造」に該当しない以下の住宅 ・コンクリート造 ・鉄骨造の住宅 ・耐火・準耐火建築物、省令準耐火建物
マンション構造	・コンクリート造の共同住宅 ・耐火建築物の共同住宅

マンション構造における「風水害保障なしタイプ」の選択について

建物構造区分が「マンション構造」となる方は、風水害などによる保障を不担保とし、月掛金を引き下げた「マンション構造（風水害保障なしタイプ）」を選択することができます。

[注意] 火災保障で「風水害保障なしタイプ」で加入した場合、自然災害保障に加入する場合も「風水害保障なしタイプ」での加入となります。



月掛金

建物構造区分および「火災保障（借家人賠償責任特約、類焼損害保障特約、盗難保障特約）」、「自然災害保障（大型タイプ・標準タイプ）」の選択により、ご加入一口あたりの月掛金や特約の月掛金は以下のとおりとなります。

火災保障

建物構造区分	一口あたりの月掛金
木造構造	6.0円
鉄骨・耐火構造	3.5円
マンション構造	3.0円
マンション構造 (風水害保障なしタイプ)	2.5円

火災保障の特約

建物構造区分	一口あたりの月掛金	月掛金	
		借家人賠償責任特約	類焼損害保障特約
木造構造	4.0円		
鉄骨・耐火構造	2.0円	200円	100円
マンション構造	1.5円		

自然災害保障

大型タイプ

標準タイプ

建物構造区分	一口あたりの月掛金	
木造構造	14.0円	9.5円
鉄骨・耐火構造	9.0円	6.0円
マンション構造	8.0円	5.5円
マンション構造 (風水害保障なしタイプ)	7.0円	5.0円



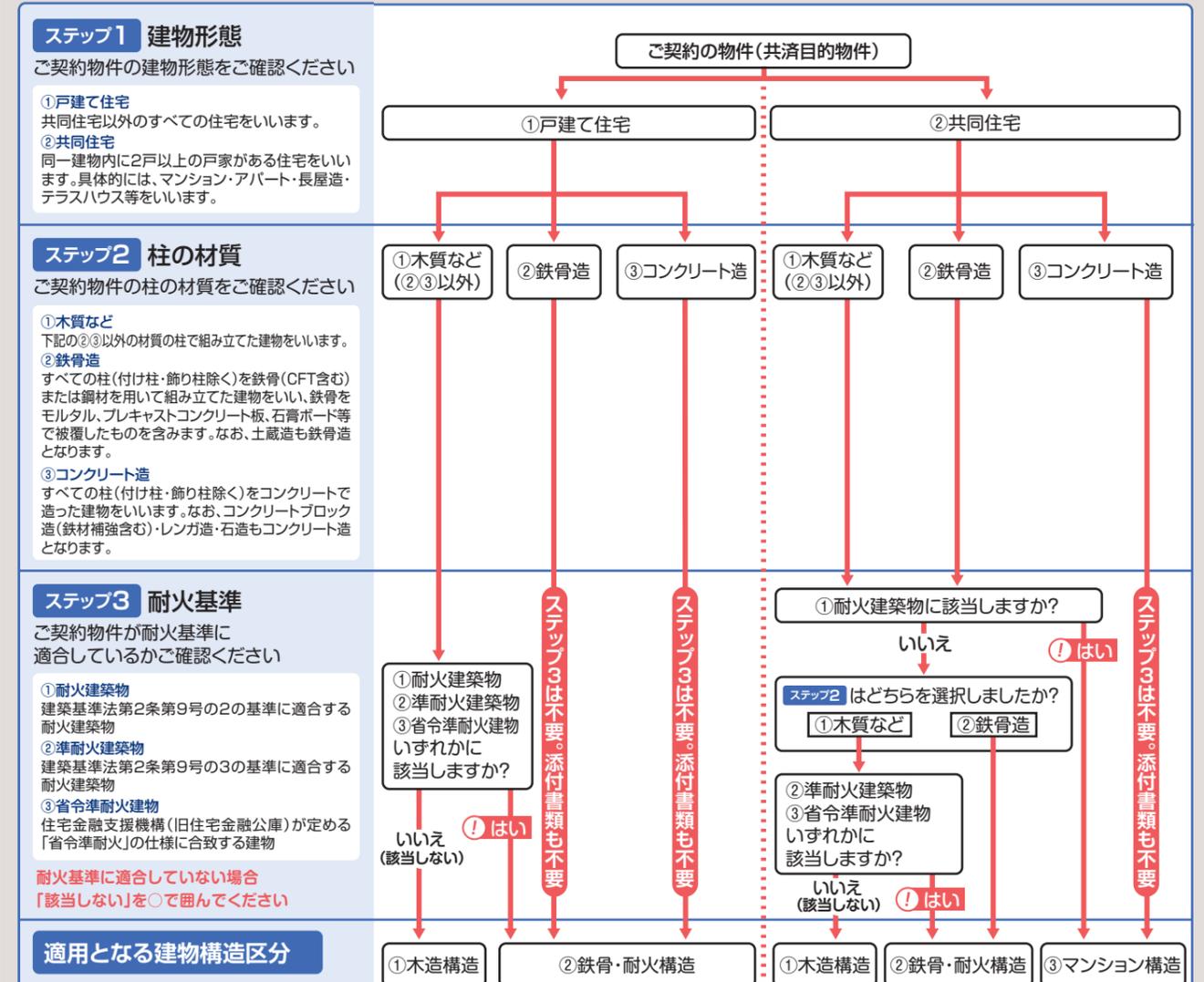
お住まいの必要保障額と掛金を計算してみましょう。 P.27へ

建物構造区分の確認について

「火災保障」、「自然災害保障」への加入にあたっては、現在お住まいの住宅の建物構造区分をご確認いただく必要があります。以下のガイドに沿って、お住まいの建物構造区分を確認してください。

建物構造区分確認ガイド

この流れ図に沿って建物構造区分をご確認ください。



①各種確認資料（建物確認申請書、仕様書、他保険証券など）のご提出

対象となる建物の建築確認書、設計仕様書、設計図面、その他ハウスメーカー、販売者、不動産賃貸業者等の作成する資料にて証明ください。また、火災保障の目的となる建物・家財について、他の損害保険会社で契約した火災保険契約（以下「他の契約」といいます。）がある場合、「他の契約」の保険証券に記載されている構造級別（M構造・T構造）を火災保障の構造区分に読み替えて適用（M構造は「マンション構造」、T構造は「鉄骨・耐火構造」）することができます。

②4階建て以上の建物で3階以上の階が共同住宅である場合（昭和35年以後建築のもの）

建物の階数が4階以上であり、かつ3階以上が共同住宅として使われている建物は、法令上、耐火建築物とすることが義務付けられています。このような建物は、【耐火基準】を満たすことが明らかであるため、耐火建築物であることを確認する資料の提出は不要です。

③耐火基準申請書（全労済所定の書類）のご提出

対象となる建物が耐火建築物・準耐火建築物・省令準耐火建物のいずれかの耐火基準に合致する建物であることを、施工者・販売者・不動産賃貸業者等より証明ください。

④ハウスメーカー名・住宅名・商品名での確認

ハウスメーカー名・住宅名・商品名をもとに、耐火基準コード表（P.75～P.77）にてご確認ください。
※重要事項説明書記載の耐火基準コード表に記載のない場合は、①～③の方法でご確認ください。

トヨタホームの戸建ては大部分が **ステップ1** 「①戸建て住宅」、**ステップ2** 「②鉄骨造」、**ステップ3** 記入不要、適用となる建物構造区分 「②鉄骨・耐火構造」です。（過去の商品、販売店のオリジナル商品など、この限りでない場合もありますので仕様をお確かめのうえ、ご記入ください。）

火災保障・自然災害保障

生活再建に必要な保障額を確認して、掛金を計算してみましょう。

住宅に必要な保障額を計算します。

持ち家にお住まいの方

住宅の加入基準口数(評価額) 最高限度口数400口(4,000万円)

住宅構造	住宅の所在地	1坪(3.3㎡)あたりの加入基準口数
木造構造	東京・神奈川・京都・大阪	8口(80万円)
	宮城・福島・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・新潟・長野・山梨・静岡・富山・石川・福井・愛知・岐阜・三重・滋賀・奈良・和歌山・兵庫・島根・鳥取・岡山・広島・山口・福岡・沖縄	7口(70万円)
	北海道・青森・岩手・秋田・山形・徳島・香川・愛媛・高知・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島	6口(60万円)
鉄骨・耐火構造 マンション構造	東京・神奈川	9口(90万円)
	埼玉・千葉・山梨・静岡・愛知・岐阜・三重・滋賀・奈良・京都・大阪・和歌山・兵庫 その他の道県	8口(80万円) 7口(70万円)



1坪あたりの加入基準は? 住宅延べ床面積は?

住宅構造は? (木造/鉄骨・耐火/マンション) × 延べ床面積 (坪=㎡÷3.3)

(例) 木造 愛知 7口 × (例) 29坪

住宅の必要口数は?

加入基準口数 (400口限度) (例) 203口 → 奇数切り上げ: 204口

注意 偶数口数で申し込みください。

家財に必要な保障額を計算します。

持ち家にお住まいの方 / 賃貸住宅にお住まいの方

家財の加入基準口数(評価額) 最高限度口数200口(2,000万円)

住宅延べ床面積	世帯主年齢	世帯人数				
		単身	2人	3人	4人	5人以上
10坪以上	30歳未満	50口 (500万円)	90口 (900万円)	100口 (1,000万円)	110口 (1,100万円)	120口 (1,200万円)
	30歳以上 40歳未満	60口 (600万円)	130口 (1,300万円)	140口 (1,400万円)	150口 (1,500万円)	160口 (1,600万円)
	40歳以上	70口 (700万円)	180口 (1,800万円)	190口 (1,900万円)	200口 (2,000万円)	200口 (2,000万円)
10坪未満	上記の口数または70口(700万円)のいずれか少ない口数					

世帯人数 (例) 4人 世帯主の年齢 (例) 35歳 住宅延べ床面積 (例) 29坪

より左記の表から参照してください。

家財の必要口数は?

加入基準口数 (200口限度) (例) 150口

注意 偶数口数で申し込みください。



他の火災保険(共済)などに加入の場合

ゆうゆう火災保障と他の火災保険(共済)の重複加入となる場合は、必要保障額(加入基準)からすでに加入されている他の火災保険(共済)の契約金額を差し引いた額でお申し込みください。(CO・OP火災共済に加入している方は、ゆうゆう火災保障との重複加入はできません。)

必要保障額 (A×10万円) + (B×10万円) の合計 万円

他保険(共済)契約額 万円

加入できる額 万円

加入できる口数 □

ゆうゆう火災保障(借家人賠償責任特約含む)および自然災害保障のほかに、他の火災保険(共済)等に加入している場合で、各保険(共済)の支払額の合計が損害額を超える場合は、その損害額が限度額となります。

借家人賠償責任特約の保障額を算出しましょう。

賃貸住宅にお住まいの方

あなたの希望する保障額

(加入額算出の目安)を参考に希望の口数をお申し込みください。

= C □

注意 偶数口数で申し込みください。

借家人賠償責任特約(加入額算出の目安)

借戸室の延べ床面積	口数
30㎡未満	50口(500万円)
30~50㎡未満	100口(1,000万円)
50~70㎡未満	150口(1,500万円)
70㎡以上	200口(2,000万円)

右表以外にも借戸室の延べ床面積を問わず50口(500万円)~400口(4,000万円)の範囲で加入できます。

合計掛金を算出してみましょう!

火災保障

1口あたりの月掛金	
木造構造	6.0円
鉄骨・耐火構造	3.5円
マンション構造	3.0円
マンション構造 (風水害保障なしタイプ)	2.5円

× ((例) 204口 (住宅) + (例) 150口 (家財)) = (例) 354口 × 6円 = 2,124円

火災保障(特約)

1口あたりの月掛金	
木造構造	4.0円
鉄骨・耐火構造	2.0円
マンション構造	1.5円

× C □ (借家人賠償) = □

類焼損害保障特約	月掛金
	200円

類焼損害保障特約の付帯について 特約の付帯は、火災保障への加入が30口以上(家財契約)の場合に限ります。 (例) 類焼損害保障特約200円

盗難保障特約	月掛金
	100円

盗難保障特約の付帯について 特約の付帯は、火災保障への加入が30口以上(家財契約)の場合に限ります。 自然災害保障に加入していない場合に限ります。

自然災害保障

1口あたりの月掛金	
木造構造	標準タイプ 9.5円
	大型タイプ 14.0円
鉄骨・耐火構造	標準タイプ 6.0円
	大型タイプ 9.0円
マンション構造	標準タイプ 5.5円
	大型タイプ 8.0円
マンション構造 (風水害保障なしタイプ)	標準タイプ 5.0円
	大型タイプ 7.0円

× ((例) 204口 (住宅) + (例) 150口 (家財)) = (例) 354口 × 14円(大型タイプ) = 4,956円

必要にあわせて「火災保障+自然災害保障」、「火災保障のみ」のどちらかをお選びください。

掛金を合計してください

(例) 火災保障2,124円 + 自然災害保障(大型タイプ) 4,956円 + 類焼損害保障特約200円 = 合計7,280円

□ + □ + □ + □ = □

ゆうゆう退職者会

CHECK!
生命・後遺障害
保障の掛金を
引き下げました!

ゆうゆう退職者会とは

「ゆうゆう」では、退職後も安心して保障を継続できるゆうゆう退職者会があります。退職時に移行手続きを行うことで、在職中に加入した保障を継続いただくことができます。なお、退職者会では継続できる保障、保障額の範囲、月掛金などが変更となります。

1 ゆうゆう退職者会に契約移行できる方

以下のいずれかの条件を満たす方は退職者会に契約移行(以下、移行)できます。



定年退職のとき
定年退職により退職した方



早期退職のとき
早期退職制度を活用し退職した方



休職満了のとき
病気やけがによる休職満了にともなう会社退職の方



組合員が亡くなられたとき
配偶者を契約者として移行できます(生命・後遺障害保障は除く)



プラス 満65歳^{*}のとき
在職中の方で、満65歳の方
※2016年4月1日までに満65歳となった方はゆうゆう退職者会に移行していただけます。

2 退職者会における各保障の取り扱いについて

保障名	移行の可否	加入できる方	保障内容、移行条件など	
生命・後遺障害保障	○ 移行できます	組合員(本人) 配偶者	<ul style="list-style-type: none"> ●退職者会移行時点の満年齢によって加入できる保障額の範囲が異なります。 ●退職者会移行後は退職者会専用掛金が適用されます。 ●子ども契約は退職者会へ移行することができません。 ●配偶者を契約者として移行する場合は生命・後遺障害保障は移行できません。 	
終身生命保障		組合員 配偶者 その他家族	<ul style="list-style-type: none"> ●災害死亡特約は満80歳までの保障となります。 ●払込満了後は掛金の支払いはありません。 	
入院・手術保障			<ul style="list-style-type: none"> ●退職者会移行時点の満年齢によって加入できる保障額の範囲が異なります。 ●満60歳を超えると掛金体系が変更となります。 	
終身医療保障			●掛金は終身払いとなります。	
交通災害保障		○ 移行できません	—	●退職者会移行後も在職中と同様の保障内容となります。
火災保障 自然災害保障				●退職者会へ移行できません。
休業保障	●在職契約終了と同時に解約となります。			
長期収入保障	○ 移行できません	—	●退職者会へ移行できません。	
賠償保障			●在職契約終了と同時に解約となります。	

重要 ●「早期退職」、「休職満了」により退職者会に移行される場合は、事前に所属の労働組合までご連絡をお願いします。
●「自己都合退職」の場合は、ゆうゆう退職者会に移行することができません。「ゆうゆう」は解約(脱退)となります。

3 退職者会における「生命・後遺障害保障」、「入院・手術保障」の取り扱いについて

生命・後遺障害保障 加入できる方、保障額の範囲は以下のとおりとなります。

加入できる方	契約発効日(効力発生日)の満年齢	加入できる保障額
組合員(本人)	満69歳以下	500万円・1,000万円
	満70歳~満79歳	500万円
配偶者	満59歳以下	500万円・1,000万円
	満60歳~満79歳	500万円

注意事項

- 退職者会移行後の保障額は1,000万円が上限となります。
- 退職者会移行時に移行届に印字されている保障額を変更することはできません。(解約(脱退)のみ可能です。)
- 満79歳まで継続加入することができます。

月掛金は以下のとおりとなります。(2016年4月契約分より掛金を下表のとおり見直します。)

加入できる方	Aタイプ 基本契約のみ(特約なし)		Bタイプ 基本契約+事故死亡上乗せ特約	
	加入時年齢	タイプ	500万円	1,000万円
組合員(本人) 配偶者	満50歳~満54歳	A	1,675円 (2,405円)	3,240円 (4,700円)
		B	1,805円 (2,535円)	3,500円 (4,960円)
	満55歳~満59歳	A	2,875円 (3,605円)	5,640円 (7,100円)
		B	3,005円 (3,735円)	5,900円 (7,360円)
	満60歳~満64歳	A	4,225円 (4,955円)	※8,340円 (9,800円)
		B	4,355円 (5,085円)	※8,600円 (10,060円)

()内は旧掛金です。※満60歳~満69歳の保障額1,000万円の月掛金は組合員(本人)のみの適用となります。

入院・手術保障 退職者会移行後は加入できる保障額の範囲や月掛金が異なります。

加入できる方	契約発効日(効力発生日)の満年齢	加入できる保障額
組合員(本人) 配偶者	満15歳~満79歳	日額3,000円~日額10,000円
その他家族	満0歳~満79歳	日額3,000円・日額5,000円

注意事項

- 退職者会移行時に移行届に印字されている保障額を変更することはできません。(解約のみ可能です。)
- 継続・更新時に満64歳までの方は、加入できる保障額の範囲で新規・増額・減額加入することができます。

月掛金は以下のとおりとなります。

加入(継続)時年齢	加入できる方(保障額の範囲)	基本契約額(入院日額保障)	月掛金			
			Aタイプ(基本のみ)	Bタイプ(基本+医上)	Cタイプ(基本+三大)	Dタイプ(基本+医上+三大)
満0歳~満59歳	組合員 配偶者 その他	日額10,000円	1,500円	1,900円	2,700円	3,100円
		日額8,000円	1,200円	1,520円	2,160円	2,480円
		日額5,000円	750円	950円	1,350円	1,550円
		日額3,000円	450円	570円	810円	930円
満60歳~満79歳	組合員 配偶者 その他	日額10,000円	3,500円	5,200円	11,500円	13,200円
		日額8,000円	2,800円	4,160円	9,200円	10,560円
		日額5,000円	1,750円	2,600円	5,750円	6,600円
		日額3,000円	1,050円	1,560円	3,450円	3,960円

4 退職者会移行手続きについて

各労働組合により手続きの進め方が異なります。まずは、所属労働組合までお問合せください。

退職者会への移行は、所属の労働組合から配布される「ゆうゆう退職者会移行届」にてお手続きをいただきます。



重要事項説明書

契約概要・注意喚起情報のご説明

全トヨタ労連 総合保障共済

ゆうゆう

一斉展開期間 / 2015年10~12月
効力発生(保障開始)日 / 2016年4月1日
申込書提出先 / 所属の労働組合

この「重要事項説明書」は、ご契約に関する大切な事柄を記載したものです。ご契約の際は、当総合パンフレットの該当箇所、および「加入・継続加入申込書兼告知書」とともに内容を充分ご確認ください。また、「重要事項説明書」は効力発生日(保障開始日)後も大切に保管してください。なお、ご不明な点がございましたら、全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」までお問合せください。



全国労働者共済生活協同組合連合会 共栄火災海上保険株式会社 日本生命保険相互会社

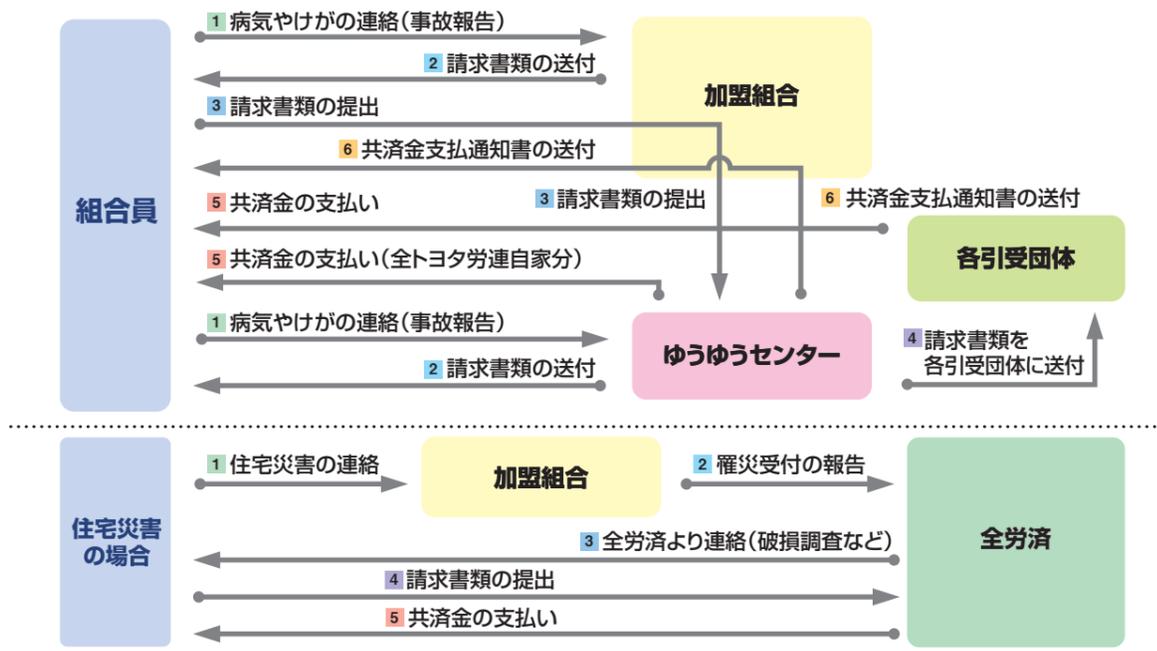
目次

P.33 「ゆうゆう」全保障(全引受団体)共通事項	P.59 休業保障 損害保険会社 「普通傷害保険 所得補償特約」
P.36 全労済 引受契約 共通事項	P.61 長期収入保障 損害保険会社 「団体長期障害所得補償保険」
P.37 損害保険会社 引受契約 重要事項説明書(共通事項)	P.62 賠償保障 損害保険会社 「交通事故傷害保険 賠償責任補償特約」
P.41 生命・後遺障害保障 全体概要	P.63 交通災害保障 全労済「交通災害共済」
P.41 生命・後遺障害保障 全労済「団体定期生命共済」	P.65 火災保障、その他特約、自然災害保障 共通事項
P.43 生命・後遺障害保障 生命保険「団体定期保険」	P.67 火災保障 全労済「風水害等給付金付火災共済」 「借家人賠償責任特約」「類焼損害保障特約」「盗難保障特約」
P.48 生命・後遺障害保障 損害保険会社「標準傷害保険」	P.71 自然災害保障 全労済「自然災害共済」
P.49 生命・後遺障害保障 全トヨタ労連「自家生命共済」	
P.51 終身生命保障 全労済「終身生命共済」	
P.53 入院・手術保障 全体概要	P.74 資料(各保障に関する資料集)
P.53 入院・手術保障 損害保険会社「医療保険(1年契約用)」	
P.55 入院・手術保障 全トヨタ労連「自家医療共済」	
P.57 終身医療保障 全労済「終身生命共済」	

共済金の請求について

共済金請求の流れ

病気やけがにより共済金を請求する場合は、まず事故の報告を所属の労働組合、またはゆうゆうセンターまでご連絡ください。受付後、請求書類一式を組合員へ送付します。



お手続きの詳細

事故報告の内容および共済金請求手続きの詳細は以下のとおりとなります。

① 病気やけがの連絡

請求事由が発生した場合は、所属の労働組合、またはゆうゆうセンターまで事故報告を行います。

全トヨタ労連 ゆうゆうセンター
共済金請求のご連絡は

0120-93-2681
(受付時間) 月~金 8:30~17:30

【ご報告いただく主な内容】

- ・氏名、生年月日、住所、契約者番号
- ・事故(支払事由の発生日時)、場所
- ・傷病や事故の内容(具体的に)
- ・警察、消防署への届け出の有無(けが、事故の場合)
- ・今後の治療予定(入院、通院、手術、自宅療養等詳しく)
- ・賠償保障を請求する場合は、相手方の連絡先等
- ・共済金請求関係書類の有無(必要な書類が手元にあるかの確認)

●火災保障・自然災害保障の事故報告は、所属の労働組合を通じて全労済各都道府県本部へご連絡ください。

② 請求書類の送付

事故報告の受付後、所属の労働組合またはゆうゆうセンターより請求書類一式を組合員へ送付します。

③ 請求書類の提出

所定の「共済金請求書」に共済金受取人が必要事項を記入し、その他必要書類とともに所属の労働組合に必ず提出してください。労働組合にて提出書類の確認および労働組合印を押印し、ゆうゆうセンターへ送付します。

④ 請求書類を各引受団体に送付

ゆうゆうセンターにて請求する保障内容に応じて、各引受団体へ請求書類を送付します。

⑤ 共済金の支払い

共済金は各引受団体(全労済、全トヨタ労連、損害保険会社、生命保険会社)から請求書類に記載された指定口座へ直接お支払いします。なお、引受団体間で「振込日」が異なる場合があります。ご了承ください。

⑥ 共済金支払通知書の送付

お支払いが完了後、ゆうゆうセンターから「共済(保険)金のお知らせ」を所属の労働組合経由で組合員へ送付します。

! 共済金請求時には、ゆうゆう所定の診断書をご提出ください。全トヨタ労連は、所定の診断書取得時の「領収書」をご提出いただくことで診断書料実費を補助(1通につき10,000円+消費税が限度)させていただきます。

(保険)金のお支払い、契約に付帯されるサービスのご提供のほか、継続のご案内、制度の健全な運営(再保険契約に伴う諸手続きを含みます)、保障制度のご提案、などに利用させていただきます。なお各引受団体の個人情報取り扱いに関する詳細は以下のホームページ、または当説明書の該当箇所をご確認ください。

各引受団体(保険会社)のホームページ
●全トヨタ労連 http://www.fine.or.jp/
●全労済 http://www.zenrosai.coop (当重要事項説明書37ページ)
●共栄火災 http://www.kyoeikasai.co.jp/ (当重要事項説明書38ページ)
●日本生命 http://www.nissay.co.jp/ (当重要事項説明書46ページ)

(2)個人情報の安全な取り扱いについて
引受団体は、契約者ならびに加入者からお預かりした個人情報については、厳正なる管理責任体制のもと、適切な管理を行うとともに、外部への流出の防止、外部からの不正なアクセス、または紛失・改ざんなどの危険に対し最大限の安全対策を実施しています。

(3)個人情報の「共同利用・提供」について
「ゆうゆう」にご加入の際いただいた契約者ならびに加入者の個人情報および共済(保険)金のご請求・お支払いに関する情報は、(1)の利用目的のために全トヨタ労連および加盟組合は、全労済、損害保険会社、生命保険と共同で利用させていただきます。共同利用する事項は以下の【共同利用事項】のとおりです。なお、契約者ならびに加入者の個人情報は、(1)の利用目的以外には使用いたしません。また、加入申込書・加入確認書・各種精算帳票などの出力にあたり、契約者が所属する各企業の所属情報等を該当する労使間での協定を前提に、利用することがあります。

【共同利用事項】
共同利用する保有個人データは、次の項目になります。
①データ項目として、所属組合・会社等の事業所番号・従業員番号、所属番号、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号
②加入申込書記載事項(契約者情報・加入者情報・契約内容)
③年末調整手続き事項(年間払込金額・割戻金額・申告金額)
④共済(保険)金支払に関する事項
⑤全トヨタ労連および加盟組合経由の共済(保険)金支払手続き事項(支払通知書・契約者情報・加入者情報、共済(保険)金支払事由、共済(保険)金の額)

【共同利用管理責任者の名称】
全トヨタ労働組合連合会／全国労働者共済生活協同組合連合会(全労済)／共栄火災海上保険株式会社他の損害保険会社／日本生命保険相互会社

(告知日)とします。申込書記入日(告知日)はご契約の引き受け上、大変重要な項目となります。そのため必ず契約者(組合員本人)および加入者(保障の対象となる方)が自書ください。

▶ 9 契約(加入)の成立と効力の発生について

全トヨタ労連および引受団体が加入を承諾した場合、契約(加入)が成立したものとみなし、保障は2016年4月1日または共済規程などに定める効力発生日(保障開始日)より開始します。

▶ 10 共済(保険)金請求に関する時効

共済(保険)金の請求手続き(請求する権利)には3年の時効期間があります。ご注意ください。

▶ 11 異議申し立て

契約(加入)および共済(保険)金の支払い等に関する決定について不服がある場合の異議の申し立ての取り扱いは、契約(加入)者(組合員)が所属するまたは所属していた労働組合を通じて、全トヨタ労連(ゆうゆうセンター)に対し文書で行うこととします。全トヨタ労連からの通知は該当する契約(加入)者(組合員)から届け出された住所、または契約(加入)者が所属する労働組合宛に通知します。

▶ 12 加入者が生死不明の場合

加入者が生死不明の場合は、各引受団体が定める共済規程、規約、約款、特約条項および民法等の法律等にもとづき対応します。

▶ 13 共済(保険)金等の受取人

共済(保険)金は、各商品の引受団体規程(事業規約・保険約款)等に準じてお支払いしますので、お支払いの詳細については、当重要事項説明書の各商品(制度)の該当箇所を確認ください。なお、受取人を指定される場合は、所定の書類をご提出いただく必要があります。

▶ 14 共済掛金(保険料)払込猶予期間について

共済掛金が月払いの場合、当月末日を、翌月分の共済掛金の「払込期日」とし、当該「払込期日」の翌日から3カ月間を「共済掛金払込猶予期間」とします。

▶ 15 共済(保険)契約の消滅

「払込期日」までに共済掛金の払い込みが行われなかった場合、全トヨタ労連は当該契約者の届出住所宛に催告書を送付して未払掛金の払い込みをなすことを求めますが、「共済掛金払込猶予期間」内に共済掛金の払い込みが全くない場合、「共済掛金払込猶予期間」末日の属する月の翌月1日午前0時をもって、当該共済契約は消滅します。この場合、この会はその旨を契約者に通知します。

▶ 16 個人情報の共同利用等に関する事項

(1)個人情報の「利用目的」について
契約者ならびに加入者からお預かりした個人情報は、適切な契約の引き受け、支払事由が発生した場合の円滑かつ適切な共済

▶ 17 「ゆうゆう」次年度契約発効の流れ

「ゆうゆう」では、全トヨタ労連加盟組合の組合員に向けて一斉展開をしております。そのため、一斉展開から契約の効力発生日(保障開始日)までの間に一定期間を必要としております。「ゆうゆう」における一斉展開から契約の効力発生日(保障開始日)までの流れは以下のとおりとなります。(詳細なスケジュールについては、所属の労働組合にてご確認ください)



▶ 18 各保障の保険料控除証明について

各保障および引受団体ごとに保険料控除の取り扱いが異なります。具体的にはP33に掲載の「▶ 2 引受団体と根拠規定」表内にある、「保険料控除の種類」を参照ください。また、同表の※1～4の詳細は次のとおりです。
※1 生命保険の引受割合が2015年4月1日より11%(以前は10%)へ変更となりました。
※2 全労済引受の終身生命および終身医療保障は、発効日が2011年12月31日までの場合は旧制度、発効日が2012年1月1日以降の場合は新制度が適用となります。
※3 貸家契約の確定申告用。
※4 自然災害保障のうち地震保障部分が対象となります。なお、1口あたりの掛金のうち右表の単価が地震保険料控除となります。

	木造構造	鉄骨・耐火構造	マンション構造	
			風水害保障あり	風水害保障なし
標準タイプ	6.5円	4.6円	4.6円	4.6円
大型タイプ	9.8円	6.9円	6.9円	6.9円

なお、医療共済(旧制度、2010年4月以降新規受付なし)は、ガン特約を除く部分が旧制度の生命保険料控除となります。さらに詳細の内容は重要事項説明書の各保障・引受団体のページを参照ください。

「ゆうゆう」全保障(全引受団体)共通事項

全トヨタ労働組合連合会(以下、全トヨタ労連)は総合保障共済「ゆうゆう」(以下、「ゆうゆう」)を、全トヨタ労連規約第6条および同総合保障共済規程にもとづき実施します。具体的には、全国労働者共済生活協同組合連合会(以下、全労済)、共栄火災海上保険株式会社(以下、共栄火災)を幹事会社とする損害保険会社(以下、損害保険会社。非幹事会社は、東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社です)、日本生命保険相互会社(以下、生命保険)、全トヨタ労連が実施する各共済、保険を組み合わせ実施します。各商品(制度)により、保障名および共済(保険)用語の正式名称は異なりますが、理解しやすいように一部用語を統一して記載しています。詳細は35～36ページを参照してください。

▶ 1 「ゆうゆう」実施規程

全トヨタ労連は、総合保障共済実施規則(以下、実施規則)にもとづき、「ゆうゆう」を実施します。各規程および改廃機関は以下のとおりです。

規程名称	規程内容	規程の改廃機関
全トヨタ労連 規約	全トヨタ労連における共済実施	大会
全トヨタ労連 総合保障共済規程	「ゆうゆう」全体の運営	中央委員会
全トヨタ労連 総合保障共済実施規則	全トヨタ労連「自家共済」の運営	中央執行委員会
同 共通規程		
同 自家生命共済規程		
同 自家医療共済規程		
同 診断書料補助規程	全労済、損害保険会社、生命保険会社が引き受ける保障は、各引受団体・会社が定める「事業規約・細則」「約款」「特約条項」などにもとづきます。	各団体が定める機関によります

▶ 2 引受団体と根拠規程

「ゆうゆう」の各保障を引き受ける団体・会社(以下、引受団体)と根拠規程、各引受団体の引受割合、および保険料控除の種類は以下のとおりです。

保障メニュー	制度(保障内容)	引受団体と根拠規程(規約・定款など)	引受割合(%)	保険料控除の種類	
生命・後遺障害保障	基本契約	死亡・重度(高度)障害	全労済「団体定期生命共済」	50%	生命保険料控除(※1)
		生命保険「団体定期保険」	11%		
		全トヨタ労連「自家生命共済」	39%	対象外	
		傷害後遺障害	損害保険会社「標準傷害保険」		100%
		疾病後遺障害	全トヨタ労連「自家生命共済」		
		特定不妊治療	全トヨタ労連「自家生命共済」		
	ふたご誕生	全トヨタ労連「自家生命共済」	30%		
	障がい児福祉	全トヨタ労連「自家生命共済」		70%	
	入院・手術保障	事故死亡上乗せ特約	損害保険会社「標準傷害保険」	100%	介護医療保険料控除
		基本契約	入院・手術		損害保険会社「医療保険(1年契約用)」
三大疾病特約		医療上乗せ特約	全トヨタ労連「自家医療共済」		
終身生命保障	死亡・重度障がい	全労済「終身生命共済」	100%	生命保険料控除(※2)	
終身医療保障	入院・手術	全労済「交通災害共済」		対象外	
交通災害保障	死亡・入院・通院など				貸家の確定申告用の火災保険料控除(※3)
火災保障	住宅災害(火災など)	全労済「風水害等給付金付火災共済」		地震保険料控除(※4)	
	特約各種	損害保険会社「普通傷害保険」	対象外		
自然災害保障	住宅災害(風水害、地震など)			全労済「自然災害共済」	介護医療保険料控除
	休業保障	死亡	損害保険会社「普通傷害保険」	介護医療保険料控除	
長期収入保障	所得補償	損害保険会社「所得補償特約」	介護医療保険料控除		
	長期休業時の所得保障	損害保険会社「団体長期障害所得補償保険(精神障害補償)」		対象外	
賠償保障	賠償責任補償	損害保険会社「交通事故傷害保険(死亡のみ・賠償責任補償)」	対象外		

▶ 3 加入資格について

「ゆうゆう」に契約(加入)できる方は、全トヨタ労連に加盟する労働組合に所属する組合員、および在職中に「ゆうゆう」に契約(加入)があった退職者、さらに全トヨタ労連が特に認めた方となります。また「ゆうゆう」各制度を利用するにあたり、引受元である全労済の組合員となる必要があります(詳細は36ページ)。加入できる(保障の対象となる)方は、制度ごとに異なりますので、当総合パンフレットの該当ページおよび各保障の重要事項説明書を参照ください。

▶ 4 一斉展開(募集)期間について

「ゆうゆう」への新規加入および変更の手続きは、所属の労働組合で設定された展開(募集)期間中にお手続きいただき、定められた期限までにご提出ください。期限までにご提出されない場合は、お申し込みいただいた内容をお引き受けできない場合があります。

▶ 5 効力発生日(保障開始日)と共済(保険)期間について

「ゆうゆう」の統一発効日(効力発生日)は毎年4月1日です。共済(保険)期間は同日から翌3月31日まで(損害保険引受分は翌4月1日午後4時まで)の1年間です。なお、終身生命保障および終身医療

保障の契約期間は終身となります。同じ契約内容で引き続き加入する場合は、自動更新となり手続きは不要です。(※所属する労働組合によっては変更の無い場合であっても、申込書の回収をする場合があります)なお、一定の条件を満たせば契約期間中途での新規加入、変更も可能です。ただし、中途加入の場合も満期日は翌3月31日となります。(終身生命保障、終身医療保障はのぞく)

▶ 6 加入・継続加入申込書兼告知書の記入(契約締結)について

契約(加入)にあたっては契約者(組合員本人)および加入者(保障の対象となる方)が、当総合パンフレットおよび重要事項説明書、加入・継続加入申込書兼告知書(以下、加入申込書)の内容を充分ご確認のうえ、加入申込書へ必要事項および質問への回答をご記入、押印していただき所属の労働組合へ提出してください。

▶ 7 月掛金(保険料)の払込方法について

掛金(保険料)は月払いです。各加盟組合で定められている方法にしたがい、月掛金(保険料)の払い込みをしてください。

▶ 8 加入申込書「質問事項」への「回答日」について

ご加入の際の「質問事項」への回答日は、加入申込書の「申込書記入日

引受団体	制度(商品)名	パンフレット記載名称	保障名称等	パンフレット記載名称			
全労済	終身生命共済	終身生命保障	死亡共済金	死亡保障			
			重度障害共済金	重度障害保障			
			災害死亡共済金	災害死亡特約			
			障害共済金				
	終身生命共済 (終身医療プラン・ベーシックタイプ)	終身医療保障	病気入院共済金	入院保障 手術保障			
			手術共済金				
			災害入院共済金				
			災害手術共済金				
	全労済	風水害等給付金付火災共済	火災保障	火災等共済金	火災等保障		
				風水害等共済金	風水害等保障		
臨時費用共済金				臨時費用保障			
諸費用共済金				諸費用保障	失火見舞費用共済金	失火見舞費用保障	
					漏水見舞費用共済金	漏水見舞費用保障	
					修理費用共済金	修理費用保障	
					バルコニー等修繕費用共済金	バルコニー等修繕費用保障	
水道管凍結修理費用共済金				水道管凍結修理費用保障			
特別共済金				特別保障	住宅災害死亡共済金	住宅災害死亡保障	
					風呂の空だき見舞金	風呂の空だき見舞金	
						付属建物等風水害共済金	付属建物等風水害保障
						持ち出し家財共済金	持ち出し家財保障
借家人賠償責任特約	借家人賠償責任特約	損害賠償共済金	損害賠償保障				
		賠償費用共済金	賠償費用保障				
		類焼損害共済金	類焼損害保障				
類焼損害保障特約	類焼損害保障特約	類焼損害共済金	類焼損害保障				
盗難保障特約	盗難保障特約	盗難共済金	盗難保障				
自然災害共済	自然災害保障	風水害等共済金	風水害等保障				
		地震等共済金	地震等保障				
		地震等特別共済金	地震等特別保障				
		盗難共済金	盗難保障				
		傷害費用共済金	傷害費用保障				
		付属建物等特別共済金	付属建物等特別保障				
		保険金	共済金				
		保険料	掛金				
保険金額・共済金額	保障額・加入額						
契約者 主たる被保険者	組合員(本人)	被共済者 被保険者	加入者				

引受団体	制度(商品)名	パンフレット記載名称	保障名称等	パンフレット記載名称
日本生命 共栄火災など	団体定期保険	生命・後遺障害保障	死亡保険金	死亡保障 重度障害保障
全労済			高度障害保険金	
			死亡共済金	
			重度障害共済金	
			傷害後遺障害保険金	傷害後遺障害保障
			疾病後遺障害共済金	疾病後遺障害保障
			特定不妊治療共済金	特定不妊治療保障
			多胎児誕生共済金	ふたご誕生保障
			障害児福祉共済金	障がい児福祉保障
			事故死亡共済金	事故死亡保障
			傷害死亡保険金	
共栄火災			医療保険(1年契約用)	入院・手術保障
	疾病手術保険金	入院保障 手術保障		
	傷害入院保険金			
	傷害手術保険金			
全トヨタ労連	自家医療共済	医療上乘せ特約	入院前通院共済金	入院前通院保障
			退院後通院共済金	退院後通院保障
			長期入院共済金	長期入院保障
			先進医療費用共済金	先進医療費用保障
			診断共済金	診断保障
			三大疾病入院共済金	三大疾病入院保障
三大疾病手術共済金	三大疾病手術保障			
共栄火災など	普通傷害保険 (死亡のみ・所得補償・精神障害補償)	休業保障	死亡保険金	事故死亡保障
			所得補償保険金	休業保障
			団体長期障害所得補償保険 (精神障害補償)	長期収入保障
共栄火災など	交通事故傷害保険 (死亡のみ・賠償責任補償)	賠償保障	交通事故傷害保険	交通事故傷害保障
			賠償責任補償特約	賠償責任保障
全労済	交通災害共済	交通災害保障	死亡共済金	死亡保障
			障害共済金	障害保障
			入院共済金	入院保障
			通院共済金	通院保障

全労済 引受契約 共通事項

▶ 1 全労済の共済(引受契約)に新規でご契約の場合

全労済は消費生活協同組合法にもとづき、非常利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県労済の組合員になることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資(1,000円以上)をお願いしています。(出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です)。出資金は、所属団体と全労済との取り決めによる方法でお支払いいただきます。なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りの全労済へご連絡いただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。また、3年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいただいていない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただきます場合がありますのでご注意ください。

▶ 2 共済金受取人について

共済金の受取人を共済金受取人といいます。共済金受取人のうち、加入者が死亡した場合の共済金受取人を死亡共済金受取人といいます。
 (1)共済金受取人は、契約者(組合員)とします。
 (2)(1)の規定にかかわらず、加入者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、①から⑤の順位になります。なお、②から⑤の中では、記載の順序になります。
 ①契約者の配偶者
 ②契約者の死亡当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 ③契約者の死亡当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 ④上記②にあてはまらない契約者の子、父母、孫、祖父母および

▶ 19 一斉展開時以外の各保障の取り扱いについて

一斉展開時以外の期の途中における各保障の取り扱いについては以下のとおりとなります。加入・変更・解約(脱退)等のお手続きには、所定の書類をご提出いただく必要がありますので、所属の労働組合までご連絡をいただき、お手続きをお願いします。

保障名(特約)	中途加入	中途増額	中途減額	中途解約(脱退)
生命・後遺障害保障 (事故死亡上乘せ特約)	△1・△2	△1・△2(※1)	×(※2)	×(※2)
入院・手術保障 (医療上乘せ特約) (三大疾病特約)	△1・△2	△1・△2(※1)	×	○
休業保障	×	×	×	○
長期収入保障	×	×	×	○
賠償保障	×	—	—	○
交通災害保障	△1・△2	△1・△2	×	○
終身生命保障	△1・△2	△1・△2(※1)	×	○
終身医療保障	△1・△2	△1・△2(※1)	×	○
火災保障 自然災害保障	○	○	○	○

△1：結婚した組合員、子どもが誕生した組合員および結婚した組合員の配偶者、誕生した組合員の子も
 △2：「ゆうゆう」以外の他の保障を見直して加入・増額をする場合
 ※1：「中途増額」を希望される場合、事務処理上の取り扱いは「解約(脱退)」→「新規」の扱いとなります。そのため、新規加入の契約発効日時点の満年齢によって月掛金が変わり(年齢ランクの上昇)となる場合があります。また、申込時に質問表への回答が必要となり、回答内容により増額をお引き受けできない場合があります。
 ※2：「生命・後遺障害保障」の契約期間の途中における減額・解約(脱退)は原則できません。(但し、加入資格を喪失した場合、契約期間の途中であっても契約は解約(脱退)となります。)
 注1：新入組合員(中途入社による新入組合員含む)への展開をされる場合は、一斉展開と同様にすべての保障制度に新規加入ができます。それ以外の加入は上表のとおりとなります。
 注2：「中途加入」、「中途増額」をされる場合は、加入を希望される保障制度によって質問表への回答が必要となります。また、質問表の回答によっては加入をお引き受けできない場合があります。
 注3：契約発効日(効力発生日)、解約(脱退)日は、それぞれ加入の場合は毎月1日、解約(脱退)の場合は当月末日での取り扱いとなります。
 注4：加入時の要件については、各保障制度記載の頁をご覧ください。

▶ 20 統一名称の使用について

各商品(制度)により、保障名および共済(保険)用語の正式名称は異なりますが、組合員の方がわかりやすい様に保障名を統一して記載しています。

引受団体	制度(商品)名	パンフレット記載名称	保障名称等	パンフレット記載名称
日本生命	団体定期保険	生命・後遺障害保障	死亡保険金	死亡保障 重度障害保障
全労済	団体定期生命共済		高度障害保険金	
	自家生命共済		死亡共済金	
	標準傷害保険		重度障害共済金	
	自家生命共済		傷害後遺障害保険金	傷害後遺障害保障
	自家生命共済		疾病後遺障害共済金	疾病後遺障害保障
	自家生命共済		特定不妊治療共済金	特定不妊治療保障
	自家生命共済		多胎児誕生共済金	ふたご誕生保障
	自家生命共済		障害児福祉共済金	障がい児福祉保障
	自家生命共済		事故死亡共済金	事故死亡保障
	標準傷害保険		傷害死亡保険金	
共栄火災	医療保険(1年契約用)		入院・手術保障	疾病入院保険金
		疾病手術保険金		入院保障 手術保障
		傷害入院保険金		
		傷害手術保険金		
全トヨタ労連	自家医療共済	医療上乘せ特約	入院前通院共済金	入院前通院保障
			退院後通院共済金	退院後通院保障
			長期入院共済金	長期入院保障
			先進医療費用共済金	先進医療費用保障
			診断共済金	診断保障
			三大疾病入院共済金	三大疾病入院保障
三大疾病手術共済金	三大疾病手術保障			
共栄火災など	普通傷害保険 (死亡のみ・所得補償・精神障害補償)	休業保障	死亡保険金	事故死亡保障
			所得補償保険金	休業保障
			団体長期障害所得補償保険 (精神障害補償)	長期収入保障
共栄火災など	交通事故傷害保険 (死亡のみ・賠償責任補償)	賠償保障	交通事故傷害保険	交通事故傷害保障
			賠償責任補償特約	賠償責任保障
全労済	交通災害共済	交通災害保障	死亡共済金	死亡保障
			障害共済金	障害保障
			入院共済金	入院保障
			通院共済金	通院保障

兄弟姉妹
 ⑤上記③にあてはまらない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 (3)上記(2)において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合その代表者は、他の死亡共済金受取人を代表します。
 (4)契約者は、支払事由が発生するまでは所定の書類により、加入者の同意および全労済の承諾を得て、(2)の死亡共済金受取人の順位または順序を変更することができます。また、死亡共済金受取人を(2)以外の契約者の親族等に指定または変更することができます。
 (5)(4)より死亡共済金の指定または変更がされている場合で、その後契約更新(以下「更新」といいます)されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとします。
 (6)死亡共済金受取人を指定または変更するための書類が全労済に到着する前に、指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払ったときは、その支払い後に共済金の請求を受けても、重複して共済金は支払いません。
 (7)(4)により指定または変更されていた死亡共済金受取人が死亡した場合でその後新たな死亡共済金受取人が指定されないときは(1)または(2)に規定する順位によります。
 ※「(その収入により生計を維持していた)」とは、契約者の収入により、日々の消費生活の全部または一部を営んでおり、契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。

▶ 3 クーリングオフについて

契約申込者(契約者)は、すでに申し込みをした共済契約について、申込日を含めてその日から8営業日以内であれば、そのお申し込みの撤回または解除をすること(クーリングオフといいます)ができます。
 ※クーリングオフをする場合、書面に契約の種類・申込日、契約者の氏名、住所、クーリングオフする旨を明記し、署名・押印のうえ、所属する団体を通じて、ゆうゆうセンターへ提出してください。

＜補償が重複する可能性のある主な補償＞

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の保険の例
休業保障 (普通傷害保険 所得補償特約)	所得補償保険
長期収入保障 (団体長期障害所得補償保険)	団体長期障害所得補償保険
賠償保障 (交通事故傷害保険 賠償責任補償特約)	傷害保険 賠償責任補償特約

その他ご注意いただきたいこと

▶ 1 お客様に関する情報の取扱い

(1)お客様に関する情報の取扱いについて
本契約の加入や保険事故の発生等に際して、全トヨタ労連および全労済にご提供いただいた情報につきましては、引受保険会社に提供されます。

(2)引受保険会社における情報の取扱いについて

■情報の利用目的について
引受保険会社は、全トヨタ労連および全労済から提供された情報について、保険制度の健全な運営とサービスの提供等のため、次の目的の達成に必要な範囲において利用させていただくことがあります。
○保険契約の引受、保険金の支払その他の保険契約の履行および付帯サービスの提供
○保険事故の調査(医療機関・当事者等の関係先に対する照会等を含みます。)○引受保険会社、引受保険会社のグループ会社およびこれらの提携先企業等の保険商品・金融商品・各種サービスの案内・提供
○全トヨタ労連総合保障共済「ゆうゆう」の円滑な制度運営

■情報の第三者提供について

引受保険会社は、全トヨタ労連および全労済から提供された情報について、保険制度の健全な運営のため、個人情報保護に関する法律その他の法令等に規定されている場合のほか、次の場合についても第三者に提供することがあります。

○前記(情報利用の目的について)に定める利用目的の達成に必要な範囲において、業務委託先(全トヨタ労連・保険代理店を含みます。)、医師、面接士、調査会社、他保険会社、金融機関等に対して提供する場合
○保険契約の適正な引受、保険金の適正な支払および不適切な保険金の請求等を防止するため、損害保険会社等の間において、保険契約、保険事故、保険金請求または保険金支払等に関する情報を交換する場合
○再保険契約の締結または再保険金の受領等のため、再保険取引先に対して再保険契約上必要な情報を提供する場合

■共同利用について

引受保険会社は、全トヨタ労連および全労済から提供された情報ならびに保険金の請求・支払に関して入手した情報について、次の場合に共同利用します。

○保険契約の適正な引受、保険金の適正な支払および不適切な保険金の請求等を防止するため、保険契約に関する情報を、一般社団法人日本損害保険協会に登録のうえ、損害保険会社等において共同利用する場合
○引受保険会社、引受保険会社のグループ会社およびこれらの提携先企業等との間で商品・サービス等の案内・提供のために個人情報を利用する場合
○全トヨタ労連総合保障共済「ゆうゆう」を構成する各保障商品の引受会社・団体との間で商品・サービス等の案内・提供のために個人情報を利用する場合
○全トヨタ労連総合保障共済「ゆうゆう」を構成する各保障商品の引受会社・団体との間で、保険金・共済金の適切な支払のために、保険金の請求・支払に関する情報を共同利用する場合(注)引受保険会社、引受保険会社のグループ会社およびこれらの提携先企業等については、共栄火災のホームページ(<http://www.kyoeikasai.co.jp/>)または引受保険会社各社のホームページをご覧ください。

▶ 2 ご相談窓口等

お手続きや当制度の内容に関するご照会・苦情につきましては、下記的全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく下記の引受保険会社窓口までご連絡ください。)

＜全トヨタ労連お問合せ先＞

全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」TEL 0120-93-2681

＜引受保険会社お問合せ先＞

共栄火災海上保険株式会社 団体組織開発部 営業課

TEL.03-3504-2898

【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・年末年始は除く)】
【指定紛争解決機関】

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題が解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会の「そんぽADRセンター」にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp)

す。この割引率は生命・後遺障害保障(標準傷害保険)および入院・手術保障(医療保険(1年契約用))の合算被保険者数、休業保障(普通傷害保険(所得補償特約)および賠償保障(交通事故傷害保険(賠償責任補償特約))ならびに長期収入保障(団体長期障害所得補償保険)の合算被保険者数がそれぞれ1万名以上(かつ、長期収入保障(団体長期障害所得補償保険)の被保険者数が100名以上)であることを条件としています。募集の結果、被保険者数が条件に満たなかった場合は、保険料を変更させていただく場合があります。

②過去の損害率による割増引率について
保険料には、過去の損害率による割増引が適用されています。「標準傷害保険」・「医療保険(1年契約用)」の保険料は割引40%・「普通傷害保険(所得補償特約)」・「交通事故傷害保険(賠償責任補償特約)」の保険料は割引25%、長期収入保障(団体長期障害所得補償保険)の保険料は割引17%を適用しています。割増引率は2015年3月末日時点での保険金支払の実績にもとづき算出しています。
※損害率の状況は毎年変わりますので、これにより次年度以降の保険料が変更となることがあります。

③加重平均料率について
「医療保険(1年契約用)」は、0歳～59歳と60歳～79歳の年齢層における保険料をそれぞれの年齢分布により加重平均した上で保険料を決定しています。また、「普通傷害保険(所得補償特約)」については、職種級別および年齢群団別の保険料をそれぞれ加入者の分布により加重平均した上で保険料を算出しています。
※加入者の分布は毎年変わりますので、これにより次年度以降の保険料が変更となることがあります。

注意喚起事項のご説明〈種目共通事項〉

▶ 1 ご加入後の留意事項

入院・手術保障(共栄火災部分)、休業保障(所得補償保険金部分のみ)、長期収入保障の保険料のうち所定の額については、生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となります。控除証明書は生命保険料控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管ください。なお、上記の取扱いは今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。

▶ 2 クーリングオフ(加入のお申し込みの撤回等)

本契約につきましては、加入のお申し込みの撤回または解除(クーリングオフ)ができませんのでご注意ください。

▶ 3 保険の効力発生日(保障開始日)

保険責任は、保険期間の開始日の午前0時(継続加入の場合は、保険期間の開始日の午後4時)に開始します。

▶ 4 脱退時の手続き・返れい金

ご加入後、保険の解約を希望される場合は、ゆうゆうセンターへご連絡ください。なお、解約された場合でも、解約返れい金はございません。

▶ 5 保険金をお支払いする事由が発生したときは

(1)万一保険金をお支払いする事由が発生したときは、すみやかにゆうゆうセンターへご連絡ください。なお、ご通知が遅れますと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。
(2)賠償保障にご加入の場合、賠償事故にかかわる示談交渉は必ず共栄火災とご相談いただきながらおすすめてください。
(3)保険金のご請求にあたっては、共栄火災が求める傷害・疾病または損害の程度を証明する書類、および保険金の支払時期を確定するための書類等をご提出していただきます。具体的な必要書類につきましては、事故発生時にご案内いたします。

▶ 6 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金および返れい金の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は入院・手術保障、長期収入保障以外の損害保険会社引受契約については原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで、入院・手術保障、長期収入保障については90%まで補償されます。

▶ 7 補償重複に関するご注意

次表の補償のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険(この保険以外の保険にセットされる特約や共栄火災以外の保険を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、保険の対象となる事故について、どちらの保険からでも補償されますが、いずれか一方の保険からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、保険の可否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。(注)
(注) 1 保険のみに補償をセットした場合、保険を解約したときなどは、保険の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。一般社団法人日本共済協会 共済相談所 TEL. 03-5368-5757【受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始除く)】
※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

▶ 11 組合員について

1. 組合員の資格

(1)この消費生活協同組合(都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます)の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。

(2)この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

2. 届け出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名もしくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

3. 自由脱退

(1)組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

(2)この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。

(3)(2)の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届け出の催告をしなければならない。
(4)(2)の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

(1)組合員たる資格の喪失 (2)死亡 (3)除名

5. 除名

(1)この組合は、組合員が次のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。

①3年間この組合の事業を利用しないとき

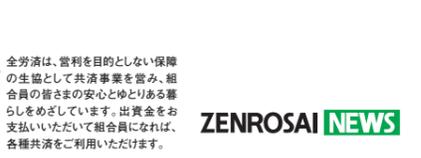
②この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき

(2)前項の場合において、この組合は、総代会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

(3)この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

▶ 12 信用リスクについて

全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金を超える十分な積み立てを行っています。また、資産運用リスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客様に関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています(※詳しくは各都道府県的全労済にお問合せください)。

	<small>全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいたり組合員になれば、全国労働者共済生活協同組合連合会 各種共済をご利用いただけます。</small>	
---	---	--

▶ 4 加入申込書および質問表の記入について

(1)加入申込書(以下「申込書」といいます)は全労済と契約を締結するもの、および質問表は健康状態などを告知いただくものとして重要です。契約者自身をご記入いただき、内容を充分にお確かめのうえ、署名・押印をしてください。

※各種共済にお申し込みいただく場合には、被共済者(以下「加入者」といいます)になられる方の同意を得てください。

(2)質問表(健康状態などについての質問)には正確にお答えください。正確にお答えいただけなかった場合、ご契約が解除となり、共済金をお支払いできないことがあります。

▶ 5 共済金の不法取得目的による契約の無効について

契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をした場合には、その契約は無効となります。

※契約が共済金の不法取得目的による無効の場合、契約当初からの払込掛金はお返しできません。

※すでに、共済金または返戻金を支払っていたときは返還していただきます。

▶ 6 詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、加入者または共済金受取人が、申し込みの際、詐欺行為または強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。

※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。

また、すでに共済金を支払っていたときには、返還していただきます。

※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

▶ 7 共済金支払いの分割・繰り延べ・削減について

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災害などの非常時には、共済金の分割払い、お支払いの繰り延べまたは削減が行われることがあります。

▶ 8 個人情報の取り扱いについて

全労済は、お客さまにより良い共済商品・サービスを提供させていただくため、お客さまに関する情報を収集させていただきます。これらのお客さまの個人情報、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務に利用します。あわせて、保障に関する情報のご提供、全労済の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は、全労済ホームページ(<http://www.zenrosai.coop>)をご参照ください。

▶ 9 団体事務手数料のお支払いについて

契約者が所属する労働組合を通じてご加入される場合、契約等にかかわる事務手続きは契約者からの委任にもとづいて所属団体が代行することになります。全労済は、この事務手続きに際して生じる費用相当額を、契約者に代わって所属団体に事務手数料としてお支払します。

▶ 10 ご相談窓口

お手続きや当制度に関するご照会・苦情につきましては、下記的全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」までお問合せください。(なお、全労済へのご要望・苦情につきましては、同じく下記的全労済窓口までご連絡ください。)

＜全トヨタ労連お問合せ先＞

全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」 TEL. 0120-93-2681

＜全労済お問合せ先＞

全労済 ゆうゆう推進室 TEL. 0565-28-2551

【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:15(祝日・年末年始は除く)】

●苦情などのお申し出につきましては、全労済で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。

損害保険会社 引受契約 重要事項説明書〈共通事項〉

ご加入者以外に、この保険の補償を受けられる方がいらっしゃる場合は、その方にも重要事項説明書に記載していることがらをお伝えください。

契約概要のご説明〈種目共通事項〉

▶ 商品の仕組み

(1)団体契約の仕組み

本契約は、全労済を保険契約者とし、全トヨタ労連の加盟組合に所属する組合員である全労済組合員を保険の補償を受けられる方(以下「被保険者」といいます。)とする保険契約です。したがいまして、保険証券を請求する権利や保険契約を解除する権利など、保険契約者の権利は全労済が有します。また共栄火災との間の契約条件を決定・変更する権利(例えば、補償内容や保険料の水準を決定・変更する権利など)も全労済が有します。全労済は、

全トヨタ労連の加盟組合に所属する組合員である全労済組合員の皆様へ本制度をご案内し、加入申込書を取りまとめ、共栄火災と保険契約を締結します。

(2)保険期間(保険のご契約期間)

保険期間(保険のご契約期間)は、原則としてご契約の始期から1年です。保険期間の中途でご加入される場合は、ご加入日から保険期間終了日までとなります。なお、ご加入日については、当該団体におけるとりまとめ日(締切日)後の所定の日となります。

(3)保険料について

①団体割引率について

団体契約にはご加入いただいた被保険者数に応じた団体割引が適用されます。ご案内の保険料は団体割引率30%を適用していま



- (2)休業保障〔所得補償特約付帯普通傷害保険〕の補足事項
- 「治療」とは、投薬、注射、手術、放射線治療、心理療法、食事療法、柔道整復師の施術などを受けるために通院などをすることをいいます。
- 「投薬」とは、医師による薬の処方およびその薬を服用することをいい、以下のケースは含まれません。
- ・市販のビタミン剤の服用など、病気の治療等ではなく健康増進のための行為
 - ・医師に処方されていない市販の薬(かぜ薬、胃腸薬等)の服用

〈質問3について〉

- 似たような病名でも、【別表】に記載された病名であると医師に診断されなければ該当しません。

(3)長期収入保障〔団体長期障害所得補償保険〕の補足事項

〈質問1について〉

- 「治療」とは、投薬、注射、手術、放射線治療、心理療法、食事療法、柔道整復師の施術などを受けるために通院などをすることをいいます。また、「治療」を伴わない場合であっても、医師の指示・指導を受けるために通院などをする場合についても質問1で「該当する」の対象となります。
- 過去3年以内に「婦人科の病気や妊娠・分娩に伴う異常」があった方につきましては、現在において異常がない場合でも質問1で「該当する」の対象となります。

〈質問2について〉

- 「治療・投薬・休養をした」とは、医師の管理下にあったことおよび就業できずに休養したことをいいます。「20日間以上治療・投薬・休養をした」とは、医師の管理下にあった期間または就業できずに休養した期間をいい、実際に通院した期間とは異なります。例えば、通院により診察を受け(初診)、その際に医師から20日後に再び通院するよう指示を受け、再通院時に次回通院指示がなかった場合、この時点で終診となります。この結果、初診から終診までの期間は21日間となります。また、通院は1日でも合計20日間分の投薬の指示を受けた場合、初診から終診までの期間は20日間となります。



- 「手術」にはレーザー光線、ファイバースコープ、カテーテル、超音波、内視鏡による手術を含みます。また、日帰り手術も含みます。

〈質問3について〉

- 「身体機能の障がい」とは、身体の障がい(ケガ・病気)のうち身体の機能害するものをいいます。例えば、手指等の欠損や平衡機能の欠如を含みますが、身体の機能に支障のない醜状や知的障がい、「障がい」の程度に至らない軽度の近視や聴覚障がい(身体障害者手帳の交付対象とならない程度のもの)は含まれません。

保険金をお支払いする事由が発生したときはすみやかに、所属の労働組合までご連絡ください。

(5)告知いただいた内容の共栄火災による確認について

- 共栄火災社員または共栄火災が委託した担当者が、ご加入後または保険金のご請求の際、ご加入内容、告知内容およびご請求内容等について確認させていただくことがあります。また、被保険者を診察した医師等に対して、病状等について確認させていただくことがあります。

(6)効力発生日(保険責任の開始期)前の発病等の取扱い

- ご加入いただいた保険の補償が開始される時期を効力発生日(保険責任の開始期)とといいます。正しく告知をいただいた場合でも、効力発生日(保険責任の開始期)前に原因が生じていた病気やケガについては、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約の場合、入院を開始した日または手術を受けた日(「休業保障」については就業不能となった日、「長期収入保障」については就業障がいとなった日)が最初の保険契約の効力発生日(保険責任の開始期)からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後である場合は、保険金をお支払いします。

(7)「現在ご加入の保険の解約を前提とした新たな保険のご加入」をご検討の場合のご注意

- 現在ご加入の保険を解約し、新たにご加入される場合につきましても、通常の新規のご加入と同様に告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご加入の引受ができなかったり、その告知をされなかったために前記のとおり解除となることもあります。
- 新たにご加入される保険の効力発生日(保険責任の開始期)前に原因が生じていた病気やケガについては、新たなご加入の保険では保険金をお支払いできない場合があります。また、現在ご加入の保険の解約日以降は、解約日以前に原因が生じていた病気やケガであっても、現在ご加入の保険では保険金をお支払いできません。

※この書面による説明および加入申込書の質問事項にご不明点がありましたら、どのようなことでも代理店または共栄火災社員にご質問いただき、全てご理解いただけた時点でご加入いただきますようお願い申し上げます。

※ご加入者以外に被保険者となる方がいらっしゃる場合には、その方にもこの確認書に記載された内容をお伝えください。

※加入・継続加入申込書(組合員用)は、ご加入後に送付させていただく加入確認書と一緒に大切に保管してください。

【加入申込書の質問表の補足事項】

〈全般的な事項〉

- 「医師」とは、医師法に定める医師、歯科医師法に定める歯科医師をいい、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。
- 過去の治療歴についてすぐに思い出せない場合は、必要に応じ、時間を置いてご確認のうえご回答いただくようお願いいたします。

(1)入院・手術保障〔医療保険(1年契約用)〕の補足事項

- 「治療」とは、投薬、注射、手術、放射線治療、心理療法、食事療法、柔道整復師の施術などを受けるために通院などをすることをいいます。
- 「投薬」とは、医師による薬の処方およびその薬を服用することをいい、以下のケースは含まれません。
- ・市販のビタミン剤の服用など、病気の治療等ではなく健康増進のための行為
 - ・医師に処方されていない市販の薬(かぜ薬、胃腸薬等)の服用
- 「終診日」とは、医師から治療・経過観察の終了を告げられ、次の通院・投薬や再検査・再手術の指示もされず、実際に治療・投薬・通院・経過観察などが行われなくなった日をいいます。
- 「完治」とは、病気やケガが完全に治り、医師の治療・投薬・通院・経過観察などが行われていない状態をいいます。

〈質問1について〉

- 病気の治療ではなく市販のビタミン剤の服用などの健康増進のための行為をしていることは、「健康に異常があること」に該当しません。
- 「健康の異常」とは
- ・受診の有無を問わず、健康の異常として自覚症状があるものをいいます。(発熱や咳、頸部、腰部等の痛み、しこり、血便・血尿、その他の不正出血など)
 - ・健康診断などで、要経過観察・要検査・要精密検査・要治療(投薬・休養を含む)を指摘されている場合も該当します。ただし、検査後、指摘なく正常であれば該当しません。

〈質問2について〉

- 「2週間以上の期間にわたり」とは、医師の管理下にあった期間をいい、実際に通院した期間とは異なります。例えば、通院により診察を受け(初診)、その際に医師から2週間後に再び通院するよう指示を受け、再通院時に次回通院指示がなかった場合、この時点で終診となります。この結果、初診から終診までの期間は2週間となります。また、通院は1日でも合計2週間分の投薬を受けた場合、初診から終診までの期間は2週間となります。

障がいによる就業不能またはその期間中に始まった就業不能に対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

①ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が保険会社に保険金を支払わせることを目的として就業不能を生じさせたことまたは生じさせようとしたこと

※長期収入保障 損害保険会社 「団体長期障害所得補償保険」の場合、上記の下線部分を以下のとおり読み替えてください。その事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した身体障がいによる就業障がいまたはその期間中に始まった就業障がいに対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

①ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が共栄火災に保険金を支払わせることを目的として就業障がいを生じさせたことまたは生じさせようとしたこと

▶ 4 加入申込書をご提出いただく前に、今一度ご確認ください

本確認事項は、お客様が今回お申し込みされる保険契約について、①ご希望を満たした保険商品であること、②加入申込書(および質問表回答欄)の内容が正しく記載されていることを確認させていただくものです。お手数ですが、当総合パンフレットの記載内容および「重要事項説明書」に記載している内容を参照しながら、加入申込書(および質問表回答欄)にご記入された内容について再度ご確認のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

〈ご確認いただきたい事項〉

- 補償の内容(お支払いする保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など)や特約の内容
- ※「休業保障」・「長期収入保障」については、補償期間(保険金をお支払いする期間)、免責期間についてもご確認ください。
- 保険金額(ご契約金額・契約タイプ・加入口数) ※「休業保障」・「長期収入保障」については、保険金額(月額)が平均月間所得額(加入申し込み前12ヵ月間の平均月間所得額)の範囲内となっていること
- 保険期間(ご契約期間)
- 保険料・お支払方法(払込方法)
- 被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲
- 加入申込書の記載内容(被保険者の「氏名」・「満年齢」・「性別」・「職業職種」等)
- ※「入院・手術保障」・「休業保障」・「長期収入保障」にご加入の方は、それぞれ健康状態に関する質問表E(入院・手術保障用)・A(休業保障用)・B(長期収入保障用)についてもご確認ください。また、健康状態に関する質問表へのご回答にあたっては、次の▶5健康状態告知確認書の内容もご確認ください。
- 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容

▶ 5 健康状態告知確認書(正しく告知いただくためにご確認ください)

◆「入院・手術保障」・「休業保障」・「長期収入保障」にご加入の方は下記の内容をご確認ください。

(1)告知の重要性について

- 損害保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に補償しあう制度です。ご加入者間の保険料負担の公平性を保つため、ご加入者および保険の補償を受けられる方(以下「被保険者」といいます。)にはご加入に際し、健康状態等について告知をしていただく義務(告知義務)があります。

(2)加入申込書の質問表回答欄にはありのままを告知(ご記入)ください

ご加入のお申し込みにあたっては、加入申込書の質問表(過去の傷病歴、現在の健康状態等)について、事実をありのままに正確に告知してください。

- 書面にてご回答いただいたことが告知となります。全労済職員、代理店または共栄火災社員にお話しされただけでは告知いただいたことにはなりません。必ず被保険者ご本人(満15歳未満のときは親権者が)、加入申込書にご回答ください。

(3)正しく告知いただかなかった場合の取扱い

- 加入申込書の質問事項について、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合、共栄火災は「告知義務違反」としてご加入の保険を解除させていただくことがあります。この場合、未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- 告知義務違反によりご加入の保険を解除した場合、保険金の支払事由が発生していても保険金のお支払いをすることができません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除の原因となった事実」の因果関係によっては、保険金のお支払いができることがあります。

(4)傷病歴等を告知いただいた場合の取扱い

- 共栄火災では、保険料負担の公平性を保つため、被保険者の健康状態に応じた引受対応を行っております。この保険では、加入申込書の質問表のご回答内容から、ご加入をお断りさせていただくこともあります。

▶ 3 ご注意いただきたいこと

(1)共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約については、各引受保険会社(■幹事保険会社：共栄火災、■非幹事保険会社：東京海上日動火災・三井住友海上火災・あいおいニッセイ同和損害保険)はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。なお、各引受保険会社の引受割合については、取扱代理店または共栄火災にご照会、ご確認ください。ただし入院・手術保障〔医療保険(1年契約用)〕については共栄火災が単独で引受を行います。

(2)保険金の請求・死亡保険金受取人

- ①保険金請求権は、被保険者が有します。
- ②被保険者が死亡した場合の死亡保険金は、原則として被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を指定する場合は、必ず所定の様式にて被保険者の同意を得てください。共栄火災にて同意の確認ができない場合はご加入いただけません。なお、同意のないままご加入をされた場合には保険契約は無効となります。

(3)保険金の代理請求について

被保険者が高度障がい状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、その被保険者に法定代理人等がないときに「代理請求制度」をご利用いただけます。お申し込みの際や加入された後は、万一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していることおよび加入している保険の概要(保険会社名、お支払いする保険金の種類など)をお伝えいただきますようお願いいたします。

(4)柔道整復師の治療に関する注意事項

柔道整復師(接骨院・整骨院等)による治療の場合、就業不能期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて取扱います。(注)

また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、被保険者以外の医師の指示に基づいて行われた治療のみ、医師の治療に準じて取扱います。(注)

(注)むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、医師の診断書で、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見を確認できないものは医師の治療に準じて取扱うことはできません。医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

(5)保険契約の無効・取消し・失効について

- 次の事実があるときは、ご契約は無効となります。
- ①ご加入者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したとき
- ②ご加入者と異なる方を被保険者とするご契約について死亡保険金受取人を定める場合に、その被保険者の同意を得なかったとき(注)被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。
- ご契約の際にご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって保険契約を締結した場合には、ご契約を取消しとさせていただきます。
- 保険契約締結の後、加入者が死亡した場合は、保険契約は効力を失います。

(6)重大事由によるご契約の解除について

ご契約後に次の事由が生じた場合には、ご契約を解除することができますのであらかじめご了承ください。

なお、この解除がなされた場合には、その事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故によるケガなどに対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。※

①ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガを生じさせたことまたは生じさせようとしたこと

②保険金の請求に関し、被保険者または保険金を受け取るべき方に詐欺行為があったことまたは詐欺行為を行おうとしたこと

③ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められること

④他の保険契約との重複によって、保険金額の合計額が著しく過大であった、保険制度の目的に反するおそれがあること

⑤上記①～④のほか、ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせたこと

※入院・手術保障 損害保険会社 「医療保険(1年契約用)」の場合、上記の下線部分を以下のとおり読み替えてください。その事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故によるケガまたは発病した疾病による入院もしくは手術またはその期間中に開始した入院もしくは受けた手術に対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

①ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が保険会社に保険金を支払わせることを目的として身体障がいを生じさせたことまたは生じさせようとしたこと

※休業保障 損害保険会社 「普通傷害保険 所得補償特約」の場合、上記の下線部分を以下のとおり読み替えてください。その事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した身体

3年間分を限度として掛金をお返しします。

▶ 6 契約が消滅となる場合

次の場合には、契約は消滅します。

- (1)加入者が死亡したとき
- (2)加入者が重度障がいとなったとき（重度障害共済金が支払われた場合に限りです）
※共済金を契約者または死亡共済金受取人にお支払いする場合は、未払込掛金がある場合はその未払込掛金の額を共済金から差し引かせていただきます。

▶ 7 生命保険料控除のしくみ

- (1)生命保険料控除の対象となる共済契約
生命保険料控除の対象となるのは「納税する人が掛金を支払い、共済金受取人が自己または配偶者※1その他の親族である契約」となりますのでご注意ください。
※1内縁関係者にある方は、対象となりません。
- (2)生命保険料控除の対象となる共済掛金
1月から12月までに払い込まれた共済掛金の合計額から、その年の割り戻し金を差し引いた額（正味払込共済掛金額）について証明書を発行します。
〔生命保険料（一般生命保険料控除）の対象契約〕
・生命・後遺障害保障（全労済が引受をしている部分）
・終身生命保障

▶ 8 契約内容に関する届け出について

契約者は次の場合、直ちに所属する団体を通じてゆうゆうセンターへご連絡ください。
ご連絡がないと共済金をお支払いできない場合があります。
(1)氏名や住所が変更となった場合契約者または加入者の氏名を変更したとき（死亡共済金受取人や指定代理請求人を含む）
(2)契約者の住所を変更したとき
(3)加入者が「加入できる方（41 ページ）」の範囲外となったとき

▶ 9 クーリングオフについて

▶ 10 詐欺等による契約の取り消しについて

▶ 11 共済金の不法取得目的による契約の無効について

▶ 12 組合員について

▶ 13 個人情報の取り扱いについて

▶ 14 団体事務手数料のお支払いについて

▶ 15 信用リスクについて

上記9～15の事項に関する詳細は、全労済引受契約「共通事項」（36～37 ページ）を参照ください。

保障のことなら
全労済
全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

ZENROSAL NEWS

また、次の(1)から(5)のいずれかに該当する場合、契約の更新はできません。

- (1)共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- (2)共済契約関係者または共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- (3)共済契約関係者または共済金受取人が、反社会的勢力※1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係※2を有しているとき
※1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
※2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用をおこなうこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していること等と認められること等をいいます。
- (4)他の保険・共済契約等との重複によって、加入者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (5)上記(1)～(4)でのいずれかに該当するほか、全労済との信頼関係が損なわれ、全労済が、契約の存続を不適当と判断したとき
- (6)契約者または加入者が、申し込みの際、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき
※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。
※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。なお、当該契約の未経過契約期間（1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます）に相当する掛金をお返しします。
※上記(3)の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

▶ 2 加入者による契約の解除請求について

加入者が契約者以外である場合、加入者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます。

▶ 3 共済金等を確実にご請求いただくために（代理請求について）

共済金等の支払事由が発生したときに契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者が受け取ることになる共済金等を、契約者があらかじめ指定した代理人（指定代理請求人）が契約者の代理人として共済金等を請求することができる制度があります（「指定代理請求制度」といいます）。
また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるときに契約者の代理人となりうる方（代理請求人）が共済金等を請求することができる制度があります（「代理請求制度」といいます）。

▶ 4 共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）

次のいずれかに該当する場合、共済金をお支払いできません。

- (1)契約者、加入者、共済金受取人の故意または重大な過失、加入者の犯罪行為により支払事由が発生したとき。
- (2)契約が解除されたとき
- (3)契約が無効となったときや詐欺等により取り消されたとき
- (4)加入者が発効日・更新日（増額した場合の増額部分）から1年以内に自殺したとき、または自殺行為により重度障がいとなったとき。ただし、契約者（組合員）本人は250万円、家族については契約共済金額（全労済引受額）の半額または250万円の少ない額まではお支払いします。

▶ 5 契約が無効となる場合

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

- (1)契約者または加入者が発効日・更新日にすでに死亡していたとき
- (2)加入者が発効日・更新日に「加入できる方（41 ページ）」の範囲外であったとき
- (3)契約者が発効日・更新日に団体の構成員でなかったとき
- (4)契約者が発効日・更新日に加入者でなかったとき
- (5)契約者が発効日・更新日にすでに退職していたとき（退職者会契約へ移行済みの場合を除く）
- (6)共済金額が最高限度を超えていたときは、その越えた部分
- (7)契約の申し込みの際、加入者の同意を得ていなかったとき
- (8)契約者の意思によらず契約を申し込まれたとき
※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
※契約が無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を、契約者にお返しします。無効となった契約が更新されたものであるときは、

生命・後遺障害保障 全体概要

生命・後遺障害保障（以下、生命保障）は、全労済、損害保険会社、生命保険、全トヨタ労連が引受団体となり、下記内容で実施します。（ ）は引受割合。

引受団体	保障内容	基本契約			事故死亡上乗せ特約
		死亡・重度障害	傷害後遺障害	その他の基本契約に属する保障	事故死亡
全 労 済		○(50%)	—	—	—
生 命 保 険 会 社		○(11%) 「子ども」契約は引受なし	—	—	—
損 害 保 険 会 社		—	○(100%)	—	○(30%)
全 ト ヨ タ 労 連		○(39%) 「子ども」契約は50%	—	○(100%)	○(70%)

生命・後遺障害保障 全労済「団体定期生命共済」

契約概要 全労済「団体定期生命共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程について

全労済引受分は、全労済が定める「団体定期生命共済事業規約」および「同細則」にもとづき実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」にもとづき実施します。新しく全労済の引受契約（共済契約）をされる場合は、各都道府県労済生協の組合員となっていただく必要があります。詳細は、全労済引受契約「共通事項」（36～37 ページ）を参照ください。

▶ 3 加入できる方（被共済者になれる方）

被共済者になれる方（加入できる方。以下同じです）は、発効日または更新日において、当該団体の構成員（契約者）とその配偶者・子ども

▶ 4 掛金について

全労済は基本契約（死亡・重度障がい）のうち50%を引き受けています。保障額ごとの全労済引受分掛金は以下のとおりです。掛金は月額です。

(1)契約者（組合員）本人・配偶者掛金

基本契約加入額（万円）	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000
全労済引受額（万円）	250	500	750	1,000	1,250	1,500	1,750	2,000	2,250	2,500	2,750	3,000
全労済引受分掛金（円）	350	700	1,050	1,400	1,750	2,100	2,450	2,800	3,150	3,500	3,850	4,200

(2)子ども

基本契約加入額（万円）	100	200	300	400	500	600
全労済引受額（万円）	50	100	150	200	250	300
全労済引受分掛金（円）	35	70	105	140	175	210

▶ 5 共済金をお支払いする場合

加入者が共済期間中に死亡または所定の重度障がいとなった場合、死亡共済金または重度障害共済金をお支払いします。

死 亡 共 済 金	加入者が共済期間中に死亡したとき
重 度 障 害 共 済 金	加入者が共済期間中に重度障がい状態となったとき（※1）

（※1）重度障がい状態とは、以下の状態をいいます。全労済が定める身体障害等級別支払割合表（79 ページ）の、第1級、第2級、第3級の2・3・4になります。「重度障がい」とは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的变化（レントゲン写真やCT、MRIなどの医学的な検査で判明する身体的な損傷）を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的な、き損状態をいいます。具体的には以下のとおりです。死亡共済金と重度障害共済金は重複してお支払いしません。

1. 両眼が失明したもの
2. そしゃく及び言語の機能を廃したものと
3. 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
5. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
6. 両上肢の用を全廃したものと
7. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
8. 両下肢の用を全廃したものと
- 9.1 眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの
10. 両眼の視力が0.02以下になったもの
11. 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、随時介護を要するもの
12. 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、随時介護を要するもの
13. 両上肢を手関節以上で失ったもの
14. 両下肢を足関節以上で失ったもの
15. そしゃく又は言語の機能を廃したものと
16. 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、終身労務に服することができないもの
17. 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、終身労務に服することができないもの

で、次の要件(1)および(2)をみたしている方です。

- (1)被共済者の範囲
①満15歳～満64歳までの契約者。
②満64歳までの契約者の配偶者（内縁関係にある方を含みます。ただし契約者または契約者と内縁関係にある方に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです）。
- (2)③契約者と生計を一にする満24歳までの、契約者の未婚の子ども。
④契約者と生計を一にする満24歳までの、契約者の配偶者の未婚の子ども。
※配偶者・子どもを被共済者とする場合には、契約者の加入が必要です。
※契約者（組合員）本人および配偶者とも、一定の条件を満たし退職者会契約での契約を継続した場合は最高79歳までご契約いただけます。
(2)申込書記入日（告知日）において、健康状態に関する質問事項に該当しない方

▶ 6 共済金を減額してお支払いする場合

次の場合には、共済金を減額してお支払いします。
＜重度障害共済金＞
発効日・更新日（増額した場合）時点で、すでに罹患していた疾病・受傷していた傷害を原因として、発効日・更新日（増額した場合の増額部分）から180日以内に重度障がいの状態になったときは、前項「▶ 5 共済金をお支払いする場合」における重度障害共済金の額を50%減額してお支払いします。
※契約者（組合員）契約の場合、減額の対象となる共済金額は、集団一律加入部分の共済金額（250万円）を除いた基本契約共済金額が減額の対象となります。

▶ 7 加入限度額を超過した契約について

「ゆうゆう」とは別に、全労済が実施する団体定期生命共済にご契約の場合、他の全労済のすべての契約を合計して全労済の事業規約および細則で定める加入限度額以内としてください。加入限度額を超えた契約は超過分が無効となり、共済金をお支払いできません。

▶ 8 共済金請求の時効について

共済金の支払事由が発生したときは、速やかにご連絡ください。共済金をご請求いただける権利は支払事由の発生した日の翌日から3年間です。詳しくは全労済までお問合せください。

▶ 9 割り戻し金について

事業年度ごとに全労済が定める基準にもとづき、団体単位に収支計算を行い、剰余が生じた場合は、割り戻し金としてお戻しします。

▶ 10 共済金支払いの分割・繰り延べ・削減について

▶ 11 共済金受取人について

上記10～11の事項に関する詳細は、全労済引受契約「共通事項」（36～37 ページ）を参照ください。

注意喚起情報 全労済「団体定期生命共済」

▶ 1 契約の解除と契約の更新謝絶について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除される場合があります。

- 「加入・継続加入申込書兼告知書」をご提出された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加して告知いただくことが可能です。追加の告知（「被保険者の告知書」の提出）が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由で生命保険会社にお申し出ください。ただし、追加して告知いただいた内容によっては、お申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

日本一団－2015－171－7106－M(H27.6.23)

(注) 以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。

- ・医師の指示でなく、自分で市販のオザルメドールを服用した
- ・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
- ・歯科医師による虫歯の治療、抜歯
- ・妊娠(正常)による入院
- ・健康診断や人間ドックで「要経過観察」と指摘された

- 「加入・継続加入申込書兼告知書」等への記入の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。

生命・後遺障害保障 損害保険会社「標準傷害保険」

損害保険会社は、生命・後遺障害保障のうち基本契約の「傷害後遺障害」の100%、事故死亡上乗せ特約の30%について、「標準傷害保険」により引受を行います。

契約概要のご説明 損害保険会社「標準傷害保険」

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。なお、ご不明な点については、代理店または共栄火災営業店までお問合せください。

▶ 1 商品の仕組みおよび引受条件等

- 1) 団体契約の仕組み・保険期間(保険のご契約期間)について
損害保険会社引受契約「重要事項説明書<共通事項> (37～38ページ)」を参照ください。
- 2) 商品の仕組み
この保険は様々な急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者がケガをされ、下記の補償内容(特約付帯の場合は特約含む)に該当したときに保険金をお支払いします。

急激かつ偶然な外来の事故とは… 下記3項目を全て満たす場合をいいます。 ○急性性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ○偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの ○外来性＝身体の外部からの作用によるもの

▶ 2 保険料

保険料は以下のとおりです。

(1)基本契約(傷害後遺障害 引受割合 100%)

①組合員・配偶者

基本契約加入額(万円)	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000
損害保険引受額(万円)	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
損害保険引受分保険料(円)	190	380	560	750	940	1,130	1,130	1,130	1,130	1,130	1,130	1,130

②子ども

基本契約加入額(万円)	100	200	300	400	500	600
損害保険引受額(万円)	100	200	300	400	500	600
損害保険引受分保険料(円)	40	80	110	150	190	230

(2)事故死亡上乗せ特約(事故死亡 引受割合 30%)

①組合員・配偶者

基本契約加入額(万円)	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000
事故死亡上乗せ特約(万円)	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
損害保険引受額(万円)	150	300	450	600	750	900	900	900	900	900	900	900
損害保険引受分保険料(円)	30	60	90	130	160	190	190	190	190	190	190	190

※事故死亡上乗せ特約は基本契約と同額付帯、かつ3,000万円が加入限度となります。そのうち損害保険会社は30%を引受けます。

②子ども

基本契約加入額(万円)	100	200	300	400	500	600
事故死亡上乗せ特約(万円)	100	200	300	400	500	600
損害保険引受額(万円)	30	60	90	120	150	180
損害保険引受分保険料(円)	10	10	20	30	30	40

※事故死亡上乗せ特約は基本契約と同額付帯となります。そのうち損害保険会社は30%を引受けます。

▶ 3 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は「月払い」です。加盟組合ごとに「給与天引き」または「指定口座自動振替」での実施になります。

▶ 4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

▶ 5 脱退時の手続き・返れい金

ご加入後、保険の解約を希望される場合は、所属の労働組合経由でゆうゆうセンターへご連絡ください。なお、解約された場合でも、解約返れい金はございません。

いただいた内容を解除することはできません。こうした、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込みいただいた内容を解除することがあります。

※「告知義務違反」としてお申込み内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお申込みいただいた保険料は払戻しません。また、高度障がい保険金、災害保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

▶ 5 後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込み内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

▶ 6 「加入・継続加入申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

- 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および「加入・継続加入申込書兼告知書」の裏面(※)に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知ください。(※)申込書によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。
- 主たる被保険者(本人)が新規加入・増額する申込者の告知内容(質問事項に対する答え)をとりまとめのうえ、「加入・継続加入申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果を記入のうえ、ご提出ください。
- 「加入・継続加入申込書兼告知書」をご提出いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項(「契約概要」 「注意喚起情報」を含む)ならびに個人情報取扱いは必ずご確認ください。また、告知内容が事実と相違ないことを確認し、「加入・継続加入申込書兼告知書」の「質問表C回答欄」のいずれかに「○」印を記入のうえ、「申込印(告知印)」欄に押印ください。なお、「質問表C回答欄」にて「該当する」に「○」印を記入いただいた場合、「生命・後遺障害保障」にご加入いただくことはできません。
- 「加入・継続加入申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

【質問事項】

新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および以下の質問事項を確認のうえ告知します。*質問表C回答欄★の1または2に○印を記入ください。

1. 現在、欠勤中もしくは勤務上の特別扱い*1を受けています。(配偶者・子どもの場合、申込日から最近3カ月以内に、医師の治療・投薬*2を受けたことがあります。)
2. 申込日から過去1年以内に、病気やケガで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがあります。
3. 申込日から過去1年以内に、病気やケガで2週間以上にわたり*3医師の治療・投薬*2を受けたことがあります。

<補足説明>

- *1「欠勤中もしくは勤務上の特別扱い」とは、健康上の理由等で就業制限を受けていることをいいます。
 - *2「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・投薬のほか、指示・指導を含みます。
- (注)一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、手足の骨折によるものは含みません。
- *3「2週間以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が2週間以上の場合をいいます。たとえば、受診は2日でも、その間が2週間以上の場合や、合計2週間分以上の投薬を受けた場合は、「2週間以上」となります。



- 生命・後遺障害保障の「団体定期保険」部分に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
 - 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)
- なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

<「障がい」の表記(団体定期保険分)>
当パンフレットでは、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語を含め、「障害」を「障がい」と表記しています。

正しく告知いただくために 生命保険「団体定期保険」

- ◆生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件にご加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。
- ◆この保険への新たなご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、「加入・継続加入申込書兼告知書」に記載の「質問事項」のいずれにも該当されない方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、お申込みいただく前に必ずご確認ください。

▶ 1 健康状態等について、被保険者ご本人があらひのままを告知してください。(告知義務)

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知とします。この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額をお申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知(確認)いただく義務があります。
- 過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態について、「加入・継続加入申込書兼告知書」でおたずねすることを十分ご確認のうえ、お申込みください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

▶ 2 生命保険会社の職員等に口頭でお伝えいただいただけでは告知されたことになりません。

- 告知をお受けできる権限(告知受領権)は、生命保険会社が有しています。必ず指定された書面(「加入・継続加入申込書兼告知書」等)にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

▶ 3 傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「6「加入・継続加入申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

▶ 4 告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込み内容を解除させていただき、保険金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、「加入・継続加入申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」としてお申込みいただいた内容を解除することがあります。(*)
- 責任開始日から1年を経過していても、保険金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、お申込みいただいた内容を解除することがあります。
- お申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでにお申込みいただいた保険料は払戻しません。(ただし、保険金等のお支払事由が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金等のお支払いをいたします。)
- (*告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社はお申込み

▶ 7 割り戻し金について

全トヨタ労連「自家生命共済」には割り戻し金の制度はありません。

▶ 8 共済掛金の保険料控除

全トヨタ労連「自家生命共済」の掛金は保険料控除の対象となりません。

注意喚起情報 全トヨタ労連「自家生命共済」

▶ 1 事故発生の通知義務

共済事故が発生したことを知ったときは、契約者、加入者または共済金受取人は、30 日以内に事故発生の状況および被害の程度を全トヨタ労連（ゆうゆうセンター）へ通知してください。

▶ 2 共済金の分割払い等について

戦争その他の変乱、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常の出来事によるときは、共済金の分割払いやお支払いの繰り延べ、および減額してお支払いすることがあります。

▶ 3 共済金をお支払いできない場合（免責）

下記の場合には、共済金をお支払いできません。

＜各共済金に共通＞

契約者、加入者、共済金受取人の故意、重大な過失、加入者の犯罪行為により支払い事由が発生したとき

＜死亡共済金・重度障害共済金＞

加入者が契約の発効日から 1 年以内に自殺したとき、または自殺行為により重度障がいとなったとき

＜事故死亡共済金＞

- 加入者が無資格運転中または酒気帯び運転中に生じた事故によるとき。
- 加入者の精神障がい、泥酔によるとき
- 原因のいかんを問わず、頸部症候群（むちうち症）、腰・背痛など他覚症状のないとき

▶ 4 共済金を減額してお支払いする場合

下記の場合には、共済金を減額してお支払いします。

＜重度障害共済金＞

発効日・更新日（増額の場合）時点で、すでに罹患していた疾病・受傷していた傷病を原因として、発効日・更新日から 180 日以内に重度障がいになったとき、共済金額の 50％を減額してお支払いします。

＜疾病後遺障害共済金＞

- 生命・後遺障害保障加入以前に、身体障害者手帳が交付されているときは、加入時の等級分の共済金を差し引いてお支払いします。
- 疾病後遺障害共済金を支払った後に、等級が変更になったときは、すでに支払った疾病後遺障害共済金を差し引いてお支払いします。

＜事故死亡共済金＞

事故等による傷害については、下記の影響を除いて共済金額を決定し、お支払いします。

- 事故前から存在していた障がい・傷病による影響
- 事故後、その事故とは関係なく発生した障がい・傷病による影響
- 正当な理由なく、加入者が治療を怠り傷害が重大となったことによる影響
- 正当な理由なく、契約者または共済金受取人が治療させなかったことによる影響

▶ 5 契約が無効となる場合

下記の場合には、契約が無効となります。

- 契約者または加入者が発効日・更新日にすでに死亡していたときや「加入できる方」（49 ページ）の範囲外であったとき
- 契約者が発効日・更新日に団体の構成員でなかったとき
- 契約者が発効日・更新日に加入者でなかったとき
- 契約者が発効日・更新日にすでに退職していたときただし、ゆうゆう退職者契約へ移行した場合を除く
- 共済金額が最高限度を超えていたとき（超過分が無効）
- 申し込みの際、加入者の同意を得ていなかったとき
- 契約者の意思によらず契約を申し込まれたとき
- 契約者または加入者が詐欺行為をしたとき

▶ 6 契約が解除となる場合

下記の場合には、契約は解除となり、共済金のお支払いはできません。既に共済金を支払っていた場合は返還していただきます。また、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。

- 契約の申し込み、共済金の請求および受領に際し、契約者、加入者、共済金受取人が詐欺行為を行ったとき
- 契約者、加入者が、契約時に故意・重大な過失により、質問表への回答等で重要な事実を隠したり、事実と異なる記載をしたとき

▶ 7 契約が消滅となる場合

下記の場合には、契約は消滅となります。

- 加入者が死亡したとき
- 加入者が重度障がいとなったとき（重度障害共済金が支払われた場合）

▶ 5 共済金をお支払いする場合

(1)死亡共済金・重度障害共済金

加入者が共済期間中に死亡または所定の重度障がい（41 ページ 全労済規定と同内容）となった場合、死亡共済金または重度障害共済金をお支払いします。

※死亡共済金と重度障害共済金は重複してお支払いしません。

(2)疾病後遺障害共済金

重度障がいに該当しない病気による身体障がいについて、加入者が共済期間中に身体障害者福祉法にもつじた地方自治体発行の身体障害者手帳を交付されたときにお支払いします。※重度障害共済金のお支払い対象に該当しない場合にはじめて、疾病後遺障害共済金のお支払い手続きとなります。お支払い基準は以下のとおりです。

- 生命・後遺障害保障加入以前に身体障害者手帳が交付されているときは、加入時の等級分の共済金を差し引いてお支払いします。
- 疾病後遺障害共済金を支払った後に等級が変更となったときは、すでに払った疾病後遺障害共済金を差し引いてお支払いします。

等級とその共済金の額については下表のとおりとします。ここでいう等級とは身体障害者福祉法施行規則に定められる身体障害者障害程度等級表にもつじた地方自治体発行の障害者手帳に記載されている等級をいいます。

交付された等級	共済金の額（契約額※×下記割合）
1級または2級	100%
3級	50%
4級	30%
5級	10%
6級	5%

※疾病後遺障害保障の「契約額」は 500 万円または「基本契約加入額」のいずれか少ない金額となります。

(3)特定不妊治療共済金（2015 年 4 月新設）

加入者（子ども契約の加入者を除く）が、夫婦で特定不妊治療（体外受精および顕微授精）を行い、下記①～⑤のすべての要件を満たす場合、加入者の生涯で 1 回に限り特定不妊治療共済金として 30 万円をお支払します。

- 採卵日または胚移植日が、契約の発効日から 1 年を超えた共済期間内に属していること。
- 特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）以外の治療法によっては、妊娠の見込みがないか、極めて少ないと判断されていること。
- 都道府県・政令指定都市・中核都市における特定不妊治療助成事業の指定医療機関で治療をうけたこと。
- 次に掲げるいずれかの治療法に相当すること。
 - 新鮮胚移植を実施
 - 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施
 - 以前に凍結した胚による胚移植を実施
 - 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
 - 受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常授精等による中止
 - 採卵したが、卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないための中止（採卵に至らない場合は対象外）
- 次に掲げる治療法でないこと。
 - 「法律上の夫婦」以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による医療行為
 - 代理母
 - 借り腹

※都道府県・政令指定都市・中核都市における特定不妊治療助成事業の内容に変更があった場合、その内容に準じて制度内容の変更を行う場合があります。

(4)多胎児誕生共済金（ふたご誕生保障）（2015 年 4 月新設）

契約の発効日から 1 年を超えた共済期間中に、加入者（子ども契約の加入者を除く）の実子として多胎児が誕生した場合、多胎児誕生共済金として、誕生した子どもひとりにつき 100 万円をお支払いします。

(5)障害児福祉共済金（2015 年 4 月新設）

加入者（子ども契約の加入者を除く）と生計を一にする実子が、「障害児福祉手当および特別障害者手当の支給に関する省令」に定める「障がい児福祉手当」の受給資格認定を受け、下記①～④の要件をすべて満たす場合、障がい児福祉共済金として 100 万円をお支払します。

- 対象となる子どもの「誕生」および「障害児福祉手当の受給資格認定日（以下、認定日）」が、加入者の契約の発効日から 1 年を超えた共済期間内であり、かつ継続して加入していること。
- 「認定日」時点で、対象となる子どもが満 5 歳未満であること。
- 同一の子どもについて、過去に本共済金をお支払していないこと。
- 請求日時点で対象となる子どもが生存していること。

(6)事故死亡共済金（事故死亡上乗せ特約）

加入者が共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間中（共済契約を更新した場合は、更新直後の 1 共済期間を含む）に死亡した場合、事故死亡共済金をお支払いします。

▶ 6 共済金受取人について

受取人に関する取り扱いは全労済引受契約と同様となります。詳細は全労済引受契約「共通事項」（36 ～ 37 ページ）を参照ください。

■核燃料物質の有害な特性などによるケガ

■ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦（ただし、職務として操縦する場合は除きます。）、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ

■猛獣取扱者、プロボクサー等危険な職業に従事している間のケガ

■自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ

■むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（* 2）がないもの … など（* 1）条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガは保障の対象となります。

（* 2）理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

（注）すでに存在していた身体の障がいや病気（骨粗しょう症を含みます。）の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金（保険金額等に割合を乗じて算出します。）をお支払いします。（ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。）

▶ 3 クーリング・オフ（加入のお申し込みの撤回等）

▶ 4 保険の効力発生日（保障開始日）

▶ 5 脱退時の手続き・返れい金

▶ 6 保険金をお支払いする事由が発生したときは

▶ 7 保険会社破綻時の取扱い

▶ 8 お客様に関する情報の取扱い

▶ 9 ご注意いただきたいこと

▶ 10 加入申込書をご提出いただく前に、今一度ご確認くださいこと

上記 3 ～ 10 の詳細は、損害保険会社引受契約 重要事項説明書（共通事項）（38 ～ 39 ページ）を参照ください。

注意喚起情報 損害保険会社「標準傷害保険」

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。なお、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災営業店までお問合せください。

▶ 1 告知義務等

(1)ご加入時における注意事項（加入申込書の記載上の注意事項）

ご加入者には、ご加入に際し、共栄火災営業店が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。

この保険では加入申込書に★印が付された次の項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

○被保険者の職業職種

○他の事故死亡保険契約

（注）「他の事故死亡保険契約」とは、普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険・積立家族傷害保険・積立ファミリー交通傷害保険などの、傷害死亡を保障する損害保険契約・生命保険契約・共済契約・特約をいいます。

(2)ご加入後における留意事項

○死亡保険金受取人を変更する場合は取扱代理店または共栄火災営業店にご通知ください。なお、死亡保険金受取人の変更は法律上有効な遺言によって行うこともできます。詳しくは取扱代理店または共栄火災営業店までお問合せください。

▶ 2 保険金をお支払いできない主な場合

■ご加入者、被保険者、または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ

■けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ

■無資格または酒気帯びもしくは麻薬などの使用により正常な運転ができないおそれのある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故によるケガ

■脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ

■妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ

■戦争、内乱、暴動などによるケガ（* 1）

生命・後遺障害保障 全トヨタ労連「自家生命共済」

全トヨタ労連は、生命・後遺障害保障のうち基本契約の「死亡・重度障害」の 39％（子ども契約は 50％）、「疾病後遺障害」「特定不妊治療」「ふたご誕生」「障害児福祉」の 100％、および事故死亡上乗せ特約の「事故死亡」の 70％について、自家生命共済規程にもとづき実施します。

契約概要 全トヨタ労連「自家生命共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程について

全トヨタ労連引受分は、全トヨタ労連が定める「自家生命共済規程」にもとづき実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規程にもとづき実施

▶ 4 共済掛金について

保障額・年齢群ごとの自家生命共済引受分掛金は以下のとおりです。

【1】基本契約

①組合員・配偶者掛金													
基本契約加入額（万円）	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000	
全トヨタ労連引受額（万円）	195	390	585	780	975	1,170	1,365	1,560	1,755	1,950	2,145	2,340	
年齢群別掛金	15歳以上29歳以下	130	140	150	160	170	180	190	210	220	230	240	
	30歳以上39歳以下	140	150	160	170	180	200	210	230	240	250	270	
	40歳以上49歳以下	280	430	580	730	880	1,030	1,180	1,330	1,480	1,630	1,780	1,930
	50歳以上54歳以下	520	910	1,310	1,700	2,090	2,490	2,880	3,280				
	55歳以上59歳以下	710	1,300	1,890	2,480	3,070	3,660	4,250	4,840				
60歳以上64歳以下	1,010	1,890	2,770	3,650	4,530	5,410	6,290	7,180					
													加入できません

②子ども掛金（年齢問わず一律）

基本契約加入額（万円）	100	200	300	400	500	600							
全トヨタ労連引受額（万円）	50	100	150	200	250	300							
全トヨタ労連引受掛金（円）	55	120	175	230	295	330							

【2】事故死亡上乗せ特約

組合員・配偶者・子ども掛金													
基本契約加入額（万円）	100	200	300	400	500	600	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000		
事故死亡上乗せ特約（万円）	100	200	300	400	500	600	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000		
全トヨタ労連引受額（万円）	70	140	210	280	350	420	700	1,050	1,400	1,750	2,100		
全トヨタ労連引受掛金（円）	20	40	60	80	100	120	200	300	400	500	600		

※事故死亡上乗せ特約は基本契約と同額付帯、かつ 3,000 万円が加入限度となります。

※契約が消滅し、共済金を契約者または死亡共済金受取人にお支払いする場合、未払込掛金がある場合はその金額を共済金から差し引かせていただきます。

終身生命保障 全労済「終身生命共済」

終身生命保障は、全労済が実施する「終身生命共済」にもとづき実施します。保障内容は下記のとおりです。

引受団体	基本契約		災害死亡特約	
	死亡	重度障がい	災害死亡	災害重度障がい
全 労 済	100%		100%	

契約概要 全労済「終身生命共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程

終身生命保障は、全労済が定める「終身生命共済事業規約」「同細則」および「終身生命共済 終身生命プラン契約規定」にもとづき実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規程にもとづき実施します。新しく全労済の引受の共済に契約（共済契約）をされる場合は、各都道府県労済生協の組合員となつていただく必要があります。詳細は、全労済引受契約「共通事項」（36～37ページ）を参照ください。

▶ 3 加入できる方（被共済者になることができる方）

次の条件をすべて満たす方が加入できます（被共済者になることができます）。

(1)契約者との続柄が次のいずれかである方

- 契約者本人
 - 配偶者（内縁関係にある方を含みます。ただし、契約者および内縁関係にある方のいずれにも婚姻の届け出のある配偶者がいない場合に限ります。以下同じです。）
 - 契約者と同一生計の子、父母、孫、兄弟姉妹
 - 契約者と同一生計の、配偶者の子、父母、孫、兄弟姉妹
- 加入申込書、「質問表」へのご回答を全労済が審査し、契約のお申し込みをお引き受けできると判断した方。なお、加入額と年齢によっては健康診断書を提出していただくことがあります。この健康診断書も審査の対象とさせていただきます。

※「質問表」へのご回答は、契約に際して、加入される方ご自身の健康状態などについて、ありのままを回答していただくものです。ご回答の内容は加入をお引き受けする際に審査の基礎となる非常に重要なものです。ご不明な点は必ずお問合せのうえ、正確にご回答ください。

- 年齢について

当総合パンフレット(10ページ)をご参照ください。

▶ 4 共済期間（契約期間）と掛金払込期間

- 共済期間

基本契約の共済期間（契約期間）は終身となります。

（※1）「重度障がい」状態とは、全労済が定める身体障害等級別支払割合表（79ページ）の第1級、第2級、第3級の2・3・4の状態をいいます。

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
死亡共済金 または 重度障害共済金	次のいずれかに該当したとき <p>①加入者が共済期間中に死亡したとき ※加入者の余命が6ヵ月以内と判断される場合には、死亡共済金に加えて「リビングニーズ」共済金を請求いただくことができます。</p> <p>②発効日または更新日以後に発病した疾病、もしくは発効日または更新日以後に発生した不慮の事故等を原因として重度障がい（※1）となったとき ※死亡共済金と重度障害共済金は重複してお支払いしません。</p>	死亡・重度障害共済金額
災害死亡共済金 または 障害共済金	次のいずれかに該当したとき <p>①加入者が共済期間中に発生した不慮の事故等（※2）を直接の原因として、共済期間中に死亡したとき</p> <p>②加入者が共済期間中に発生した不慮の事故等（※2）を直接の原因として、共済期間中に重度障がい（※1）の状態になったとき ※基本契約の死亡共済金または重度障害共済金に追加してお支払いします。 ※災害死亡共済金と障害共済金（重度障がいのとき）は重複してお支払いしません。</p>	災害特約共済金額または災害死亡特約共済金額

（※1）「重度障がい」状態とは、全労済が定める身体障害等級別支払割合表（79ページ）の第1級、第2級、第3級の2・3・4の状態をいいます。

1. 両眼が失明したもの
2. そしゃく及び言語の機能を廃したもの
3. 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
5. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
6. 両上肢の用を全廃したもの
7. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
8. 両下肢の用を全廃したもの
9. 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの
10. 両眼の視力が0.02以下になったもの
11. 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、随時介護を要するもの
12. 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、随時介護を要するもの
13. 両上肢を手関節以上で失ったもの
14. 両下肢を足関節以上で失ったもの
15. そしゃく又は言語の機能を廃したもの
16. 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、終身労務に服することができないもの
17. 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、終身労務に服することができないもの

（※2）「不慮の事故等」とは、急激かつ偶然な外因による事故、および全労済所定の感染症をいいます。

▶ 11 掛金の払込免除について

- 掛金の払い込みを免除する場合

加入者が発効日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその事故の日を含めて180日以内、かつ共済期間中に全労済所定の身体障がいの状態になったとき（例：両眼の視力が0.1以下になったとき、両耳の聴力を全く失ったときなど）
- 前記(1)に該当しなくなったときは、以後の共済掛金の払込免除はしません（掛金の払い込みを再開していただきます）。
- 次の原因によるときは、掛金の払い込みは免除しません。
 - 契約者または共済金受取人の故意または重大な過失
 - 加入者の故意または重大な過失、または犯罪行為
 - 加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - 加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - 加入者の精神障がいまたは泥酔
 - 原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）腰・背痛で他覚症状のないもの
 - 加入者の疾病に起因して生じた事故によるとき
- 地震、津波、噴火などの天災、あるいは戦争その他の非常の出来事による場合は、掛金の全部または一部の額について払い込みを免除しないことがあります。

▶ 12 共済金支払いの分割・繰り延べ・削減について

▶ 13 共済金受取人について

上記12～13の事項に関する詳細は、全労済引受契約「共通事項」（36～37ページ）を参照ください。

注意喚起情報 全労済「終身生命共済」

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みに際して特に注意していただきたい事項を記載しています。

▶ 1 加入申込書および質問表の記入について

- 申込書は契約を締結するうえで重要ですので、正確にご記入ください。特に、質問表（健康状態等についての質問）について正確にお答えいただけなかった場合、契約を解除し、共済金を支払わないことがあります。加入者になる方の同意を得て、契約者自身が記入し、内容を充分にお確かめのうえ、署名・押印ください。
- 申込書の内容および質問表の回答を確認したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は申込者（契約者）に通知します。
- 契約者が申込書の「申込書記入日（告知日）」に記入した日を告知日（申込書の質問表への回答日）とします。

<告知義務について>

- 共済は大勢の方が掛金を出しあって、相互に助け合う制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事されている方などが無条件で契約されますと、加入者間の公平性が保たれません。そこでご契約に際して、契約者や被共済者の方には、過去の病歴（病名や治療期間など）、現在の健康状態や身体の障がい状態、職業などについて、正しく告知していただく義務があります。
- 加入申込書「質問表」への回答には過去の病歴（病名や治療期間など）など、全労済がおたずねする事柄について、ありのまま正しく告知してください。告知していただいた内容が不十分であった場合には、再度告知をお願いすることがあります。
- 告知していただく内容は、加入申込書「質問表」として記載してあります。もし、故意または重大な過失によって、事実を告知していただけなかったり、事実と違うことを告知されますと、全労済は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。この場合には、たとえ支払事由が発生していても、共済金をお支払いすることはできません。また、共済掛金払込免除の事由が発生しているときも同様です。

▶ 2 解約と解約返戻金

- 契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。所定の書式（解約届）に解約日を記入のうえ、ゆうゆうセンターまでご提出ください。この場合、すえ置き割り戻し金があるときはお返しします。
- 契約を解約した場合の解約返戻金は死亡共済金額を限度とします。

<解約返戻金について>

解約返戻金の額は契約年齢、性別、経過年数などによって異なります。

▶ 3 共済金等を確実にご請求いただくために（代理請求について）

共済金等の支払事由が発生したときに契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者が受け取ることになる共済金等を、契約者があらかじめ指定した代理人（指定代理請求人）が契約者の代理人として共済金等を請求することができる制度があります。（「指定代理人請求制度」といいます）

また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるときに契約者の代理人となりうる方（代理請求人）が共済金等を請求することができる制度があります（「代理請求制度」といいます）。

▶ 4 契約内容に関する届け出について（住所等の変更）

契約者は、次の場合、直ちに所属する団体を通じてゆうゆうセンターへご連絡ください。

ご連絡がないと、共済金をお支払いできない場合があります。

- 契約者または加入者の氏名を変更したとき（死亡共済金受取人や指定代理請求人を含む）
- 契約者の住所を変更したとき
- 続柄が変更となったとき
- 海外に長期滞在することになったとき

▶ 5 共済金をお支払いできない主な場合

- 告知義務違反があったとき（加入申込書や質問表への回答に事実でないことを記載したり、事実を記載しなかったとき）
 - 加入者が「加入できる方（51ページ）」の範囲外であったとき。加入金額が限度を超過していたとき
 - 共済金請求にあたって、必要書類の偽造、虚偽の記載などがあったとき
 - 発効日（増額分については更新日）から1年以内の自殺または自殺行為によるとき
 - 加入者、契約者または共済金受取人の故意または犯罪行為によるとき
 - 加入者の薬物依存、無免許運転、酒気帯び運転、精神障がい、泥酔によるとき。むち打ち症または腰・背痛で他覚症状がないとき
 - 契約が解除されたとき
 - 契約が無効になったときや詐欺等により取り消されたとき など
- ※ご契約をお引受けした場合でも、発効日前の傷害または疾病を原因として支払事由が発生したときには、共済金をお支払いできない場合があります。

【リビングニーズ共済金】

- 指定代理請求人の故意によるとき
- 死亡共済金または重度障害共済金をすでにお支払いしていたとき。リビングニーズ共済金をお支払いする前に死亡共済金または重度障害共済金の請求をされたとき（リビングニーズ共済金は死亡共済金または重度障害共済金と重複してお支払いしません）

▶ 6 契約の無効について

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

- 加入者が発効日または更新日にすでに死亡していたときや加入者の範囲外であったとき
- 契約のお申し込みに際し、加入者の同意を得ていなかったとき
- 契約者の意思によらず契約のお申し込みがされたとき
- 加入限度を超えていた場合は、その超えた部分
 ※無効の場合、掛金の全部または一部を契約者に返還します。
 ※すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。

▶ 7 債権者等による解約および共済金受取人による共済契約の存続について

債権者等から解約の届け出がされた場合であっても、1ヵ月以内に契約者以外の親族または被共済者から債権者等に解約返戻金相当額をお支払いすれば契約を継続することができます。なお、その間に支払事由が発生した場合、全労済の定める金額をお支払いし、契約は消滅します。

▶ 8 契約の解除と契約の更新謝絶について

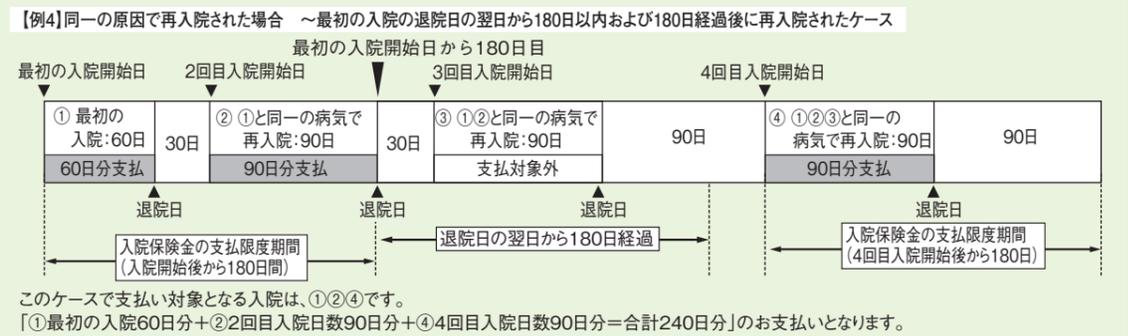
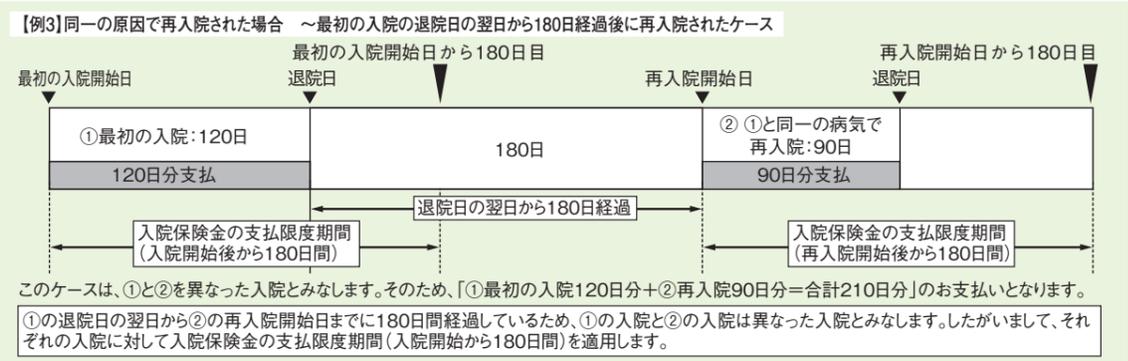
次のいずれかに該当する場合、契約は解除される場合があります。また、次の(1)から(5)のいずれかに該当する場合、契約の更新はできません。

- 共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- 契約者、加入者または死亡共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させまたは発生させようとしたとき
- 契約者、加入者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力※1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係※2を有していると認められるとき。

※1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
※2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用をおこなうこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

- 他の契約との重複によって、加入者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
- 上記(1)～(4)までのいずれかに該当するほか、全労済との信頼関係が損なわれ、全労済が、契約の存続を不適当と判断したとき
- 契約者または加入者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき

※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。
※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還して



(4)引受条件(ご契約金額等)
①ご契約金額(入院保険金日額)につきましては、下記金額からご選択いただけます。被保険者の満年齢・性別・年収等を参考にお選びください。実際にご加入いただくにあたってのご契約金額については、当総合パンフレットをご参照ください。
②新規にご加入の場合は満64歳まで、継続加入の場合は満79歳までご加入いただけます。なお、いずれも保障開始日時点における満年齢によります。

▶ 2 保険料

保険料は性別にかかわらず「一律」です。保障開始日時点での満年齢が60歳以上の方は60歳未満の方とは別料率となります。契約額ごとの保険料は以下のとおりです。

基本契約 組合員・配偶者・子ども・その他親族保険料	契約入院日額					
	満年齢 (保障開始日時点)	3,000円	5,000円	8,000円	10,000円	15,000円
0歳～59歳	450円	750円	1,200円	1,500円	2,250円	3,000円
60歳～79歳	1,050円	1,750円	2,800円	3,500円	5,250円	7,000円

断を行ううえで重要な事項となります。なお、ご記入内容によっては引受をお断りさせていただくことがあります。
③ご加入できる年齢には、新規にご加入の場合は満64歳以下、継続加入の場合は満79歳以下の制限があります。なお、いずれも保障開始日時点における満年齢によります。

▶ 2 保険金をお支払いできない主な場合

- 以下の事由で身体障がいを受けた場合
 - ①ご加入または被保険者の故意または重大な過失
 - ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
 - ③被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用
 - ④戦争、外国の武力行使、革命、その他これらに類似の事変または暴動(*1)
 - ⑤核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性・爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故(*1)
 - ⑥上記④⑤に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱にもとづいて生じた事故(*1)
 - ⑦むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(*2)のないもの
- 以下のケガによる身体障がいを被った場合
 - ①無資格または酒気を帯びた状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
 - ②地震、噴火もしくはこれらによる津波によるケガ、またはこれらの事由に随伴して生じた事故、もしくはこれらにともなう秩序の混乱にもとづいて生じた事故(*1)
 - ③被保険者に対する刑の執行
 - ④精神障がいを原因とする事故
- アルコール依存症および薬物依存による入院または手術

(*1)これらに該当した被保険者数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと共栄火災が認めるときは、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

(*2)理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 入院または手術の原因となった身体障がいを被った時が、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始日より前であるとき。ただし、入院を開始した日または手術を受けた日がそ

▶ 3 保険料の払込方法について

保険料は「月払い」です。なお、所属労組ごとに「給与天引き」または「指定口座からの自動振替」となります。詳細は所属労組へご確認ください。

▶ 4 満期返れい金・契約者配当金等

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

▶ 5 脱退時の手続き・返れい金

ご加入後、保険の解約を希望される場合は、ゆうゆうセンターへご連絡ください。なお、解約された場合でも、解約返れい金はございません。

【注意喚起情報 損害保険会社「医療保険(1年契約用)」】

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。なお、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災営業店までお問合せください。

▶ 1 告知義務等
ご加入時における注意事項(加入申込書の記載上の注意事項)
①ご加入者には、ご加入に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している身体障がいについての保険金をお支払いできないことがあります。この保険では加入申込書に★印が付された次の項目が告知事項となりますので、ご注意ください。
○被保険者の生年月日・満年齢・性別
○被保険者の職業職種
○質問表回答欄にご記入いただく事項
○他の保険契約
(注)「他の保険契約」とは、医療保険(1年契約用)の場合には、医療保険・疾病入院特約・普通傷害保険などの疾病・ケガを保障する損害保険契約・生命保険契約・共済契約・特約をいいます。
②加入申込書の質問表回答欄にご記入いただく内容は公平な引受判

いただきます。
※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。
※上記(3)の事由のみに該当した場合は、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

▶ 9 加入者による契約の解除請求について

(1)加入者が契約者以外である場合加入者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます。

▶ 10 契約の消滅について

加入者が死亡した場合には、契約が消滅となります。

▶ 11 生命保険料控除のしくみ

「▶ 7 生命保険料控除のしくみ」(42ページ)をご参照ください。

▶ 12 納税義務国の確認について

一定額以上の満期共済金・解約返戻金を受け取りにられるとき、海外渡航のお届けをいただくときなど、海外への納税義務の確認をさせていただきます場合があります。

▶ 13 クーリングオフについて

▶ 14 共済金の不法取得目的による契約の無効について

▶ 15 詐欺等による契約の取り消しについて

▶ 16 組合員について

▶ 17 個人情報の取り扱いについて

▶ 18 団体事務手数料のお支払について

▶ 19 信用リスクについて

上記13～19の事項に関する詳細は、全労済引受契約「共通事項」(36～37ページ)を参照ください。

保障のことなら

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

入院・手術保障 全体概要

入院・手術保障(以下、入院保障)は、損害保険会社、全トヨタ労連が引き受け、以下の内容で実施します。()は引受割合です。

引受団体	保障内容		基本契約			三大疾病特約			医療上乗せ特約		
	入院	手術	入院	手術	診断	通院	長期入院	先進医療			
損害保険会社	○(100%)				—			—			
全トヨタ労連	—			○(100%)				○(100%)			

入院・手術保障 損害保険会社「医療保険(1年契約用)」

損害保険会社は入院保障のうち、基本契約「入院・手術」を100%引受けています。

契約概要 入院・手術保障 損害保険会社「医療保険(1年契約用)」

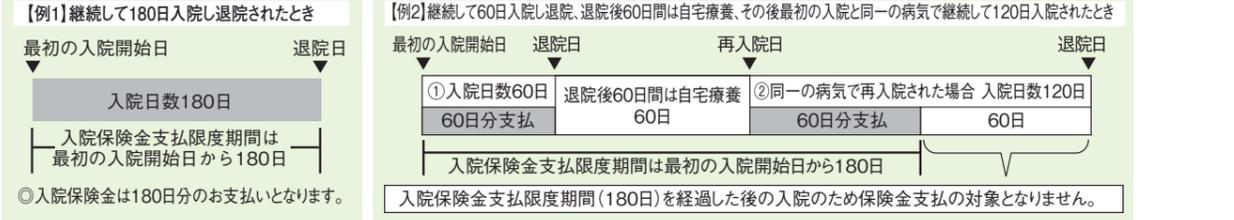
ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。なお、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問合せください。

▶ 1 商品の仕組みおよび引受条件等

- (1)団体契約の仕組み
損害保険会社引受契約「重要事項説明書(共通事項)(37～38ページ)」を参照ください。
- (2)商品の仕組み
被保険者が、保険期間中に発病した疾病または発生した急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によるケガにより入院された場合、または手術を受けた場合に保険金をお支払いします。
- (3)補償内容(主な支払事由、保険金をお支払いする場合)

保険金の種類	保険金を支払う場合	保険金の額
疾病入院保険金	被保険者が病気により、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、その病気の治療を直接の目的として入院されたとき	疾病入院保険金日額×入院日数 (1入院の支払限度期間は入院開始日から180日目までの間(注))
疾病手術保険金	被保険者が病気の治療を直接の目的として、病院または診療所で所定の手術を受けられたとき(注)時期を同じくして2以上の手術を受けられた場合は、倍率の高いいずれか1つの手術のみ対象となります。また、手術の種類によっては回数の制限があります。	手術の種類により、 疾病入院保険金日額×倍率 (40倍、20倍、10倍)
傷害入院保険金	被保険者がケガにより、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、そのケガの治療を直接の目的として入院されたとき	傷害入院保険金日額×入院日数 (1入院の支払限度期間は入院開始日から180日目までの間(注))
傷害手術保険金	被保険者がケガの治療を直接の目的として、病院または診療所で所定の手術を受けられたとき(注)時期を同じくして2以上の手術を受けられた場合は、給付倍率の最も高い1種類の手術のみ対象となります。また、手術の種類によっては回数の制限があります。	手術の種類により、 傷害入院保険金日額×倍率 (40倍、20倍、10倍)

(注)1 入院の支払限度期間について
お支払い例(入院保険金支払限度期間 180日)



◎入院日数の合計は180日ですが、入院保険金支払限度期間が180日のため、入院保険金は最初の疾病入院を開始した日からその日を含めて疾病入院保険金支払限度期間を経過するまでの「①最初の入院日数の60日分+②再入院日数の60日分(120日-60日)=合計120日分」のお支払いとなります。

①診断共済金	共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
急性心筋梗塞 診断共済金		加入者が共済期間(契約期間)中(発効日または更新日以降)に急性心筋梗塞を発病し、その疾病によりはじめて医師の診察を受けた日からその日を含め60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき	三大疾病入院共済金日額 ×100倍 加入者の生涯にわたり それぞれ1回のみ支払い
脳卒中 診断共済金		加入者が共済期間(契約期間)中(発効日または更新日以降)に脳卒中を発病し、その疾病によりはじめて医師の診察を受けた日からその日を含め60日以上、言語障がい、運動失調、および麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき	
悪性新生物 診断共済金		加入者が共済期間(契約期間)中かつ発効日または更新日から起算して91日目以降に悪性新生物に生後はじめて罹患し、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき	
上皮内新生物等 診断共済金		加入者が共済期間(契約期間)中かつ発効日または更新日から起算して91日目以降に上皮内新生物等に罹患し、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき。上皮内新生物等診断共済金が支払われることになった診断確定日から、その日を含めて2年以内に再度上皮内新生物等診断共済金の支払事由に該当した場合は、上皮内新生物等診断共済金をお支払いしません。	三大疾病入院共済金日額×10倍 加入者の生涯にわたり10回の 支払いが限度

②三大疾病入院共済金	共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
三大疾病 入院共済金		加入者が共済期間(契約期間)中に、三大疾病を原因として、当保障の基本契約「疾病入院保険金(53～54ページ参照)」の支払対象となる入院をした場合に、疾病入院保険金とは別に三大疾病入院共済金をお支払いします。なお、入院の原因となった三大疾病が悪性新生物または上皮内新生物等である場合は、発効日から起算して31日目以降に発病した三大疾病の治療を目的とした入院に対してお支払いします。また、支払限度期間は入院保険金と同様、入院開始日から180日目までの間となります。	三大疾病入院共済金日額 ×入院日数

③三大疾病手術共済金	共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
三大疾病 手術共済金		加入者が共済期間(契約期間)中に、三大疾病を原因として、当保障の基本契約「疾病手術保険金(53ページ参照)」の支払対象となる手術を受けた場合に、疾病手術保険金とは別に三大疾病手術共済金をお支払いします。	三大疾病入院共済金日額 ×所定の支払割合 (10倍、20倍、40倍)

[2]医療上乘せ特約

①入院前通院共済金および退院後通院共済金

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
入院前通院 共済金 および 退院後通院 共済金	加入者が共済期間(契約期間)中に通院し、次の条件のすべてを満たすとき ①加入者が入院し、基本契約の入院共済金が支払われること ②左記①の入院と同一原因による通院であること ③次に掲げる期間中の通院であること ・入院前通院共済金においては、入院開始日の前日以前90日の期間で、最高30日を限度 ・退院後通院共済金においては、退院日の翌日からその日を含め180日の期間で、最高60日を限度	入院共済金日額×0.3 ×通院日数 [3,000円が限度]

なお、加入者が同一の原因により2回以上入院した場合において、それらの入院が入院手術保障「基本契約」の規定(損害保険会社の医療保険約款)にもとづき、1回の入院とみなされるとき、「入院開始日」は最初の入院をした日とし、「退院日」は入院共済金の支払われる最終日の日を含む入院の退院日とします。

②長期入院共済金

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
長期入院 共済金	加入者が共済期間(契約期間)中に、次の条件のすべてを満たす入院をしたとき ①発効日または更新日以降に発病した疾病または受傷した傷害の治療を目的とした入院 ②連続して90日以上入院、または連続して180日以上入院	入院共済金日額×60倍 [60万円が限度]

なお、加入者が該当する入院の退院後180日以内にその入院と同一の原因により入院したときは、これらの入院は1回の入院とみなし、その再入院については長期入院共済金はお支払いしません。また、入院を開始した後に異なる疾病の併発、または傷害が発生したときには、当初入院の直接原因と同一の原因により連続して入院したものとみなし、全入院期間を通じて1回の入院とみなしてお支払いします。

③先進医療共済金

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
先進医療費用 共済金	加入者が、先進医療による治療を受け、次の条件のすべてを満たすとき ①「基本契約」の入院共済金が支払われる入院期間中の先進医療による療養 ②「基本契約」の入院共済金が支払われる入院の原因となった疾病または不慮の事故を直接の原因とする治療を目的とした先進医療による療養 ③共済期間(契約期間)中の先進医療による療養 ※「基本契約の入院共済金が支払われる入院」については53～54ページをご参照ください。	先進医療による療養を受けるために契約者が負担した技術料に相当する金額 (1回の入院に対して入院共済金日額の200倍を限度) [200万円が限度]

(ご注意)

- 先進医療とは、厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養を対象とし、厚生労働大臣告示に定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。
- 加入者について、先進医療による療養を受けるための費用が支払われる他の契約がある場合において、それぞれの契約について他の契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が契約者が負担した技術料に相当する金額をこえるときは、つぎの算式によって算出した金額を先進医療費用共済金としてお支払いします。

$$\boxed{\text{全トヨタ労連の支払う先進医療費用共済金の額}} = \boxed{\text{契約者が負担した技術料に相当する金額}} \times \frac{\boxed{\text{他の契約がないものとして算出した全トヨタ労連の支払責任額}}}{\boxed{\text{他の契約がないものとして算出したそれぞれの契約の支払責任額の合計}}}$$

の初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後である場合は、保険金支払の対象となります。

＜お支払いの対象にならない手術の代表例は下記のとおりです。＞

- 25cm未満の植皮・皮弁形成
- 皮下・皮膚良性腫瘍・腫瘤の摘出・切除(注)
- 軟部腫瘍の摘出・切除(注)
- 乳腺腫瘍(良性)の摘出・切除(注)
- 創傷処理・デブリードマン(注)
- 傷の縫合
- 骨折の整復(非観血術の場合)
- 抜釘術(骨内異物・挿入物の除去・拔去)
- 抜歯(顎骨を削らない場合)
- インプラント
- 口蓋の形成
- 唾石のみの摘出
- 鼻茸の手術
- 鼻粘膜の切除・焼灼
- 鼻甲介の切除
- 扁桃腺・アデノイドの手術
- 子宮頸管ポリープの切除
- 鉗子分娩・吸引分娩
- 人工妊娠中絶術
- 肛門・直腸周囲膿瘍の切開
- 痔核の硬化療法
- 痔核の血栓摘出
- 穿刺による洗浄・排液
- 近視または乱視の矯正手術(レーシックなど)
- 美容整形手術

(注)筋・腱・靭帯に及ぶ場合は対象になることがあります。

- ▶ 3 クーリング・オフ(加入のお申し込みの撤回等)
- ▶ 4 保険の効力発生日(保障開始日)
- ▶ 5 脱退時の手続き・返れい金
- ▶ 6 保険金をお支払いする事由が発生したときは
- ▶ 7 保険会社破綻時の取扱い
- ▶ 8 お客様に関する情報の取扱い
- ▶ 9 ご注意いただきたいこと
- ▶ 10 加入申込書をご提出いただく前に、今一度ご確認ください

▶ 11 健康状態告知確認書

上記3～11の詳細は、損害保険会社引受契約重要事項説明書(共通事項)(38～40ページ)を参照ください。

入院・手術保障 全トヨタ労連「自家医療共済」

全トヨタ労連は、入院・手術保障のうち三大疾病特約、および医療上乘せ特約の100%を、自家医療共済規程にもとづき実施します。

契約概要 全トヨタ労連「自家医療共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程について

全トヨタ労連引受分は、全トヨタ労連が定める「自家医療共済規程」にもとづき実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規程にもとづき実施します。

[1]三大疾病特約

三大疾病特約は、基本契約の入院日額と同額となります。ただし付帯できる上限額は10,000円(入院日額)となります。

	発効日満年齢 0～59歳						発効日満年齢 60～79歳					
基本契約加入額(円)	3,000	5,000	8,000	10,000	15,000	20,000	3,000	5,000	8,000	10,000	15,000	20,000
全トヨタ労連引受額(円)	3,000	5,000	8,000	10,000	10,000	10,000	3,000	5,000	8,000	10,000	10,000	10,000
全トヨタ労連引受分掛金(円)	360	600	960	1,200	1,200	1,200	2,400	4,000	6,400	8,000	8,000	8,000

[2]医療上乘せ特約

	発効日満年齢 0～59歳						発効日満年齢 60～79歳					
基本契約加入額(円)	3,000	5,000	8,000	10,000	15,000	20,000	3,000	5,000	8,000	10,000	15,000	20,000
全トヨタ労連引受額(円)	3,000	5,000	8,000	10,000	10,000	10,000	3,000	5,000	8,000	10,000	10,000	10,000
全トヨタ労連引受分掛金(円)	120	200	320	400	400	400	510	850	1,360	1,700	1,700	1,700

▶ 5 共済金をお支払いする場合

[1]三大疾病特約

■「三大疾病」の定義

急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病で、原則として以下の3項目のすべてを満たすもの (1)典型的な胸部痛の病歴 (2)新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3)心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血ならびに頭蓋外部からの梗塞が含まれる。)により脳の血液の循環が急激に障がいされることにより、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病
悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病 (「上皮内癌」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌」を除く)
上皮内新生物等	上皮内新生物 ・口腔、食道および胃の上皮内癌 ・その他および部位不明の消化器の上皮内癌 ・中耳および呼吸器系の上皮内癌 ・上皮内黒色腫 ・皮膚の上皮内癌 ・乳房の上皮内癌 ・子宮(頸)部の上皮内癌 ・その他および部位不明の性器の上皮内癌 ・その他および部位不明の上皮内癌 悪性新生物のうち「皮膚癌(悪性黒色腫を除く)」 ・皮膚のその他の悪性新生物

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
手術共済金	加入者が82ページに記載する「手術支払割合表」に記載の手術を受け、次の条件のすべてを満たすとき <p>①発効日以降に発病した疾病の治療を目的とする手術</p> <p>②共済期間中に受けた手術</p>	病気入院共済金日額×10
災害入院共済金	加入者が共済期間中に、次の条件のすべてを満たす入院をしたとき <p>①共済期間中に発生した不慮の事故（※1）を直接の原因とする入院</p> <p>②事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院</p> <p>③1日以上となる入院</p>	災害入院共済金日額×入院日数
災害手術共済金	加入者が82ページに記載の「手術支払割合表」に規定する手術を受け、次の条件のすべてを満たすとき <p>①共済期間中に発生した不慮の事故（※1）を直接の原因として事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術</p> <p>②共済期間中に受けた手術</p>	災害入院共済金日額×10

（※1）「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故をいいます。

▶ 11 掛金の払込免除について

- 掛金の払い込みを免除する場合

加入者が発効日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内、かつ共済期間中に全労済所定の身体障がいの状態になったとき
- 上記(1)に該当しなくなったときは、以後の共済掛金の払込免除はしません（掛金の払い込みを再開していただきます）。
- 次の原因によるときは、掛金の払い込みは免除しません。
 - 契約者または共済金受取人の故意または重大な過失
 - 加入者の故意または重大な過失、または犯罪行為
 - 加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - 加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - 加入者の精神障がひまたは泥酔
 - 原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）腰・背痛で他覚症状のないもの
 - 加入者の疾病に起因して生じた事故によるとき
- 地震、津波、噴火などの天災、あるいは戦争その他の非常の出来事による場合は、掛金の全部または一部の額について払い込みを免除しないことがあります。

▶ 12 共済金支払いの分割・繰り延べ・削減について

▶ 13 共済金受取人について

上記12～13の事項に関する詳細は、全労済引受契約「共通事項」(36～37ページ)を参照ください。

注意喚起情報 全労済「終身生命共済」

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みに際して特に注意していただきたい事項を記載しています。

▶ 1 加入申込書および質問表の記入について

- 申込書は契約を締結するうえで重要ですので、正確にご記入ください。特に、質問表（健康状態等についての質問）について正確にお答えいただけなかった場合、契約を解除し、共済金を支払わないことがあります。加入者になる方の同意を得て、契約者自身が記入し、内容を充分にお確かめのうえ、署名・押印ください。
- 申込書の内容および質問表の回答を確認したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は申込者（契約者）に通知します。
- 契約者が申込書の「申込書記入日（告知日）」に記入した日を告知日（申込書の質問表への回答日）とします。

<告知義務について>

- 共済は大勢の方が掛金を出しあって、相互に助け合う制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事されている方などが無条件で契約されますと、加入者間の公平性が保たれません。そこでご契約に際して、契約者や被共済者の方には、過去の病歴（病名や治療期間など）、現在の健康状態や身体の障がい状態、職業などについて、正しく告知していただく義務があります。
- 加入申込書「質問表」への回答には過去の病歴（病名や治療期間など）など、全労済がおたずねする事柄について、ありのまま正しく告知してください。告知していただいた内容が不十分であった場合には、再度告知をお願いすることがあります。
- 告知していただく内容は、加入申込書「質問表」として記載してあります。もし、故意または重大な過失によって、事実を告知していただけなかったり、事実と違うことを告知されますと、全労済は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。この場合には、たとえ支払事由が発生していても、共済金をお支払いすることはできません。また、共済掛金払込免除の事由が発生しているときも同様です。

とき。または、薬物依存により生じた疾病

- 不慮の事故を直接の原因とする場合で、以下に該当する場合
 - 契約者または共済金受取人の故意または重大な過失。ただし、その共済金受取人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います。
 - 加入者の重大な過失
 - 加入者の犯罪行為
 - 加入者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故
 - 加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - 加入者の精神障がひまたは泥酔
- 原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの

▶ 4 契約が無効となる場合

全トヨタ労連「自家生命共済」（50ページ）を参照ください。

▶ 5 契約が解除となる場合

全トヨタ労連「自家生命共済」（50ページ）を参照ください。

▶ 6 契約が消滅となる場合

以下の場合、契約は消滅となります。なお、共済金をお支払いするとき、未払込掛金がある場合はその金額を共済金から差し引かせていただきます。

- 加入者が死亡したとき
- 基本契約が消滅したとき

▶ 4 共済期間（契約期間）と掛金払込期間

- 共済期間（契約期間）は発効日から終身となります。
- ベーシックタイプの掛金払込期間は終身払いとなります。

▶ 5 契約できる申込額

- 終身医療保障に契約できる申込額は、入院日額3,000円または5,000円です。
- 加入者1名につき1契約のみ契約することができます。
- 全労済が実施する「こくみん共済 終身医療 3000（終身生命共済）、終身医療 5000（終身生命共済）または終身医療追加2000」と重複して契約することはできません。

▶ 6 一部の職業の方について

保障開始日において次のご職業に従事している方は、契約のお引き受けをすることができません。

- 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業
- テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業

▶ 7 共済掛金額

終身医療保障の掛金は、加入時の年齢・性別等により異なります。具体的な掛金は「当総合パンフレット(13～14ページ)」をご参照ください。

▶ 8 割り戻し金

毎年5月末に決算を行い、剰余金が生じた場合、割り戻し金として還元します（5月末現在の有効契約が対象）。この割り戻し金は利息をつけてすえ置かせていただきます。

▶ 9 共済金の請求について

支払事由が発生した場合は、ただちにその状況や程度についてゆうゆうセンターへ連絡してください。共済金請求書等必要な書類一式を送付しますので、共済金受取人の方は支払事由が発生してから遅滞なく共済金の請求を行ってください（必要書類が提出されない場合、共済金のお支払いができません）。
※共済金の支払事由が発生したときは、速やかにご連絡ください。共済金をご請求いただける権利は、共済事由の発生した日の翌日から3年間です。詳しくは全労済までお問合せください。

▶ 6 共済金受取人

詳細については、全労済引受契約「共通事項」（36～37ページ）を参照ください。

▶ 7 割り戻し金について

全トヨタ労連「自家医療共済」には割り戻し金の制度はありません。

▶ 8 共済掛金の保険料控除

全トヨタ労連「自家医療共済」の掛金は保険料控除の対象となりません。

注意喚起情報 全トヨタ労連「自家医療共済」

▶ 1 事故発生時の通知義務

共済事故が発生したことを知ったときは、契約者、加入者または共済金受取人は、30日以内に事故発生状況および被害の程度を所属の労働組合またはゆうゆうセンターに連絡してください。この連絡を正当な理由なく怠ったときは、全トヨタ労連は共済金をお支払いしないことがあります。

▶ 2 共済金の分割払い等について

戦争その他の変乱、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常の出来事によるときは、共済金の分割払いやお支払いの繰り延べ、および減額してお支払いすることがあります。

▶ 3 共済金をお支払いできない場合（免責）

下記のいずれかにより、共済金の支払事由に該当したとき

- 契約者または加入者の故意または重大な過失
- 加入者の知的障がい（精神遅滞）、性格異常、または薬物依存による

終身医療保障 全労済「終身生命共済」

終身医療保障は、全労済が実施する「終身生命共済」にもとづき実施します。保障内容は下記のとおりです。

保障内容	基本契約	
	入院	手術
引受団体		
全 労 済	100%	

契約概要 全労済「終身生命共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程

終身医療保障は、全労済が定める「終身生命共済事業規約」「同細則」および「終身医療プランベーシックタイプ・終身医療 5000・終身医療 3000・終身医療追加 2000・契約規定」にもとづき実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規程にもとづき実施します。新しく全労済の引受の共済に契約（共済契約）をされる場合は、各都道府県労済生協の組合員となっていただく必要があります。詳細は、全労済引受契約「共通事項」(36～37ページ)を参照ください。

▶ 3 加入できる方（被共済者になることができる方）

次の条件をすべて満たす方が加入できます（被共済者になることができます）。

- 契約者との続柄が次のいずれかである方
 - 契約者本人
 - 配偶者（内縁関係にある方を含みます。ただし、契約者および内縁関係にある方のいずれにも婚姻の届け出のある配偶者がいない場合に限ります。以下同じです。）
 - 契約者と同一生計の子、父母、孫、兄弟姉妹
 - 契約者と同一生計の、配偶者の子、父母、孫、兄弟姉妹
- 加入申込書、「質問表」へのご回答を全労済が審査し、契約のお申し込みをお引き受けできると判断した方。なお、加入額と年齢によっては健康診断書を提出していただくことがあります。この健康診断書も審査の対象とさせていただきます。

※「質問表」へのご回答は、契約に際して、加入される方ご自身の健康状態などについて、ありのままを回答していただくものです。ご回答の内容は加入をお引き受けする際に審査の基礎となる非常に重要なものです。ご不明な点は必ずお問合せのうえ、正確にご回答ください。
- 年齢について

加入者となることができる年齢は、発効日において満15歳以上満75歳以下とします。

▶ 10 共済金をお支払いする場合

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
病気入院共済金	加入者が共済期間中に、次の条件のすべてを満たす入院をしたとき <p>①発効日以降に発病した疾病の治療を目的とする入院</p> <p>②1日以上となる入院</p>	病気入院共済金日額×入院日数

たは共栄火災営業店までお問合せください。

④死亡保険金は原則として被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を指定する場合は必ず被保険者の同意を得てください。

なお、同意のないままご契約をされた場合には保険契約は無効となります。

(注)ご加入の保険金額(月額)が平均月間所得額を上回った場合、平均月間所得額を上回る部分については保険金をお支払いできませんので十分ご注意ください。

▶ 2 保険金をお支払いできない主な場合

<普通傷害保険>

■ご加入者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ

■けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ

■無資格または酒気帯びもしくは麻薬などの使用により正常な運転ができないおそれのある状態、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故によるケガ

■脳疾患・疾病・心神喪失によるケガ

■妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ

■地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ

■戦争、内乱、暴動などによるケガ(条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガは保障の対象となります。)

■核燃料物質の有害な特性によるケガ

■ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング、フリークライミング、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦(ただし、職務として操縦する場合は除きます。)、ハングライダー・搭乗などの危険な運動中のケガ

■自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ

■むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(*)がないもの …など

<所得補償特約>

次のいずれかに該当する事由によって被った身体障がいによる就業不能

■ご加入者、被保険者(保険の対象となる方)または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失による身体障がい

■けんかや自殺行為・犯罪行為による身体障がい

■被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用による身体障がい

■アルコール依存および薬物依存等の精神障がい

■被保険者の妊娠、出産、早産または流産による身体障がい

■戦争、内乱、革命、暴動等による身体障がい(条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為による身体障がいは保障の対象となります。)

■核燃料物質の有害な特性による身体障がい

■むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(*)がないもの

■無資格または酒気帯びもしくは麻薬などの使用により正常な運転ができないおそれのある状態、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故

■地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ

■被保険者の妊娠または出産による就業不能

■責任開始期(継続契約の場合には初年度契約の責任開始期)より前に被った身体障がい …など

ただし、就業不能になった日がその初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後である場合は、保険金を支払います。

(*)理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

▶ 3 クーリングオフ(加入のお申し込みの撤回等)

▶ 4 保険の効力発生日(保障開始日)

▶ 5 脱退時の手続き・返れい金

▶ 6 保険金をお支払いする事由が発生したときは

▶ 7 保険会社破綻時の取扱い

▶ 8 お客様に関する情報の取扱い

▶ 9 ご注意いただきたいこと

▶ 10 加入申込書をご提出いただく前に、今一度ご確認くださいこと

▶ 11 健康状態告知確認書

上記3～11の詳細は、損害保険会社引受契約 重要事項説明書

<共通事項>(38～40ページ)を参照ください。

<普通傷害保険>

・100万円(死亡のみ)

<所得補償特約>

・ご契約金額は、被保険者の方の平均月間所得額の範囲内で各種社会保険制度による給付内容などを勘案のうえ、適正な金額となるように設定してください。なお、ご契約金額の設定が平均月間所得額を上回った場合、平均月間所得額を上回る部分については保険金をお支払いできませんので十分ご注意ください。

▶ 2 保険料

保険料は年齢・性別にかかわらず一律です。

	所得補償保険金額(月額)と月掛金額		
	6万円	9万円	15万円
年齢問わず一律(所得補償保険金部分)	850円(820円)	1,260円(1,230円)	2,090円(2,060円)

▶ 3 保険料の払込方法について

保険料は「月払い」です。なお、所属労組ごとに「給与天引き」または「指定口座からの自動振替」となります。詳細は所属労組へご確認ください。

▶ 4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

▶ 5 脱退時の手続き・返れい金

ご加入後、保険の解約を希望される場合は、ゆうゆうセンターへご連絡ください。なお、解約された場合でも、解約返れい金はございません。

注意喚起情報 損害保険会社「普通傷害保険 所得補償特約」

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。なお、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災営業店までお問合せください。

▶ 1 告知義務・通知義務等

(1)ご加入時における注意事項(加入申込書の記載上の注意事項)

①ご加入者には、ご加入に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では加入申込書に★印が付された次の項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

○被保険者の生年月日・満年齢

○被保険者の職業職種

○質問表回答欄にご記入いただく事項

○他の事故死亡保険契約

(注)「他の事故死亡保険契約」とは、普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険・積立家族傷害保険・積立ファミリー交通傷害保険などの、死亡を保障する損害保険契約・生命保険契約・共済契約・特約をいいます。

②加入申込書の質問表回答欄にご記入いただく内容は公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。なお、ご記入内容によっては引受けをお断りさせていただくことがあります。

③ご加入できる年齢には、新規にご加入の場合および継続加入の場合ともに、満64歳以下の制限があります。なお、いずれも保障開始日時点における満年齢によります。

(2)ご加入後における留意事項(通知義務等)

①ご加入者には、ご加入後に、告知事項のうちの一部の事項に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務(通知義務)があります。この保険では加入申込書に★印が付された「被保険者の職業職種」がご通知いただく事項(通知事項)となりますので、ご注意ください。

②ご加入後に、引受範囲外の職業職務への変更が生じた場合は、ご契約を解除させていただきますのであらかじめご了承ください。なお、この解除がなされた場合には、その変更の事実が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

<引受範囲外の職業または職務>

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士

③死亡保険金受取人を変更する場合は取扱代理店または共栄火災にご通知ください。なお、死亡保険金受取人の変更は法律上有効な遺言によって行うこともできます。詳しくは取扱代理店ま

※上記(3)の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

▶ 9 加入者による契約の解除請求について

(1)加入者が契約者以外である場合加入者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます。

▶ 10 契約の消滅について

加入者が死亡した場合には、契約が消滅となります。

▶ 11 生命保険料控除のしくみ

「▶ 7 生命保険料控除のしくみ」(42ページ)をご参照ください。

▶ 12 納税義務国の確認について

一定額以上の満期共済金・解約返戻金を受け取りになられるとき、海外渡航のお届けをいただくときなど、海外への納税義務の確認をさせていただく場合があります。

▶ 13 クーリングオフについて

▶ 14 共済金の不法取得目的による契約の無効について

▶ 15 詐欺等による契約の取り消しについて

▶ 16 組合員について

▶ 17 個人情報取り扱いについて

▶ 18 団体事務手数料のお支払について

▶ 19 信用リスクについて

上記13～19の事項に関する詳細は、全労済引受契約「共通事項」(36～37ページ)を参照ください。

保障のことなら
全労済
全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、全労済をご利用いただけます。

ZENROSAI NEWS

をお支払いすれば契約を継続することができます。なお、その間に支払事由が発生した場合、全労済の定める金額をお支払いし、契約は消滅します。

▶ 8 契約の解除と契約の更新謝絶について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除される場合があります。また次の(1)から(5)のいずれかに該当する場合、契約の更新はできません。

(1)共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき

(2)契約者、加入者または死亡共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させまたは発生させようとしたとき

(3)契約者、加入者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力※1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係※2を有していると認められるとき。

※1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。※2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用をおこなうこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

(4)他の契約との重複によって、加入者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき

(5)上記(1)～(4)までのいずれかに該当するほか、全労済との信頼関係が損なわれ、全労済が、契約の存続を不適当と判断したとき

(6)契約者または加入者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき

※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

休業保障 損害保険会社「普通傷害保険 所得補償特約」

休業保障は、損害保険会社の「普通傷害保険」(死亡のみ・所得補償・精神障害補償)にもつぎ実施します。

契約概要 損害保険会社「普通傷害保険 所得補償特約」

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。なお、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災営業店までお問合せください。

▶ 1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)団体契約の仕組み・保険期間(保険のご契約期間)について
損害保険会社引受契約「重要事項説明書<共通事項>」(37～38ページ)を参照ください。

(2)商品の仕組み
この保険は、以下の場合に保険金をお支払いします。

<普通傷害保険>
急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者が死亡されたとき

<所得補償特約>
被保険者が日本国内または国外において身体障がいにより就業不能となった場合

(3)補償内容
<死亡保険金>
急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合

●48ページ「▶ 1 商品の仕組みおよび引受条件等」の(2)商品の仕組みに記載の「急激かつ偶然な外来の事故とは」を参照してください。

<所得補償保険金>
被保険者が保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によるケガまたは疾病(あわせて「身体障がい」といいます。)を被り、そのために就業不能となり、その状態が免責期間(4日)を超えて継続した場合に、5日目以降の就業不能期間1か月について補償期間2年間(ただし保障開始日時点で満64歳の方は1年間)を限度に「所得補償保険金額」をお支払いします。ただし、平均月間所得額が所得補償保険金額より小さいときは、平均月間所得額が就業不能期間1か月についての支払保険金の額となります。

(注1)就業不能期間が1か月に満たない場合、または1か月未満の端数日が生じた場合は、1か月を30日として計算した割合により保険金の額を決定します。

(注2)身体障がいの発生時が継続契約の保険期間開始前であるときは、その継続契約の支払条件により算出された保険金の額と、身体障がいの発生時の保険契約の支払条件により算出された保険金の額のいずれか低い金額をお支払いします。

なお、この保険は自動的に「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」がセットされます。この特約により、骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合でも保険金をお支払いします。この特約においては、免責期間はなく、補償期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。ただし、就業不能となった時が、初年度契約の保険期間の初日から1年を経過した日の翌日以降である場合に限りです。

【用語の説明】

①「就業不能」とは、被保険者が身体障がいにより入院していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入確認書記載の業務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者が身体障がいにより死亡された後もしくは身体障がいが出ゆされた後は、いかなる場合でも就業不能とはいいません。

②「就業不能期間」とは、補償期間内における被保険者の就業不能の日数をいいます。

③「平均月間所得額」とは、免責期間が始まる直前12ヵ月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。

④「所得」とは、加入確認書記載の業務を遂行することにより得られる給与所得等に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。

⑤骨髄採取手術とは、組織の機能に障がいがある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

(4)引受条件(ご契約金額等)
ご契約金額の設定につきましては、以下の点にご注意ください。

▶ 3 クーリングオフ(加入のお申し込みの撤回等)

▶ 4 保険の効力発生日(保障開始日)

▶ 5 脱退時の手続き・返れい金

▶ 6 保険金をお支払いする事由が発生したときは

▶ 7 保険会社破綻時の取扱い

▶ 8 お客様に関する情報の取扱い

▶ 9 ご注意いただきたいこと

▶ 10 加入申込書をご提出いただく前に、今一度ご確認くださいこと

▶ 11 健康状態告知確認書

上記3～11の詳細は、損害保険会社引受契約 重要事項説明書<共通事項>(38～40ページ)を参照ください。

▶ 2 保険金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する事由によって被った身体障がいによる就業障がい

- 故意または重過失
 - 闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - 麻薬等の使用
 - 核燃料物質の放射性等
 - 地震、噴火または津波
 - 発熱など他覚的症状のない感染
 - 無資格または酒気帯びもしくは麻薬などの使用により正常な運転ができないおそれのある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
 - 戦争、暴動等(テロ行為によって生じた身体障がい・事故に関しては特約により保険金支払の対象にしています。)
 - むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
 - 責任開始期(継続契約の場合には初年度契約の責任開始期)より前に被った身体障がい …など
- ただし、就業障がいになった日がその初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後である場合は、保険金を支払います。

賠償保障 損害保険会社「交通事故傷害保険 賠償責任補償特約」

賠償保障は、損害保険会社の「交通事故傷害保険」(死亡のみ・賠償責任補償)により引受を行います。

契約概要 損害保険会社

「交通事故傷害保険 賠償責任補償特約」

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。なお、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災営業店までお問合せください。

▶ 1 商品の仕組みおよび引受条件

(1)団体契約の仕組み・保険期間(保険のご契約期間)について 損害保険会社引受契約 重要事項説明書「共通事項」(37～38ページ)を参照ください。

(2)商品の仕組み

この保険は、以下の場合に保険金をお支払いします。

- ①被保険者が交通事故でケガをされたとき、または交通乗用具の火災によってケガをされた場合
- ②次の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合
 - ご本人(被保険者本人)の居住の用に供する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
 - 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故

(3)補償内容

<交通事故傷害保険>

交通事故等によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合

(※)この保険における「交通事故等」とは、下記に掲げるものをいいます。

- ・運行中の交通乗用具に搭乗してない被保険者の、運行中の交通乗用具(自動車、自転車、電車、バスなどをいいます。また、これらに積載されているものを含みます。以下同様とします。)との衝突、接触等の事故
- ・運行中の交通乗用具に搭乗している被保険者(極めて異常かつ危険な方法で搭乗している者を除きます。)
- ・急激かつ偶然な外来の事故
- ・乗客として駅の改札口に入ってから出るまでの駅構内において生じた急激かつ偶然な外来の事故
- ・交通乗用具の火災

<賠償責任補償特約>

ご本人(被保険者本人)やそのご家族(※)が日常生活に起因する偶然な事故、ご本人が居住の用に供する住宅の所有、使用、管理に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った場合

(※)この保険の対象となる「ご家族」とはつぎのとおりです。

- ご本人(被保険者本人)の配偶者
 - ご本人(被保険者本人)またはその配偶者の同居の親族
 - ご本人(被保険者本人)またはその配偶者の別居の未婚の子未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。
- (注)上記の続柄は、保険金支払の原因となった事故発生の際に用いるものをいいます。

(4)引受条件(ご契約金額等)

<交通事故傷害保険>

- ・100万円(死亡のみ)

長期収入保障 損害保険会社「団体長期障害所得補償保険」

長期収入保障は、損害保険会社の「団体長期障害所得補償保険」(精神障害補償)により引受を行います。

契約概要 損害保険会社「団体長期障害所得補償保険」

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。なお、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災営業店までお問合せください。

▶ 1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)団体契約の仕組み

損害保険会社引受契約 重要事項説明書<共通事項>(37～38ページ)を参照ください。

(2)商品の仕組み

この保険は、被保険者が、保険期間中に、病気やケガにより「経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態(具体的には、入院している状態または医師の指示に従い自宅療養している状態等をいいます。以下「就業障がい」といいます。)」(※1)となり、その状態が免責期間(734日)を超えて継続(※2)した場合に、735日目以降の就業障がいの期間1か月(※3)につき、下記「(4)保険金をお支払いする期間(補償期間)」記載の期間を限度として保険金をお支払いします。

(3)補償内容

免責期間終了後の就業障がいの期間1か月(※3)につき、次の算式によりお支払いします。ただし、1か月につき、就業障がい開始前12か月の平均月間所得額またはご加入金額のいずれか低い額が限度となります。

お支払いする保険金＝ご加入の保険金額(月額)×所得喪失率(※4)

(注)保険金支払の対象となっていない身体障がいの影響によって保険金を支払うべき身体障がいの程度が加重されたときは、その影響がなかった場合に相当する損害額を決定して保険金をお支払いします。

(4)保険金をお支払いする期間(補償期間)

満60歳(誕生日の前日)到達日を限度(※6)に、継続して就業障がいである期間に対して保険金を支払います。ただし、就業障がいの原因が精神障がい(休業保障と補償範囲が一部異なります。または詳細は取扱代理店・共栄火災営業店までお問合せください)の場合は、5年間を限度とします。

- (※1)免責期間終了後(就業障がい開始後735日目以降)については、被保険者が身体障がい発生直前に従事していた業務に全く従事できない状態、または、被保険者が身体障がい発生直前に従事していた業務の一部従事することができず、かつ、所得喪失率(※4)が20%を超える状態が継続している場合についても「就業不能」とし、保険金をお支払いします。
- (※2)免責期間を超える就業障がい終了した後、6か月以内に同一の原因による就業障がい再発した場合は、これらを同一の就業障がいとみなします。
- (※3)免責期間終了後の就業障がいの期間に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金をお支払いします。
- (※4)所得喪失率は、次の算式により計算します。

所得喪失率＝1－ $\frac{\text{各月の回復所得額(※5)}}{\text{免責期間が始まる直前の上記に対応する各月の所得額}}$

- (※5)被保険者が業務に復帰した後に得られる所得のことをいい、免責期間の終了した月から1か月単位で計算します。なお、物価の変動等があった場合は、物価の変動等による影響がなかったものとして公正な調整を行って算出する場合があります。
- (※6)補償期間が開始した日(就業障がい開始後735日目)から満60歳(誕生日の前日)までの期間が3年に満たない場合は、3年間を限度とします。就業障がいの原因が精神障がいであるか否かを問いません。

▶ 2 保険料

保障額 加入時 満年齢	5万円/月		10万円/月		15万円/月	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15～24歳	233円	159円	466円	318円	699円	477円
25～29歳	240円	206円	480円	412円	720円	618円
30～34歳	254円	267円	508円	534円	762円	801円
35～39歳	308円	381円	616円	762円	924円	1,143円
40～44歳	433円	580円	866円	1,160円	1,299円	1,740円
45～49歳	570円	742円	1,140円	1,484円	1,710円	2,226円
50～54歳	611円	732円	1,222円	1,464円	1,833円	2,196円
55～59歳	696円	740円	1,392円	1,480円	2,088円	2,220円

▶ 3 保険料の払込方法について

保険料のお支払いは「月払い」です。なお、所属労働組合ごとに「給与天引き」または「指定口座からの自動振替」となります。詳細は所属労働組合へご確認ください。

▶ 4 満期返れい金・契約者配当金

本保険には満期返れい金や契約者配当金はありません。

▶ 5 脱退時の手続き・返れい金

ご加入後、保険の解約を希望される場合は、ゆうゆうセンターへご連絡ください。なお、解約された場合でも、解約返れい金はございません。

注意喚起情報 損害保険会社

「団体長期障害所得補償保険」

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災営業店までお問合せください。

▶ 1 告知義務等

(1)ご加入時における注意事項(加入申込書の記載上の注意事項)

- ①ご加入者には、ご加入に際し、共栄火災営業店が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では加入申込書に★印が付された次の項目が告知事項となりますので、ご注意ください。
 - 被保険者の生年月日・満年齢・性別
 - 被保険者の職業職種
 - 質問表回答欄にご記入いただく事項
 - 他の保険契約(注)「他の保険契約」とは、団体長期障害所得補償保険・所得補償保険・所得補償特約など所得を保障する損害保険契約・生命保険契約・共済契約・特約をいいます。
- ②加入申込書の質問表回答欄にご記入いただく内容は公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。なお、ご記入内容によっては引受けをお断りさせていただくことがあります。
- ③ご加入できる年齢には、新規にご加入の場合は満54歳以下、継続加入の場合は満59歳以下の制限があります。なお、いずれも保障開始日時点における満年齢によります。

(2)ご加入後における留意事項

- ①ご加入後に次の変更等が生じる場合には、必ず当総合パンフレット記載の連絡先までご通知ください。
 - 氏名や住所が変更となる場合
 - 平均所得額が減少する場合
 - お仕事の内容が変わる場合やお仕事をお辞めになる場合
 - 事故が発生した場合 …など
- ②上記①のほか、加入確認書に記載された内容に変更がある場合や、他の所得補償保険等にご加入される場合は、すみやかにゆうゆうセンターまたは取扱代理店・共栄火災営業店にご通知ください。なお、変更内容によっては、本保険への継続加入ができない場合もありますので、あらかじめご了承ください。(注)ご加入の保険金額(月額)が平均月間所得額を上回った場合、平均月間所得額を上回る部分については保険金をお支払いできませんので十分ご注意ください。

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
通院共済金	加入者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として、共済期間中（共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む）に通院した場合、右記の計算により通院共済金をお支払いたします。 ※事故の日から180日以内に開始した通院が対象となります。 ※通院日数は同一の交通事故による通院について90日分が限度となります。	通院共済金額×通院日数

▶ 12 共済金支払いの分割・繰り延べ・削減について

▶ 13 共済金受取人について

上記12～13の事項に関する詳細は、全労済引受契約「共通事項」(36～37ページ)を参照ください。

注意喚起情報 全労済「交通災害共済」

▶ 1 契約の解除と契約の更新謝絶について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除される場合があります。また、次の(1)から(5)のいずれかに該当する場合、契約の更新はできません。

- 共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- 共済契約関係者または共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- 共済契約関係者または共済金受取人が、反社会的勢力※1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係※2を有していると認められるとき
※1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
※2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。
- 他の保険・共済契約等との重複によって、加入者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
- 上記、(1)～(4)までのいずれかに該当するほか、全労済との信頼関係が損なわれ、全労済が、契約の存続を不適当と判断したとき
- 契約者または加入者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき
※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。
※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。なお、当該契約の未經過契約期間(1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます)に相当する掛金をお返しします。
※上記(3)の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払できません。

※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。なお、当該契約の未經過契約期間(1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます)に相当する掛金をお返しします。

※上記(3)の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払できません。

▶ 2 加入者による契約の解除請求について

加入者が契約者以外である場合、加入者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます。

▶ 3 共済金等を確実にご請求いただくために(代理請求について)

共済金等の支払事由が発生したときに契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者が受け取ることになる共済金等を、契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が契約者の代理人として共済金等を請求することができる制度があります(「指定代理請求制度」といいます)。
また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるときに契約者の代理人となりうる方(代理請求人)が共済金等を請求することができる制度があります(「代理請求制度」といいます)。

▶ 4 共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)

次のいずれかに該当の場合、共済金をお支払いできません。

- 契約者、加入者、共済金受取人の故意または重大な過失によるとき
- 加入者の犯罪行為によるとき
- 加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- 加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- 加入者の精神障がいまたは泥酔によるとき
- 加入者の疾病に起因して生じた事故によるとき
- 原因がいかなる場合でも頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
通院共済金	加入者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として、共済期間中（共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む）に通院した場合、右記の計算により通院共済金をお支払いたします。 ※事故の日から180日以内に開始した通院が対象となります。 ※通院日数は同一の交通事故による通院について90日分が限度となります。	通院共済金額×通院日数

▶ 7 共済金を減額する場合

加入者が交通事故により損害を被り、共済金をお支払いする場合、すでに存在していた障がいもしくは傷病の影響、または当該事故の後にその原因となった事故と関係なく発生した障がいもしくは傷病の影響により傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定してお支払いたします。

▶ 8 交通事故の定義について

この共済において交通事故とは、次に掲げるものをいいます。

- 運行中の交通機関に搭乗していない加入者の、運行中の交通機関（自動車、自転車、電車、ケーブルカー、航空機、船舶、遊覧船など、およびこれらに積載されているものも含みます。以下同じ）との衝突・接触等による事故
- 運行中の交通機関に搭乗していない加入者の、運行中の交通機関の衝突・接触・火災・爆発等による事故
- 運行中の交通機関に搭乗している加入者の不慮の事故
- 乗客（入場客を含みます）として、改札口を有する交通機関の乗降場構内(改札口の内側をさします)における加入者の不慮の事故
- 道路(道路交通安全法第2条第1項第1号から第7号までに定めるもの。日本国外においても同法で定める道路と同程度のものとする)を通行中の加入者の次に掲げる不慮の事故
 - 建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からの物の落下
 - 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
 - 火災または破裂・爆発※運行中には「駐車中」は含みません。

▶ 9 交通機関の定義について

- 汽車、電車、路面電車、気動車、モノレール、ケーブルカー(ロープウェイを含みます)、リフト、エレベーターおよびエスカレーター。ただし、工業施設構内で用いられている工業施設の一部となっている運搬具を除きます。
- 自動車、原動機付自転車、自転車、荷車、牛車、馬車、人力車、そりおよびトロリーバス等の車両(道路交通安全法(昭和35年6月25日法律105号)第2条(定義)第1項第8号から第12号までに規定するもの)。ただし、次のものは含みません。
 - 身体障がい者用の車イスおよび小児用の車
 - 道路法(昭和27年6月10日法律第180号)第3条(道路の種類)に定める道路(市町村道以上の道路)を運行中の原動機付耕運機
- 航空法(昭和27年7月15日法律第231号)第2条(定義)第1項に規定する航空機
- 船舶職員法および小型船舶操縦者法(昭和26年4月16日法律第149号)第2条(定義)第1項に規定する船舶およびそれと同等級の外国船舶。ただし、河川の渡し船および海技従事者の操縦する遊覧船を含みます。

▶ 10 運行中および搭乗の定義

- 「▶ 8 交通事故の定義について」および「共済金をお支払いできない場合(64ページ)」に定める「運行中」とは、当該交通機関の用い方に従い移動中、停車中、発車準備中または無人暴走その他全労済が認めるものをいい、次の場合は含みません。
 - 駐車中
 - 車庫、格納庫、またはこれに代わるべき構内、場所に格納中またはけい留中(ただし、けい留中であっても、乗客の乗降中は運行中とする。)
 - リフト、エレベーター、エスカレーターの運転休止中
- 「▶ 8 交通事故の定義について」、「▶ 9 交通機関の定義について」および「共済金をお支払いできない場合(64ページ)」に定める「搭乗」とは、下記をいいます。
 - 運行中の交通機関に乗車(船)するために交通機関に手または足をかけたときから、下車(船)のために片足が地面につく直前まで
 - 自転車の場合には、ペダルに足を乗せて乗車を開始したときから、降車のために足を地面に降ろしたときまで
 - 自動二輪車および原動機付自転車の場合には、運行するためにエンジンを作動し、車体に手または足をかけたときから、降車のために足を地面に降ろしたときまで
 - その他全労済が認めるもの

▶ 11 共済金請求の時効について

共済金の支払事由が発生したときは、速やかにご連絡ください。共済金をご請求いただける権利は支払事由の発生した日の翌日から3年間です。詳しくは全労済までお問合せください。

■被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障がいに起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者については、保険金をお支払いたします。

■被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

■被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任

■航空機、船舶・車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、原動力が専ら人力である船舶・車両およびゴルフ場におけるゴルフカートならびに空気銃の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任については、保険金などをお支払いたします。 …など

(注1) 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

(注2) 住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合はその部分を含みます。

▶ 3 クーリング・オフ(加入のお申し込みの撤回等)

▶ 4 保険の効力発生日(保障開始日)

▶ 5 脱退時の手続き・返れい金

▶ 6 保険金をお支払いする事由が発生したときは

▶ 7 保険会社破綻時の取扱い

▶ 8 お客様に関する情報の取扱い

▶ 9 ご注意いただきたいこと

▶ 10 加入申込書をご提出いただく前に、今一度ご確認くださいこと

上記3～10の詳細は、損害保険会社引受契約 重要事項説明書<共通事項>(38～39ページ)を参照ください。

▶ 2 保険金をお支払いできない主な場合

<交通事故傷害保険>

■ご加入者、被保険者、または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ

■けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ

■無資格または酒気帯びもしくは麻薬などの使用により正常な運転ができないおそれのある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故によるケガ

■脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ

■妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ

■地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ

■戦争、内乱、暴動などによるケガ(条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガは保障の対象となります。)

■核燃料物質の有害な特性などによるケガ

■自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ

■職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ

■職務または実習のための船舶搭乗中のケガ

■グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに乗っている間のケガ

■むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(注1)のないもの …など

<賠償責任補償特約>

■被保険者の故意による損害賠償責任

■地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任

■戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任(条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為による損害は保障の対象となります。)

■職務遂行に関する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)

■同居する親族に対する損害賠償責任

■他人からの預かり物の損害に対する損害賠償責任

■心神喪失に起因する損害賠償責任

■専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(注2)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

交通災害保障 全労済「交通災害共済」

交通災害保障は、全労済の「交通災害共済」にもとづき実施します。保障内容は下記のとおりです。

引受団体	保障内容			
	死亡	後遺障がい	入院	通院
全 労 済	100%			

契約概要 全労済「交通災害共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程

交通災害保障は、全労済が定める「交通災害共済事業規約」〔同細則〕〔同契約規定〕にもとづき実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規程にもとづき実施します。新しく全労済の引受契約(共済契約)をされる場合は、各都道府県労済生協の組合員となっいただく必要があります。詳細は、全労済引受契約「共通事項」(36～37ページ)を参照ください。

▶ 3 加入できる方(被共済者になれる方)

契約の発効日または更新日において次のいずれかに該当する方が加入できます(被共済者になれるます)。

▶ 6 共済金をお支払いする場合

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
死亡共済金	加入者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として、共済期間中（共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む）に死亡した場合、死亡共済金をお支払いたします。	基本契約共済金額
障害共済金	加入者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として、共済期間中（共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む）に身体障がいの状態になった場合、「身体障害等級別支払割合表(詳細は79ページを参照ください)」に規定する等級に応じた支払割合の金額を障害共済金としてお支払いたします。	基本契約共済金額 ×支払割合
入院共済金	加入者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として、共済期間中（共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む）に連続して5日以上入院した場合、右記の計算により入院共済金をお支払いたします。 ※事故の日から180日以内に開始した入院が対象となります。 ※入院日数は1回の入院について180日分が限度となります。	入院共済金額 ×(入院日数(180日限度) －免責4日) ※免責4日分については、 通院共済金をお支払います

▶ 4 契約の解約・取り消し・消滅

次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。

- 契約者はいつでも契約を解約することができます。
 - 契約者が、申し込みの際に、詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。
- ※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときには、返還していただきます。
- ※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。
- 次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。
 - 火災の目的が滅失したとき、または解体・譲渡されたとき
 - 火災の目的の70%以上を焼失もしくは損壊、埋没または流出したとき

▶ 5 契約内容に関する届け出について

契約者は下記の場合、直ちに所属の労働組合経由で、ゆうゆうセンターへご連絡ください。ご連絡がないと共済金をお支払いできない場合や契約が解除となる場合があります。

- 氏名や住所が変更となった場合（指定代理請求人を含む）
- 火災共済、自然災害共済と同様の保障を提供する他の契約に加入したとき
- 住宅または家財を収容する住宅の用途や構造を変更、または解体・増改築するとき
- 30日以上空家または無人にするとき
- 火災共済の目的を移転または変更するとき
- 火災共済の目的である住宅の滅失、解体、譲渡、または火災共済の目的である家財を収容する住宅の滅失、解体
- この契約で保障される災害等以外の原因により損害を受けたとき
- 火災共済の目的が、契約概要「▶ 4 加入できる住宅または家財(67ページ)」の範囲外となったとき
- 同居家族の人数が変わったとき
- 契約者が死亡したとき

▶ 6 他の火災共済などに加入している場合の火災共済金のお支払いについて

火災共済の火災共済（セッしている特約を含みます）、自然災害共済のほかに、他の火災共済や火災保険、地震保険、各種特約などに加入している場合で、それぞれの契約から支払われる火災共済金などの合計額が、損害額を超えるときは、それぞれの契約から支払金額の合計が損害額を超えないように減額して支払われる場合があります。

▶ 7 クーリングオフについて

▶ 8 火災共済の不法取得目的による契約の無効について

▶ 9 詐欺等による契約の取り消しについて

▶ 10 組合員について

▶ 11 個人情報の取り扱いについて

▶ 12 団体事務手数料のお支払いについて

▶ 13 信用リスクについて

上記6～12の事項に関する詳細は、全労済引受契約「共通事項」(36～37ページ)を参照ください。

▶ 5 火災共済受取人について

- 火災共済受取人は契約者です。
- (1)にかかわらず、契約者が死亡したときの火災共済受取人は、契約者の相続人となります。
- 火災共済受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の火災共済受取人を代表します。※借家人賠償責任特約の場合は被火災共済者、類焼損害保障特約の場合は類焼保障被火災共済者となります。

▶ 6 火災共済金の請求の時効について

火災共済金の支払事由が発生したときは、速やかにご連絡ください。火災共済金をご請求いただける権利は支払事由の発生した日の翌日から3年間です。詳しくは全労済までお問合せください。

▶ 7 割り戻し金について

事業年度ごとに決算を行い、剰余金が生じた場合、11月末までに原則として割り戻し金としてお戻しします（5月末現在の有効契約が対象です）。※契約の継続に際して、割り戻し金をお約束するものではありません。※自然災害共済に割り戻し金はありません。

注意喚起情報 全労済「風水害等給付金付火災共済」「借家人賠償責任特約」「類焼損害保障特約」「盗難保障特約」「自然災害共済」

▶ 1 加入申込書および質問表の記入

加入申込書は全労済と契約を締結するもの、および質問事項を告知するものとして重要です。質問事項には正確にお答えください。正確にお答えいただけなかった場合、契約が解除となり、火災共済金をお支払いできないことがあります。契約者自身でご記入いただき、内容を充分にお確かめのうえ、署名・押印をしてください。

▶ 2 契約の解除と契約の更新謝絶について

- 次のいずれかに該当する場合、契約は解除される場合があります。また、次の(1)～(5)のいずれかに該当する場合、契約の更新はできません。
- 火災共済受取人（借家人賠償責任特約は被火災共済者、類焼損害保障特約の場合は類焼保障被火災共済者）が、火災共済請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
 - 火災共済契約関係者または火災共済受取人が、火災共済を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
 - 火災共済契約関係者または火災共済受取人が、反社会的勢力※1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係※2を有していると認められるとき
 - ※1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員ではなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
 - ※2「社会的に非難される関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、火災共済受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。
 - 上記(1)～(3)までのいずれかに該当するほか、全労済との信頼関係が損なわれ、全労済が、契約の存続を不適当と判断したとき
 - 契約者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき
 - ※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。
 - ※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも火災共済金は支払いません。また、すでに火災共済金を支払っていたときは返還していただきます。
 - ※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。なお、当該契約の未経過火災共済期間(1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます)に相当する掛金をお返しします。
 - ※上記(3)の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の火災共済金の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき火災共済金等はお支払できません。

▶ 3 火災共済金等を確実にご請求いただくために(代理請求について)

火災共済金等の支払事由が発生したときに契約者が火災共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者が受け取ることになる火災共済金等を、契約者があらかじめ指定した代理人（指定代理請求人）が契約者の代理人として火災共済金等を請求することができる制度があります（「指定代理請求制度」といいます）。また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に火災共済金等を請求できない特別な事情があるときに契約者の代理人となりうる方（代理請求人）が火災共済金等を請求することができる制度があります（「代理請求制度」といいます）。

▶ 7 火災共済金が消滅となる場合

加入者が死亡した場合には、契約は消滅となります。

▶ 8 加入限度を超過した契約について

「ゆうゆう」とは別に、全労済が実施する交通災害共済にご契約の場合は、すべての契約金額を合計して全労済の事業規約および細則で定める加入限度額以内としてください。加入限度額を超えた契約については無効となり、火災共済金をお支払いできません。

▶ 9 契約内容に関する届け出について

契約者は次の場合、直ちに所属する団体を通じてゆうゆうセンターへご連絡ください。ご連絡がないと火災共済金をお支払いできない場合があります。

- ご連絡がないと火災共済金をお支払いできない場合があります。
- (1)氏名や住所が変更となった場合、契約者または加入者の氏名を変更したとき（死亡火災共済受取人や指定代理請求人を含む）
- (2)契約者の住所を変更したとき
- (3)加入者が「加入できる方(63ページ)」の範囲外となったとき

▶ 10 クーリングオフについて

▶ 11 詐欺等による契約の取り消しについて

▶ 12 火災共済金の不法取得目的による契約の無効について

▶ 13 火災共済金支払いの分割・繰り延べ・削減について

▶ 14 組合員について

▶ 15 個人情報の取り扱いについて

▶ 16 団体事務手数料のお支払いについて

▶ 17 信用リスクについて

上記10～17の事項に関する詳細は、全労済引受契約「共通事項」(36～37ページ)を参照ください。

保障のことなら全労済 ZENROSAI NEWS

全労済は、営利を目的としない保障の生協として火災共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいた組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

- 道路以外の場所における車両の交通によって生じたもので、自動車安全運転センター各都道府県事務所が発行する交通事故証明書の交付を受けられなかったもの（交付を受けられない場合は、お問合せください。）

- 人または物の運搬以外の用途を兼ねる交通機関の当該用途に関連して生じたもの
- 列車、路面電車等の専用軌道内もしくは自動車専用道路内に立ち入り、または当該軌道もしくは道路を当該交通機関による以外の方法により通行し、当該交通機関との接触、衝突によって生じたもの（ただし、業務上の必要による立ち入り、または通行によって生じたものを除きます）
- 加入者が試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます）、訓練（自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するための訓練を除きます）、競技・興行（練習を含みます）のため運行中の交通機関に搭乗している間に生じた傷害
- 加入者が職務として下記の作業に従事中に当該作業に直接起因する事故によって被った傷害
 - 荷役作業（土石などの積み込み、積みおろし作業を含みます）
 - 全労済の規定する交通機関の修理、点検、整備または清掃作業
- 加入者が定期、不定期航空運送事業に使用されていない航空機を操縦している間または当該航空機に搭乗することを職務とする加入者が職務上搭乗している間に生じた傷害
- 加入者が職務として漁業に従事している間に生じた傷害
- 加入者がハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った事故による通院

▶ 5 火災共済金を削減する場合

加入者が、ハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った交通事故による入院の場合は、20口以上で加入されている場合は日額1,000円、20口未満で加入されている場合は「契約口数×50円」の日額でお支払いします。

▶ 6 契約が無効となる場合

- 次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。
- 加入者が発効日または更新日に、すでに死亡していた場合や「加入できる方(63ページ)」の範囲外であったとき
 - 火災共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分
 - 契約申し込みの際、加入者の同意を得ていなかったとき
 - 契約者の意思によらず契約が申し込みまれたとき
 - ※契約が無効であった場合で、すでに火災共済金を支払っていたときは返還していただきます。
 - ※契約が無効の場合には、当該契約の掛金の全部または一部を、契約者にお返しいたします。無効となった契約が更新されたものであるときは、3年間分を限度として掛金をお返します。

火災保障、借家人賠償責任特約、類焼損害保障特約、盗難保障特約、自然災害保障 共通事項

●この「契約概要」および「注意喚起情報」は、特にご確認いただきたい事項を記載したものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。内容にご不明の点がありましたら、全労済までお問合せください。

契約概要	全労済「風水害等給付金付火災共済」「借家人賠償責任特約」「類焼損害保障特約」「盗難保障特約」「自然災害共済」
-------------	---

▶ 1 引受団体と根拠規程について

火災保障および借家人賠償責任特約、類焼損害保障特約、盗難保障特約は、全労済が定める「風水害等給付金付火災共済事業規約」〔同細則〕〔同契約規定〕にもとづき実施します。自然災害保障は全労済が定める「自然災害共済事業規約」〔同細則〕〔同契約規定〕にもとづき実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規程にもとづき実施します。新しく全労済の引受契約（共済契約）をされる場合は、各都道府県労済生協の組合員となっいただく必要があります。詳細は、全労済引受契約「共通事項」（36～37ページ）を参照ください。

▶ 3 火災共済掛金について

火災共済（借家人賠償責任特約、類焼損害保障特約、盗難保障特約）および自然災害共済の月払掛金の額は下表のとおりです。

住宅構造	1口あたりの月払掛金			
	火災共済	借家人賠償責任特約	自然災害共済	
			大型タイプ	標準タイプ
木造構造	6.0円	4.0円	14.0円	9.5円
鉄骨・耐火構造	3.5円	2.0円	9.0円	6.0円
マンション構造	3.0円	1.5円	8.0円	5.5円
風水害保障なしタイプ	2.5円		7.0円	5.0円

火災保障 全労済「風水害等給付金付火災共済」 「借家人賠償責任特約」「類焼損害保障特約」「盗難保障特約」

火災保障は、全労済の「風水害等給付金付火災共済事業規約」、「同細則」および「同契約規定」にもとづき実施します。

契約概要 全労済「風水害等給付金付火災共済」

▶ 1 火災共済について

火災共済は、ご契約の住宅や家財に火災・風水害などの損害が発生

した場合、共済金をお支払いします。契約の目安として加入基準を設けています。万一被害が発生した後に安心して生活を再建できるよう、加入基準どおりの加入をおすすめします。

▶ 2 加入限度と加入基準

(1)加入限度

住宅の最高加入限度額は 4,000 万円(400 口)、家財の最高加入限度額は 2,000 万円(200 口)です。合計して 6,000 万円(600 口)が加入限度となります。

(2)加入基準

住宅および家財それぞれの加入基準(下表)に従って、それぞれ 2 口単位でご加入ください。

①住宅の加入基準[最高加入限度 4,000 万円(400 口)]

住宅構造区分	住宅の所在都道府県	1坪(3.3㎡)あたりの加入基準
木造構造	東京・神奈川・京都・大阪	80万円(8.0口)
	宮城・福島・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・新潟・長野・山梨・静岡・富山・石川・福井・愛知・岐阜・三重・滋賀・奈良・和歌山・兵庫・島根・鳥取・岡山・広島・山口・福岡・沖縄	70万円(7.0口)
	北海道・青森・岩手・秋田・山形・徳島・香川・愛媛・高知・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島	60万円(6.0口)
鉄骨・耐火構造 マンション構造	東京・神奈川	90万円(9.0口)
	埼玉・千葉・山梨・静岡・愛知・岐阜・三重・滋賀・奈良・京都・大阪・和歌山・兵庫	80万円(8.0口)
	上記以外の道県	70万円(7.0口)

※坪数で小数点以下に端数が生じる場合は、切り上げて計算してください。

②家財の加入基準[最高加入限度 2,000 万円(200 口)]

住宅延べ床面積	世帯主年齢	世帯人数				
		単身	2人	3人	4人	5人以上
10坪以上	30歳未満	500万円(50口)	900万円(90口)	1,000万円(100口)	1,100万円(110口)	1,200万円(120口)
	30歳以上 40歳未満	600万円(60口)	1,300万円(130口)	1,400万円(140口)	1,500万円(150口)	1,600万円(160口)
	40歳以上	700万円(70口)	1,800万円(180口)	1,900万円(190口)	2,000万円(200口)	2,000万円(200口)
10坪未満		上記の金額または700万円(70口)のいずれか少ない口数				

※簡易宿泊所および船内居住者の場合は、家財のご加入は1世帯について50万円が限度です。

▶ 3 契約の方法

契約は住宅と家財に区分し、住宅は 1 棟ごとに、家財は 1 棟の住宅内に収容されている家財ごとに、お申し込みください。また、家財については同一世帯の所有する家財が、2 つの住宅にそれぞれ収容されている場合は、双方を合算して上表の加入基準となるように振り分けてお申し込みください。

▶ 4 加入できる住宅または家財

<住宅>

(1)契約者または契約者と生計を一にする親族(以下、共済契約関係者)が所有し、人が居住している日本国内の住宅または事務所・店舗等併用住宅。

※共有持分になっている場合は、持分に応じて分割して契約し、できるだけ所有者が契約者となってください。

(2)下記のいずれかの日本国内の併用住宅は、共済契約関係者が所有し、かつ住居としてもっぱら使用している部分のみ(貸間部分、非居住部分および兼用部分は対象外)となります。(いずれにも該当しない事務所・店舗等併用住宅の場合は、事務所、店舗等を含め住宅全体を対象に加入できます。)

①事務所・店舗等部分の面積が居住部分の面積を超える場合。

②事務所・店舗等部分の面積が 20 坪以上となる場合。

③下記の用途を兼ねる住宅。

ア. 常時 10 人以上が業務に従事する事務所 イ. 火薬類専門販売業、再生資源集荷業 ウ. 作業員宿舎、簡易宿泊所 エ. 貸座敷、待合、割烹、料亭 オ. キャバレー、ナイトクラブ、バー、スナック、ビアホールその他これらに類するもの カ. 映画館、劇場、遊技娯楽場 キ. 工場、作業場(常時 5 人以上が作業に従事するもの)、倉庫、車庫

<家財>

(1)共済契約関係者が居住する日本国内の住宅内に収容される共済契約関係者が所有する家財

※事務所・店舗等併用住宅の場合は、共済契約関係者がもっぱら居住している部分の家財に限ります。

※貸家の場合は家財には加入できません。

(2)共済の目的とならない住宅・家財(抜粋)

①通貨、預貯金証書、有価証券、電子マネー、貴金属、美術品、自動車およびその付属品、動物・植物等の生物など

②店舗専用の住宅、営業用の商品、器具備品、設備など

③稿本、設計図、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿など

④データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

⑤空家・別荘等、人が居住していない住宅およびその住宅内の家財

⑥法人名義の住宅

▶ 5 住宅の構造について

(1)マンション構造とは、下記①または②のいずれかを満たした住宅をいいます。

①下記のいずれかに該当する共同住宅

ア. コンクリート造

イ. コンクリートブロック造

ウ. れんが造

エ. 石造

②耐火建築物(注 1)の共同住宅

(2)鉄骨・耐火構造とは、マンション構造に該当しない建物で下記①～④のいずれかを満たした住宅をいいます。

①下記のいずれかに該当する建物

ア. コンクリート造

イ. コンクリートブロック造

ウ. れんが造

エ. 石造

オ. 土蔵造

カ. 鉄骨造

②耐火建築物(注 1)【戸建のみ】

③準耐火建築物(注 2)【戸建・共同住宅】

④省令準耐火建物(注 3)【戸建・共同住宅】

(3)木造構造とは、マンション構造および鉄骨・耐火構造に該当しない建物(「マンション構造」および「鉄骨・耐火構造」の確認ができない建物を含みます)

(注 1)耐火建築物(建築基準法第 2 条第 9 号の 2)

下記に挙げる基準に適合する建築物をいいます。

①主要構造部(壁・柱・床等)が一定の耐火性能を持つこと。

②外壁の開口部(窓・ドア等)で延焼の恐れのある部分に一定の耐火性能を持つ防火設備を有すること。

(注 2)準耐火建築物(建築基準法第 2 条第 9 号の 3)

耐火建築物以外の建築物で下記のいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼の恐れのある部分に耐火建築物と同様の防火設備を有するものをいいます。

①主要構造部(壁・柱・床等)が準耐火性能を持つこと。

▶ 6 共済金をお支払いする場合

<火災等共済金>

共済期間中に火災、破裂・爆発、落雷、消火作業による冠水・破壊、他人の住居からの水漏れ、他人の車両の飛び込み、突発的な第三者の加害行為(損害額 5 万円以上)、住宅外部からの物体の落下・飛来の発生により共済の目的に損害が生じた場合、下表のとおり火災等共済金をお支払いします。

被害の程度	1口あたりの共済金	支払額	臨時費用共済金
全焼損 (住宅の70%以上の焼破損)	10万円	契約共済金額の全額	+ 火災等共済金の15% (200万円が限度)
半焼損・一部焼損 (住宅の70%未満の焼破損)	—	契約共済金額を限度とした再取得価額	

●留意事項

(1)火災等で全焼損の場合、住宅および家財それぞれの契約共済金額の全額をお支払いします。なお、住宅の焼破損割合が 70%以上の場合は全焼損となります。

(2)火災等で全焼損にいたらない場合、契約共済金額の範囲内で、住宅契約の場合は住宅の損害額(再取得価額)を、家財契約の場合は家財の損害額(再取得価額)をお支払いします。

(3)火災等により門、堀、物置、納屋、車庫等が損害を被った場合は下記①または②のいずれかのお支払いとなります。

①住宅の契約共済金額が加入基準以上または 4,000 万円の場合、住宅の加入基準額の 10%または実際の損害額のいずれか少ない額。

②住宅の契約共済金額が 4,000 万円未満で、かつ加入基準額に満たない場合、住宅の契約共済金額の 10%または実際の損害額のいずれか少ない額。

※住宅自体にも被害がある場合は、上記(1)または(2)と合わせて、契約共済金額が限度となります。

(4)車両の飛び込みについて、共済契約関係者が所有もしくは運転する車両またはその積載物の衝突もしくは接触は除きます。

(5)放火、自動車の飛び込み、盗難その他第三者の行為によって生じた損害に対して共済金をお支払いした場合は、全労済が代位権を取得します。また、損害賠償金が先に支払われた場合は、共済金から相当額を差し引いてお支払いします。

<風水害等共済金>

共済期間中に突風・旋風、暴風雨、豪雨・長雨、降雪、台風、洪水、雪崩、降ひょう、高波・高潮の発生により、共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅に、下表の「損害の程度」に記載の損害が生じた場合、下表のとおり風水害等共済金をお支払いします。

被害の程度	損害の程度	1口あたりの共済金	支払限度額	+ 風水害等共済金の15%
全壊・流失	住宅の損壊率70%以上	30,000円	300万円	
半壊	住宅の損壊率20%以上70%未満	100万円を超える	4,000円	40万円
		50万円を超え100万円以下	2,000円	20万円
一部壊	住宅の損害額	20万円を超え50万円以下	1,000円	10万円
		10万円を超え20万円以下	500円	5万円
		150cm以上	15,000円	150万円
床上浸水	居室の床面からの高さ	100~150cm未満	10,000円	100万円
		70~100cm未満	7,000円	70万円
		40~70cm未満	5,000円	50万円
		40cm未満	3,000円	30万円
		100cm以上	3,000円	30万円
	100cm未満	1,000円	10万円	

※損害額は再取得価額で算出し損害の程度(支払いランク)を認定します。

●留意事項

(1)住宅・家財いずれかのみ契約の場合、共済金は上表「支払限度額」の半額となります。

(2)支払われる共済金の額は、住宅・家財の契約共済金額の割合に応じて割りふって支払われます。

(3)1 回の災害で一部壊以上の損壊と床上浸水が同時に発生した場合、共済金のいずれか大きい方をお支払いします。

(4)共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅が風水害等による損壊にあった後、修理を行わないうちに別の風水害等による損壊にあった場合は、各風水害等による損害の程度を合わせたものにより認定します。

(5)住宅外部に損壊のない雨水の吹き込み、漏水は風水害等の損害には含まれません。

(6)風水害等には、地震・津波・噴火による被害は含まれません。

(7)損害額は再取得価額で算出し、損害の程度(支払いランク)を認定します。

<臨時費用共済金>

共済の目的につき、共済期間中に火災等または風水害等による損害が生じ、かつ火災等共済金・風水害等共済金が支払われる場合、臨時費用共済金として火災等共済金または風水害等共済金の額の 15% に相当する額をお支払いします。ただし、一世帯あたり、かつ、1 回の事故のお支払限度額は 200 万円となります。

<諸費用共済金>

共済金の種類	支払限度額(下記のいずれか少ない方)
失火見舞費用共済金	100万円、または契約共済金額の20% (1世帯40万円を限度)
漏水見舞費用共済金	50万円、または契約共済金額の20% (1世帯15万円を限度)
修理費用共済金	100万円、または契約共済金額の20%

▶ 2 契約の無効について

火災共済の「▶ 2 契約の無効について(69 ページ)」を参照ください。

契約概要 全労済「盗難保障特約」

▶ 1 盗難保障特約について

盗難保障特約は、火災共済にセットして加入できます。

▶ 2 特約に加入できる方と契約方法

火災共済のみの加入でかつ、家財契約をしている方で家財契約に 30 口以上加入している場合に加入できます。
※火災共済の住宅契約のみの方および自然災害共済加入の方は、盗難保障特約に加入することができません

▶ 3 共済金をお支払いする場合

盗難により損害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合に共済金をお支払します(家財のみが保障対象となり、住宅部分については保障の対象外となります)。

<盗難共済金>

被災内容	被害内容	支払限度額
盗難	共済の目的について生じた盗取、汚損、損傷	最高300万円
	通貨(1万円以上)	最高20万円
	預貯金証書	最高200万円
	持ち出し家財	最高60万円

注意喚起情報 全労済「盗難保障特約」

▶ 1 共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)

- (1)下記のいずれかの場合には、共済金をお支払いできません
- 共済の目的である家財(持ち出し家財を除きます)が基本契約家財を収容する住宅外にある間に生じた盗難
 - 置き忘れ、紛失、置き引き、車上ねらい(搭乗者のいない車両をねらった窃盗をいいます) その他共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の盗難
 - 持ち出し家財である自転車および原動機付自転車(道路運送車両法(昭和 26 年 6 月 1 日法律第 185 号)第 2 条第 3 項で定めるものをいいます)の盗難
 - 火災共済の「▶ 1 共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)(69 ページ)」「(1)、(2)、(5)~(11)、および自然災害共済の「▶ 1 共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)(72 ページ)」「(3)、(4)

▶ 2 契約の無効について

火災共済の「▶ 2 契約の無効について(69 ページ)」を参照ください。

- 由)(69 ページ)の(5)、(7)、(8)
- ④および⑤の事由により発生した事故の延焼または拡大
 - ⑦発生原因がいかなる場合でも、④および⑤の事由による事故の延焼または拡大
 - ⑧④および⑤の事由に伴う秩序の混乱
- (2)次の損害賠償責任を負担することにより被った損害
- ①加入者と借用住宅の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任
 - ②加入者が借用住宅を貸主に引き渡した後に発見された損傷、汚損に起因する損害賠償責任

▶ 2 契約の無効について

火災共済の「▶ 2 契約の無効について(69 ページ)」を参照ください。

契約概要 全労済「類焼損害保障特約」

▶ 1 類焼損害保障特約について

類焼損害保障特約は、火災共済にセットして加入できます。

▶ 2 特約に加入できる方と契約方法

- (1)契約者、被共済者、共済金受取人について
- ①契約者
契約者は火災共済の契約者となります。
 - ②被共済者
類焼損害保障特約では損害を被った近隣住民が被共済者となります。火災共済の被共済者とは異なることから、「類焼保障被共済者」としています。
 - ③共済金受取人
共済金受取人は類焼保障被共済者となります。
- (2)契約方法
火災共済に 30 口以上(住宅契約・家財契約の合計、ただし 1 契約で 30 口以上必要)加入している場合に加入できます。
※ 1 物件につき 1 契約とします(2 契約以上あることがわかった場合は、後から契約した方を無効とします)。

▶ 3 共済金をお支払いする場合

契約している住宅から発生した火災、破裂または爆発により近隣の住宅およびそこに収容される家財に損害が生じた場合に、その住宅および家財の所有者(類焼保障被共済者)に共済金をお支払します。

<類焼損害共済金>

- (1)共済期間中に、基本契約の共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅内から発生した火災、破裂および爆発による、第三者(共済契約関係者以外の者をいう)の所有する居住用の住宅または家財の損害(消防または避難に必要な処理を含む)を保障します。ただし、臭気付着または煙損害は除きます。
- (2) 1 共済期間中 1 億円を限度に、実損害(再取得価額ベース)を支払います。(共済金を支払った場合は、限度額の 1 億円からその共済金の額を控除した残額が、損害が生じた時以後の共済期間に対する共済金額となります。)
※類焼先が火災保険・火災共済等に加入している場合は、類焼先が加入している火災保険・火災共済等から優先して支払い、損害額からその額を差し引いた残額を支払います。(他契約優先支払)

注意喚起情報 全労済「類焼損害保障特約」

▶ 1 共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)

- (1)下記のいずれかの事由により生じた損害の場合には、共済金をお支払いできません。
- 共済契約関係者またはこれらの人の法定代理人の故意
 - 類焼保障被共済者またはその法定代理人の故意、重大な過失または法令違反(ただし、他の類焼保障被共済者が受け取る金額については除きます)
 - 類焼保障被共済者でない人が類焼損害共済金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その人またはその人の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反
 - 火災共済の「▶ 1 共済金をお支払できない場合(主な免責事由)(69 ページ)」「(5)~(11)

- (7)直接原因であるか間接原因であるかを問わず、核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同じです)もしくは核燃料物質により汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。以下同じです)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (8)(7)以外の放射性照射または放射能汚染
- (9)(5)から(8)までの事由により発生した事故の延焼または拡大
- (10)発生原因がいかなる場合でも(5)から(8)までの事由による事故の延焼または拡大
- (11)(5)から(8)までの事由に伴う秩序の混乱

▶ 2 契約の無効について

- 下記の場合には、契約は無効となります。
- (1)共済の目的が発効日または更新日において、「▶ 4 加入できる住宅または家財(67 ページ)」の範囲外るとき
 - (2)契約の発効日において、共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅について、70 パーセント以上の損壊、焼失または流出が発生していたとき
 - (3)契約の発効日、更新日または変更承諾日において、「借家人賠償責任特約 ▶ 2 特約に加入できる方と契約方法(69 ページ)」のいずれかをみだしていないとき
 - (4)共済金額が全労済の規定する最高限度額を超えていたときはその超えた部分
 - (5)住宅 1 棟およびそこに収容される共済の目的である家財につき、複数の類焼損害保障特約が締結されていたとき
 - (6)同一の契約者により同一の共済の目的である家財につき、複数の盗難保障特約が付帯されていたとき
 - (7)契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき
*契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
*契約が無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返しします。無効となった契約が更新されたものであるときは、3 年間分を限度として掛金をお返しします。

契約概要 全労済「借家人賠償責任特約」

▶ 1 借家人賠償責任特約について

借家人賠償責任特約は、火災共済にセットして加入できます。

▶ 2 特約に加入できる方と契約方法

- (1)加入できる方(被共済者)
借用住宅の借主。ただし、共済契約関係者であることが条件となります。
- (2)契約方法
火災共済に 20 口以上(家財契約)加入し、下記の①~③のすべてに該当する場合に加入できます。
 - ①借用住宅に基本契約の共済の目的である家財が収容されているとき
 - ②借用住宅が共済契約関係者の所有でないとき
 - ③被共済者と借用住宅の貸主との間で、借用住宅の賃貸借契約または使用貸借契約がされているとき

▶ 3 共済金をお支払いする場合

借用住宅の借主の過失で、火災、破裂・爆発、漏水等が発生し、借用住宅に損害が生じたことにより、借主が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払します。

<損害賠償共済金>

- ※ 1 回の事故による損害賠償の額は、借家人賠償責任特約の共済金額が限度となります。また、修理費用共済金が支払われる場合は、その差額を差し引きます。
※損害賠償共済金を支払うことによって共済金受取人が代位取得するものがあるときは、その差額を差し引きます。

<賠償費用共済金>

損害賠償金とは別に、損害賠償するにあたって要した費用に対し契約共済金額を限度に賠償費用共済金をお支払いします。
※ 1 回の事故による賠償費用共済金の額は、借家人賠償責任特約の共済金額が限度です。
※損害賠償金の額が、借家人賠償責任特約の共済金額を超える場合は、共済金額の損害賠償金の額に対する割合によって支払います。

注意喚起情報 全労済「借家人賠償責任特約」

▶ 1 共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)

- (1)下記のいずれかの事由により生じた損害の場合には、共済金をお支払いできません。
- ①契約者、被共済者もしくは共済金受取人またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ②契約者、被共済者または共済金受取人の心神喪失または指図
 - ③借戸室の改築、増築または取りこわし等の工事
 - ④直接原因であるか間接原因であるかを問わず、風水害等または地震等
 - ⑤火災共済の「▶ 1 共済金をお支払いできない場合(主な免責事

※漏水見舞費用共済金と修理費用共済金は、マンション構造のみ対象です。

※共済の目的である住宅からの火災や水漏れにより第三者に見舞金または損害賠償金を支払ったときの「失火見舞費用共済金」や「漏水見舞費用共済金」、賃借人の居住する住宅に損害が生じ修理のための費用を支払った場合に「修理費用共済金」を支払います。

水道管凍結費用共済金(住宅の加入口数 20 口以上の場合)

保障の対象	支払額
共済の目的である住宅の専用水道管が凍結により損壊(パッキングのみに生じた損壊を除く。)し、共済契約関係者が修理費用を自己の費用で支払った場合	1事故10万円を限度(1世帯あたり)

バルコニー等修繕費用共済金(マンション構造のみ)

保障の対象	支払額
区分所有建物で契約者がおもっぱら使用・管理している専用使用権付共用部分が火災等により損害を受け、その区分所有建物の管理規約にもとづき共済契約関係者が修繕費用を自己の費用で支払った場合	1事故30万円または住宅の基本共済金額のいずれか少ない額が限度(1世帯あたり)

用語の解説(自然災害共済と共通です) ●「損壊」とは、住宅外部の壊れ、破れ、亀裂、傷、傾斜、変形および、ずれをいいます。 ●「床上浸水」とは、居室の用に供する部分の床面(畳敷または板張等のものをい、土間、たたきの類を除く。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。)から 45cm を超える浸水により、日常生活を営むことができない場合で、床面以上に土砂が流入した場合を含みます。 ●「一部壊」とは住宅の損害額が 10 万円を超えた損壊をいいます。なお半壊以上の損害割合は住宅の損害にもとづき認定します。
--

<特別共済金>

保障の対象	支払額
契約者本人または契約者と生計を一にする親族の死亡	1人につき1口あたり5,000円(1人300万円を限度)

※火災等共済金または風水害等共済金が支払われ、かつ、共済契約関係者がその事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合

被害の程度	支払額
風呂釜と浴槽がともに使用不能となったとき	5万円
風呂釜のみが使用不能となったとき	2万円

持ち出し家財共済金
持ち出し家財の損害

日本国内の他の建物内で火災等で損害を受けたとき、100万円または家財の契約共済金額の20%のいずれか少ない額を限度にお支払します。

※持ち出し家財とは、共済の目的である家財のうち、共済契約関係者により共済の目的である家財を収容する住宅内から一時的に持ち出され、共済契約関係者の管理下にある家財をいいます。

保障の対象	支払額
風水害等により付属建物または付属工作物に10万円を超える損害が生じた場合	1事故20,000円(1世帯あたり)

注意喚起情報 全労済「風水害等給付金付火災共済」

▶ 1 共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)

- 下記のいずれかの事由により生じた損害の場合には、共済金をお支払いできません。
- (1)契約者、共済の目的の所有者、共済金受取人またはこれらの人の法定代理人の故意または重大な過失
 - (2)火災等または風水害等に際しての共済の目的の紛失または盗難
 - (3)共済の目的である家財(持ち出し家財を除きます)が、共済の目的である家財を収容する住宅外にある間に生じた火災等または風水害等
 - (4)置き忘れ、紛失その他の共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の火災等
 - (5)直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - (6)直接原因であるか間接原因であるかを問わず、地震等

保障のことなら
全労済
全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいた組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

ZENROSAL NEWS

地震等災害見舞金について



地震による損壊



地震による火災



津波による損壊



噴火による火災



噴火による損壊

地震等による損害を被り、住宅の損害額が20万円を超える場合、地震等災害見舞金をお支払いする場合があります(火災共済への加入が30口以上の場合に限ります)。

※地震等とは、地震もしくは噴火、またはこれらによる津波をいいます。
※この見舞金は、火災保障・自然災害保障による保障とは別にお支払いしているものです。年間の総支払限度額を設けて、その範囲内でお支払いすることになるため、お支払いをお約束するものではありません。
※貸家契約、空家契約は対象となりません。

- (5)預貯金証書の損害は、下記①・②を満たす場合に限りです。
- ①盗難を知った後、直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと
 - ②預貯金が引き出されていたこと
 - ※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で盗難にあつたことをいいます。
 - ※なお、盗難における「持ち出し家財」「通貨」「預貯金証書」の損害の場合は、他の保険金などとあわせて下記の額(他の契約の限度額が下記の額を超えるときには、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額を「損害の額」として調整します。
- ①持ち出し家財：限度額 100万円
 - ②通貨：限度額 20万円
 - ③預貯金証書：限度額 200万円

<傷害費用共済金>

火災等共済金、盗難共済金、風水害等共済金または地震等共済金が支払われるときに、共済契約関係者がその事故により傷害を受け、その日から180日以内に死亡または身体障がいの状態になった場合、下記のとおりお支払いします。

1口あたりの共済金は最高10,000円で1事故1名につき最高600万円の傷害費用共済金をお支払いします。

▶ 7 共済金が削減される場合

下記の場合には、共済金は削減となります。

- (1)自然災害共済金は、全労済・全国交運共済生協・電通共済生協・JP共済生協・教職員共済生協(以下「自然災害共済実施生協」といいます)が共同で実施するものです。
- (2)1回の風水害等または地震等による自然災害共済実施生協全体で支払うべき所定の共済金総額が、風水害等および地震等ごとにあらかじめ定めた下記の総支払限度額を超える場合は、共済金を削減してお支払いします。
 - ①総支払限度額
 - 風水害等…480億円、地震等…2,700億円
- (3)大規模な台風や地震などに備えるために異常危険準備金や再保険の手配を行っていますが、風水害等または地震等によって共済事故が異常に発生し、やむを得ず所定の共済金をお支払いすることができない場合は、総会の議決を経て、お支払いする共済金の分割払い、お支払いの繰り延べ、削減をさせていただくことがあります。また、共済金を削減して支払うおそれがあるときは、支払う共済金の一部を概算払いし、支払うべき共済金が確定した後に、差額をお支払いさせていただくことがあります。

注意喚起情報 全労済「自然災害共済」

▶ 1 共済金(風水害等共済金・地震等共済金・盗難共済金・地震等特別共済金・付属建物等特別共済金)をお支払いできない場合(主な免責事由)

- 下記のいずれかの事由により生じた損害の場合には、共済金をお支払いできません。
- (1)契約者、共済の目的の所有者または共済金受取人またはこれらの人の法定代理人の故意または重大な過失
 - (2)風水害等、地震等または火災等に際しての共済の目的の紛失、または盗難
 - (3)共済の目的である家財(持ち出し家財を除きます)が、共済の目的である家財を収容する住宅外にある間に生じた風水害等、地震等または盗難
 - (4)家財の置き忘れもしくは紛失、または置引き、車上ねらい(搭乗者のいない車両をねらった窃盗をいいます)、もしくはその他の共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の盗難
 - (5)持ち出し家財である自転車および原動機付自転車(道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)第2条第3項で定めるものをいいます)の盗難
 - (6)火災共済の「▶ 1 共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)」(69ページ)】(5)、(7)、(8)
 - (7)(6)の事由により発生した事故の延焼または拡大
 - (8)発生原因がわからない場合でも、(6)の事由による事故の延焼または拡大
 - (9)(6)の事由に伴う秩序の混乱
 - (10)地震等が発生した日から10日を経過した後に生じた損害(地震等共済金、地震等特別共済金、付属建物等特別共済金)

▶ 2 傷害費用共済金をお支払いできない場合

下記の場合には、傷害費用共済金をお支払いできません。

- (1)共済契約関係者もしくは共済金受取人等またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失もしくは犯罪行為により生じた死亡および身体障がい
- (2)火災共済の「▶ 1 共済金をお支払いできない場合(主な免責事

(2)下記の損害は、地震等による損害に含まれます。

- ①地震等によって生じた火災等による損害。
- ②地震等によって生じた火災等が延焼または拡大したことによる損害。
- ③発生原因がわからない場合でも、火災等が地震等によって延焼または拡大したことによる損害。

●留意事項

- (1)72時間以内に生じた複数の地震等により共済の目的に損害があった場合には、1回の地震等による損害とみなします。
- (2)共済の目的である家財を収容する住宅の損害額が100万円に満たない場合であっても、共済の目的の家財に100万円を超える損害があった場合には、一部壊・一部焼として家財契約の共済金をお支払いします。
- (3)物置・車庫・納屋などの付属建物、門・塀・垣根などの付属工作物の損害は対象外となります。
- (4)損害額は全労済が定めた再取得価額にて算出し、損害の程度(支払いランク)を認定します。

<地震等特別共済金>

地震等により損害が生じ、住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合、下表のとおり地震等特別共済金をお支払いします。

損害の程度	大型タイプ	標準タイプ
住宅の損害額が20万円を超え100万円以下	1回の事故につき1世帯あたり4.5万円	1回の事故につき1世帯あたり3万円

※住宅および家財の合計加入口数が20口以上の場合

<付属建物等特別共済金>

風水害等、地震等により付属建物または付属工作物に損害が生じた場合、付属建物等特別共済金として、1回の事故につき1世帯あたり3万円をお支払いします。

※自然災害共済大型タイプに加入の場合のみ対象
※住宅の加入口数が20口以上の場合

【支払要件】

- (1)共済の目的である付属工作物(門、塀、垣根、カーポートなど)および付属建物(物置、納屋、車庫など)につき、下記の①、②のいずれかに該当する場合、付属建物等特別共済金をお支払いします。
 - ①共済期間中に風水害等による損害が生じ、その損害の額が10万円を超えるとき。
 - ②契約期間中に地震等により損害が生じ、その損害の額が20万円を超えるとき。

■留意事項

- (1)申込日以前に生じた風水害等により、申込日の翌日から7日以内の共済期間中に生じた損害に対しては付属建物等特別共済金を支払いません。

<盗難共済金>

盗難により共済期間中に損害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合、下表の支払限度額の範囲で、盗難共済金をお支払いします。

被災内容	被害内容	支払限度額
盗難	共済の目的について生じた盗取、汚損、損傷	契約共済金額
	通貨(1万円以上)	20万円または家財の契約共済金額のいずれか低い額
	預貯金証書	20万円または家財の契約共済金額のいずれか低い額
	持ち出し家財	100万円または家財の契約共済金額の20%のいずれか低い額

●留意事項

- (1)汚損、損傷による盗難共済金の額は、「火災共済」より支払われる場合には、火災等共済金と合わせて損害の額を限度とします。なお、共済金の合計額が損害の額を超える場合は、火災共済の共済金を優先してお支払いします。
- (2)通貨・預貯金証書については、共済の目的を収容する住宅内より盗難にあった場合が対象となります。
- (3)通貨・預貯金証書の盗難共済金は実際の損害額、またはそれぞれの支払い限度額のいずれか低い額となります。
- (4)通貨・預貯金証書の損害は、家財契約がある場合のみ対象となります。

自然災害保障 全労済「自然災害共済」

自然災害保障は、全労済の「自然災害共済事業規約」および「同細則」にもとづき実施します。

契約概要 全労済「自然災害共済」

▶ 1 自然災害共済について

自然災害共済は、火災共済にセットして加入できます。地震、風水害、盗難などによる損害が発生した場合、共済金をお支払いします。

▶ 2 契約の方法

自然災害共済は、火災共済に加入する住宅ごと、家財ごとでの加入となります。自然災害共済の加入口数は火災共済と同口数で加入してください。なお、加入できるタイプは大型タイプまたは標準タイプのいずれかの契約のみになり、複数のタイプの加入はできません。

▶ 3 契約にあたって

大規模地震対策特別措置法にもとづく警戒宣言が発令された場合には、当該地域に所在する住宅または家財については、新規・増額契約はお引き受けできません。

▶ 6 共済金をお支払いする場合

<風水害等共済金>

申込日の翌日から8日目以降の共済期間中に、共済の目的である住宅または家財に風水害等による損害(突風・旋風、暴風雨、豪雨・長雨、降雪、台風、洪水、雪崩、降ひょう、高波・高潮)が生じた場合、下表のとおり風水害等共済金をお支払いします。

被害の程度	損害の程度	大型タイプ		標準タイプ		
		1口あたりの共済金	支払限度額	1口あたりの共済金	支払限度額	
全壊・流失	住宅の損壊率	70%以上	70,000円	4,200万円	50,000円	3,000万円
		50%以上	49,000円	2,940万円	35,000円	2,100万円
		30~50%未満	35,000円	2,100万円	25,000円	1,500万円
		20~30%未満	21,000円	1,260万円	15,000円	900万円
一部壊	損害額	100万円を超える	14,000円	840万円	10,000円	600万円
		50万円を超え100万円以下	7,000円	100万円	5,000円	100万円
		20万円を超え50万円以下	2,800円	50万円	2,000円	50万円
		10万円を超え20万円以下	1,400円	20万円	1,000円	20万円
床上浸水	居室の床面からの浸水面の高さ	150cm以上	35,000円	2,100万円	25,000円	1,500万円
		100~150cm未満	25,200円	1,512万円	18,000円	1,080万円
		70~100cm未満	21,000円	1,260万円	15,000円	900万円
		40~70cm未満	14,000円	840万円	10,000円	600万円
		40cm未満	7,000円	420万円	5,000円	300万円
		100cm以上	7,000円	420万円	5,000円	300万円
50%未満	100cm未満	2,100円	126万円	1,500円	90万円	

【支払要件】

- (1)住宅の損害額が10万円を超える場合(浸水による損害および住宅外部の損壊を伴わない雨水の吹き込み、浸み込み、漏入等による住宅内部のみの損害を除きます)
- (2)家財の損害額が10万円を超える場合(浸水による損害および住宅外部の損壊を伴わない雨水の吹き込み、浸み込み、漏入等による家財のみの損害を除きます)
- (3)住宅が床上浸水を被った場合

●留意事項

火災共済の「▶ 6 共済金をお支払いする場合」風水害等共済金の留意事項3)~(7)(68ページ)が適用となります。さらに加えて下記の事項が適用されます。

- ・風水害等共済金の額は、火災共済および自然災害共済より支払われる共済金を合わせて、損害の額を限度とします。なお、風水害等共済金の合計額が損害の額を超える場合は、火災共済の共済金を優先してお支払いします。
- ・一部壊とは住宅または家財それぞれごとに損害額が10万円を超えた損壊をいいます。また損害額は住宅・家財ごとに認定します。なお半壊以上の損害割合は住宅の損害にもとづき認定します。

<地震等共済金>

地震等により共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅に損害が生じた場合、下表のとおり地震等共済金をお支払いします。

※地震等とは、地震による損壊・火災、噴火による損壊・津波による損壊などをいいます。

被害の程度	損害の程度	大型タイプ		標準タイプ		
		1口あたりの共済金	支払限度額	1口あたりの共済金	支払限度額	
損壊 焼損等	全焼・全壊	70%以上	30,000円	1,800万円	20,000円	1,200万円
	大規模半焼・大規模半壊	50%以上~70%未満	18,000円	1,080万円	12,000円	720万円
	半焼・半壊	20%以上~50%未満	15,000円	900万円	10,000円	600万円
	一部焼・一部壊	損害額100万円超	3,000円	180万円	2,000円	120万円

【支払要件】

- (1)共済の目的に地震等により損害が生じ、共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅の損害額が100万円を超える場合、地震等共済金をお支払いします。

各保障に関する資料集

- P.75～P.77 戸建て住宅専用耐火基準コード表一覧
 P.78～P.81 各保障における「後遺障害等級表」
 「身体障害等級別支払割合表」
 P.81～P.82 各保障における「手術支払倍率表」
 「手術支払割合表」

由) (69 ページ) (5)、(7)、(8)および自然災害共済の「▶ 1 共済金をお支払いできない場合(主な免責事由) (72 ページ) (6)、(7)、(8)の事由が発生した場合に生じた死亡および身体障がい
 (3)原因がいかなる場合でも、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの

▶ 3 契約の無効について

下記の場合には、契約は無効となります。

- (1)火災共済が契約の発効日または更新日において無効であるとき
- (2)大規模地震対策特別措置法にもとづく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、地震防災対策強化地域として指定された地域の発令期間中に申し込まれた契約。ただし、更新契約または中途変更の場合は、増額部分とします
- (3)共済金額が、同時に加入している火災共済契約の共済金額を超えていたときは、その超えた部分
- (4)火災共済の「▶ 2 契約の無効について(69 ページ) (1)、(2)、(6)

▶ 4 保険料控除について

自然災害共済の地震等損害部分に相当する掛金は、地震保険料控除の対象となります。

保障のことなら
全労済
 全国労働者共済生活協同組合連合会

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

ZENROSAI NEWS

耐火基準コード表 P75~P77(柱が「木質など」で耐火基準を満たす主な戸建て住宅)

住宅名称	住宅の商品名	柱の仕様	耐火基準	耐火基準コード	建物構造区分
5. 積水化学工業(株)					
セキスイツーユーホームW	セキスイツーユーホーム(W、A-II、B、GLX、AU、T-1、セントワ、セントワS、ミオーレ、ミオーレS、アーシア、アーシアS、グラス、トーリエ、ルシーナ、ルシーナS、F、L)	木質など	準耐火建築物 または 省令準耐火建物	SK01	鉄骨・耐火構造
セキスイハイムW1-A	セキスイツーユーホーム	木質など	省令準耐火建物	SK02	鉄骨・耐火構造
セキスイW3	クラスティーナ	木質など	準耐火建築物 または 省令準耐火建物	SK03	鉄骨・耐火構造
6. 積水ハウス(株)					
セキスイハウス シャードS-MJ(戸建)	<エムシリーズ> エム・グラヴィス、エム・グラヴィス・ステージ、 エム・グラヴィス・ヴィラ、エム・ナチュラSMJ、 エム・ベルサ、エム・ナチュラルいおり	木質など	準耐火建築物	SH01	鉄骨・耐火構造
7. 大栄住宅(株)					
大栄ウッドホーム	モジュラーハウス	木質など	省令準耐火建物	DZ01	鉄骨・耐火構造
大栄コラム	大栄コラム	木質など	省令準耐火建物	DZ02	鉄骨・耐火構造
8. 大成建設ハウジング(株)(旧名称:大成建設(株))					
GEOウッド	空間王(ゲープルワイズ(I、II、III)、 ハーモワイズ(I、II、III)、グランドワイズ(I、II)、 フレンチコロニアル、カーサ・デ・ヴェント、 ケンフォード、男と女、パルコート、エイジング、 イマジジ)、ユーロコレクション	木質など	準耐火建築物 または 省令準耐火建物	TK01	鉄骨・耐火構造
9. パナホーム(株)(旧名称:ナショナル住宅産業(株))					
ナショナル木質住宅	ホーム8	木質など	省令準耐火建物	PH01	鉄骨・耐火構造
10. (株)プレックホーム					
プレックL.P.S		木質など	省令準耐火建物	PR01	鉄骨・耐火構造

▶ 1 戸建て住宅専用耐火基準コード表一覧(柱が「鉄骨造」「コンクリート造」の場合は参照不要です。)

表中は主なメーカー製住宅の建物構造区分を記載しております。この区分は全労済が定めた、火災保障にご契約いただく際の建物構造区分となります。また、建物構造の確認については、ハウスメーカー(施工業者)や建築確認申請書、設計仕様書などの資料をもとにご確認をお願いします。

[注]表中の建物構造区分は標準的な仕様の場合となります。建築時に材質等を変更されている場合は、建物構造区分が変更となる場合があります。
[注]表中の建物構造区分は、2015年5月時点の調査に基づく構造区分となります。

耐火基準コード表 P75~P77(柱が「木質など」で耐火基準を満たす主な戸建て住宅)

住宅名称	住宅の商品名	柱の仕様	耐火基準	耐火基準コード	建物構造区分
1. 旭化成ホームズ(株)(旧名称:旭化成(株))					
旭化成スクラムハウスHB	スクラムハウス(クオルト、パレット、グローリア)	木質など	準耐火建築物 または 省令準耐火建物	AH01	鉄骨・耐火構造
2. エス・バイ・エル(株)(旧名称:小堀住研(株))					
エス・バイ・エル戸建住宅 (旧名称:小堀の住まい 一戸建住宅)	小堀の住まい(一戸建住宅、新桂)、アルテック、 新桂フリー、アスト、クレストード、ルミエナ、 エルネスト	木質など	準耐火建築物 または 省令準耐火建物	SL01	鉄骨・耐火構造
エス・バイ・エル型 一戸建住宅 (旧名称:エス・バイ・エルハウス55 一戸建住宅)	小堀ハウス55ブラウン、グレイッシュ、和風、 ライプリー、スリーサム、AL、 エス・バイ・エルハウス55、FX、SX、TX、GX、 FXII、EX、スカイサード、ハウス55NEXIS (HR、GR、LIVERY、MODERN、TRADITIONAL)、 ハウス55ネオスリー、ELFACADE、 SKY3rd、Authent	木質など	準耐火建築物 または 省令準耐火建物	SL02	鉄骨・耐火構造
小堀ハウス55独立住宅		木質など	省令準耐火建物	SL03	鉄骨・耐火構造
小堀の住まい新桂独立住宅		木質など	省令準耐火建物	SL04	鉄骨・耐火構造
エス・バイ・エル バイフレ임	ワイズ、ビーカミング、J-プレミア	木質など	準耐火建築物 または 省令準耐火建物	SL05	鉄骨・耐火構造
エス・バイ・エルΣ	3階建てシリーズ、BXナビ、オーセント、 ハイパーエコロジー住宅、 ハイパーエコロジー住宅MODEL2000、 ハウス55(ネクシス、NEWネクシス)、 新桂/オリジナルワン、 新世紀「日本の館」シリーズ、小堀の住まい、 SIMPLE&MODERN、アールモダン、Vit、 アパート	木質など	準耐火建築物 または 省令準耐火建物	SL06	鉄骨・耐火構造
	Vit PREMIUM	木質など	省令準耐火建物	SL07	鉄骨・耐火構造
	光風(kofu)	木質など	省令準耐火建物	SL08	鉄骨・耐火構造
3. 山陽国策パルプ(株)					
パル住宅(1・2階建・戸建)		木質など	省令準耐火建物	SP01	鉄骨・耐火構造
4. ジーエルホーム(株)(旧名称:ブライツホーム(株))					
GLホーム SS-1型	トリプルAハウス、スーパーミゼリア	木質など	準耐火建築物 または 省令準耐火建物	GL01	鉄骨・耐火構造

耐火基準コード表 P75～P77(柱が「木質など」で耐火基準を満たす主な戸建て住宅)

住宅名称	住宅の商品名	柱の仕様	耐火基準	耐火基準コード	建物構造区分
11. ミサワホーム(株)					
ミサワホームF・C(独立)	Be-フローラ、チャイルダー、CENTURY(センチュリー)、ドメイン、エンブレム、我が間ま住宅、エグゼクティブハウス、デビュー、GOMAS(ゴマス)、自由空間(②、③)、ファースト、地球家族、ジニアス、蔵のある家、都市物語、太陽の家、生涯学習の家、休日の家、家族日記、ふたりの家、活人広間の家アーバンデザイナーズ、	木質など	準耐火建築物 または 省令準耐火建物	MH01	鉄骨・耐火構造
ミサワホームFC	CENTURY、CENTURY(蔵のある家、世代の家、ひのき舞台、従来の家、好日の家、VikiCourt、SUKIYA、Masters、URBAN DESIGNERS)、GENIUS(URBAN DESIGNERS、休日の家、蔵のある家、好日の家、世代の家、都市物語、従来の家、ひのき舞台、庭の家、Otypekura、未来設計図、家族新話、活人広間の家、生涯学習の家、自由空間2、地球家族、家族日記、ふたりの家、SMARTSTYLE、SMART STYLE KURA、いろいろの間、Vikiair、VikiFEMY、Link-Age with kids、MACHIYA、EDUCE)、URBANDESIGNERS、URBANDESIGNERS(FORMAL-U、都市物語)、DEBUT(家族新話、家族日記、活人広間の家、自由空間2、生涯学習の家、生涯学習の家3階建て、地球家族、ふたりの家、未来設計図、蔵のある家)、GOMAS CENTURY、ミサワホームZ、フリーサイズ、APARTMENT(SH、SI、FX(3階建)、フリープラン、SEリミテッド、SH-M、MH、Fnew)、SMART STYLE、SMART STYLE(25、KURA、G、A、O)、Otype kura、庭の家、FORMAL-U、Belle Lead(共同住宅、JUSO、KURA、FORMAL、SELECT、SELECT style plus、Cassiya、Cassiya with Motherth、HOME Plus)、Belle Lead juso(箱階段タイプ、メゾネットタイプ、フリータイプ、三階建タイプ)、Belle Smart	木質など	準耐火建築物 または 省令準耐火建物	MH02	鉄骨・耐火構造
ミサワホームC(C-8IV)	ミサワホームセンチュリーA8	木質など	省令準耐火建物	MH03	鉄骨・耐火構造
ミサワホームF(F-600)(旧ミサワホームF・F350)	我が間ま住宅、ミサワホーム(チャイルド、G型、GII型、M型)等	木質など	省令準耐火建物	MH04	鉄骨・耐火構造
ミサワホームF(F-600-3)	ミサワホームドメインM1	木質など	省令準耐火建物	MH05	鉄骨・耐火構造
ミサワホームC(C-8II)		木質など	省令準耐火建物	MH06	鉄骨・耐火構造
ミサワホームC(C-8III)	ミサワホームセンチュリーA8	木質など	省令準耐火建物	MH07	鉄骨・耐火構造
ミサワホームC(C-600)(旧ミサワホームCホームコア)	ミサワホーム(O型チャイルド、A型NEW、A型チャイルド、SIII型、S型NEW)等	木質など	省令準耐火建物	MH08	鉄骨・耐火構造
12. 三井物産(株)旧名称:三井物産ハウステクノ(株)					
三井ハウスF型	三井ハウスF型フリープラン、シャレー、リズナー、ハイカスタム	木質など	省令準耐火建物	MB01	鉄骨・耐火構造

資料(各保障に関する関連情報)

▶ 2 生命・後遺障害保障における「後遺障害等級表」

損害保険会社が引受する生命・後遺障害保障(傷害後遺障害)のお支払いについて、その基準となる損害保険会社所定の後遺障害等級表は下記のとおりです。

等級	身体障害	支払割合	等級	身体障害	支払割合
第1級	(1)両眼が失明したもの (2)咀嚼および言語の機能を廃したもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5)両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6)両上肢の用を全廃したもの (7)両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8)両下肢の用を全廃したもの	100%	第7級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2)両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4)神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5)胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6)1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7)1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8)1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9)1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10)1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11)両足の足指の全部の用を廃したもの(足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (12)外貌(がいぼう)に著しい醜状を残すもの (13)両側の睾丸(こうがん)を失ったもの	42%
第2級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は、万国式視力表によるもの)が0.02以下になったもの (2)両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5)両上肢を手関節以上で失ったもの (6)両下肢を足関節以上で失ったもの	89%	第8級	(1)1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2)脊柱に運動障害を残すもの (3)1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4)1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5)1下肢を5cm以上短縮したもの (6)1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7)1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8)1上肢に偽関節を残すもの (9)1下肢に偽関節を残すもの (10)1足の足指の全部を失ったもの	34%
第3級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)咀嚼または言語の機能を廃したもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5)両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78%	第9級	(1)両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2)1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3)両眼に半盲症、視野狭窄(きょうさく)または視野変状を残すもの (4)両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5)鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6)咀嚼および言語の機能に障害を残すもの (7)両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8)1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9)1耳の聴力を全く失ったもの (10)神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11)胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12)1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13)1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14)1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15)1足の足指の全部の用を廃したもの (16)外貌に相当程度の醜状を残すもの (17)生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第4級	(1)両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (3)両耳の聴力を全く失ったもの (4)1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5)1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6)両手の手指の全部の用を廃したもの(手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節(母指にあたっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7)両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%	第6級	(1)両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの (3)両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5)脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6)1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7)1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8)1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%
第5級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4)1上肢を手関節以上で失ったもの (5)1下肢を足関節以上で失ったもの (6)1上肢の用を全廃したもの (7)1下肢の用を全廃したもの (8)両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)	59%			

等級	身体障害	支払割合
第10級	1.1眼の視力が0.1以下になったもの 2.正面視で複視を残すもの 3.しゃく又は言語の機能に障害を残すもの 3.1.4歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の2.両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 4.1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 5.削除 6.1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃した 7.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した 7.1.2.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した 8.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した 9.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した 10.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した	20%
第11級	1.両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2.両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3.1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 3の2.10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の3.両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した 5.せき柱に著しい変形を残すもの 6.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した 7.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した 8.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した 9.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した	15%
第12級	1.1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2.1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3.7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 4.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した 5.鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した 7.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した 8.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した	10%

等級	身体障害	支払割合
第5級	1.1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 2.神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 1の3.胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 2.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した 3.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した 4.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した 5.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した 6.両足の足指の全部を失ったもの	70%
第6級	1.両眼の視力が0.1以下になったもの 2.しゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3.両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 3の2.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した 4.せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 5.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した 6.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した 7.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した	60%
第7級	1.1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2.両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 2の2.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した 3.神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4.削除 5.胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した 7.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した 8.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した 9.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した 10.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した 11.両足の足指の全部の用を廃した 12.外ばうに著しい醜状を残すもの 13.両側のこう丸を失ったもの	50%
第8級	1.1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2.せき柱に運動障害を残すもの 3.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した 4.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した 5.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した 6.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した 7.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した 8.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した 9.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した 10.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した	45%
第9級	1.両眼の視力が0.6以下になったもの 2.1眼の視力が0.06以下になったもの 3.両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 4.両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5.鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6.しゃく及び言語の機能に障害を残すもの 6の2.両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 6の3.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した 7.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した 7の2.神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 7の3.胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 8.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した 9.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した 10.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した 11.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した 12.生殖器に著しい障害を残すもの	30%

等級	身体障害	支払割合
第12級	(9)1手の小指を失ったもの (10)1手の示指、中指または環指の用を廃した (11)1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12)1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した (13)局部に頑固な神経症状を残すもの (14)外貌(がいぼう)に醜状を残すもの	10%
第13級	(1)1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2)1眼に半盲症、視野狭窄(きょうさく)または視野変状を残すもの (3)正面視以外で複視を残すもの (4)両眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (5)5歯以上に対し歯科補綴(ほてつ)を加えたもの (6)胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7)1手の小指の用を廃した (8)1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9)1.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した (10)1.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した (11)1.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した	7%
第14級	(1)1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2)3歯以上に対し歯科補綴(ほてつ)を加えたもの (3)1.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した (4)1.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した (5)1.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した (6)1.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した (7)1.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した (8)1.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した (9)1.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した	4%

幹事保険会社である共栄火災の「標準傷害保険 傷害後遺障害保険金支払特約 別表1」によります。

等級	身体障害	支払割合
第10級	(1)1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)正面視で複視を残すもの (3)しゃく又は言語の機能に障害を残すもの (4)14歯以上に対し歯科補綴(ほてつ)を加えたもの (5)両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6)1.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した (7)1.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した (8)1.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した (9)1.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した (10)1.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した (11)1.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した	20%
第11級	(1)両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2)両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3)1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4)10歯以上に対し歯科補綴(ほてつ)を加えたもの (5)両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6)1.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した (7)脊柱に変形を残すもの (8)1.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した (9)1.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した (10)胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	(1)1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2)1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3)7歯以上に対し歯科補綴(ほてつ)を加えたもの (4)1.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した (5)鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6)1.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した (7)1.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した (8)1.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した	10%

▶ 3 生命・後遺障害保障(自家生命共済・団体定期生命共済)、終身生命共済、交通災害共済、自然災害共済における「身体障害等級別支払割合表」

全トヨタ労連が引受ける自家生命共済(重度障害共済金)、全労済が引受ける団体定期生命共済(重度障害共済金)、交通災害共済(障害共済金)、自然災害共済(傷害費用共済金)、終身生命共済(重度障害共済金)のお支払いについて、その基準となる全労済所定の後遺障害等級表は下記のとおりです。身体障害の状態に応じて、共済金額に支払割合を乗じ共済金の額を決定します。なお「身体障害」とは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的变化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的なき損状態をいいます。下記「身体障害等級別支払割合表」のうち「障害等級」欄および「身体障害」欄は、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年9月1日労働省令第22号)第14条(障害等級等)別表第1の障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとし、障害等級別の支払割合は以下のとおりとします。なお、当該施行規則が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事故発生時において現に効力を有する障害等級表の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとします。

(平成27年2月1日現在)

等級	身体障害	支払割合
第1級	1.両眼が失明したもの 2.しゃく及び言語の機能を廃した 3.神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4.胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5.削除 6.両上肢をひざ関節以上で失ったもの 7.両上肢の用を全廃した 8.両下肢をひざ関節以上で失ったもの 9.両下肢の用を全廃した	100%
第2級	1.1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2.両眼の視力が0.02以下になったもの 2の2.神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2の3.胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 3.両上肢を手関節以上で失ったもの 4.両下肢を足関節以上で失ったもの	100%

等級	身体障害	支払割合
第3級	1.1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	90%
	2.しゃく又は言語の機能を廃した 3.神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4.胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	100%
	5.両手の手指の全部を失ったもの	90%
第4級	1.両眼の視力が0.06以下になったもの 2.しゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3.両耳の聴力を全く失ったもの 4.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した 5.1.1.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃した 6.両手の手指の全部の用を廃した 7.両足をリスフラン関節以上で失ったもの	80%

【備考】

1. 視力の測定は、万国式試視力表によります。屈折異常のあるものについてはきょう正視力について測定します。

▶ 5 終身医療保障における手術支払割合表

終身医療保障の「手術共済金」および「災害手術共済金」のお支払いについて全労済が定める手術および給付倍率は下表のとおりです。

1. 手術の定義

- (1)「手術」とは、器械、器具を用いて、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、表中の手術番号1. から94. に該当するものをいいます。ドレーナージ、穿刺および神経ブロックは除きます。
- (2)「治療を直接の目的とする手術」とは、治療のための手術をいい、たとえば、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは該当しません。

2. 適用方法

- (1)1の手術を受けた場合で、表中の手術の種類2以上に該当したときは、いずれか1種類の手術に該当したものとします。ただし、その1の手術がつぎの手術であるときは、つぎの手術にのみ該当したものとします。
「衝撃波による体内結石破砕術(施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とする。)」 「体表の切開を伴わない内視鏡による脳・喉頭・胸腹部臓器の手術(検査・処置を除く。施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とする。)」 「レーザー・冷凍凝固による眼球手術(施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とする。視力矯正術を除く。)」 「血管塞栓術(施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とする。)」 に該当する手術
- (2)所期の目的を達するまでに行う一連の治療において、表中の同じ種類の手術を複数回受けた場合は、施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とします。

手術番号および手術の種類	給付倍率
\$.皮膚・乳房の手術	
1.植皮術(25cm ² 未満は除く)	10
2.四肢軟部腫瘍摘出術	10
3.乳房腫瘍摘出術	10
4.乳房切断術	10
\$.筋骨の手術(抜釘術は除く)	
5.骨移植術	10
6.骨髄炎・骨結核手術(膿瘍の単なる切開は除く)	10
7.頭蓋骨観血手術	10
8.鼻骨観血手術	10
9.上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(歯・歯肉の処置に伴うものを除く)	10
10.脊椎・骨盤観血手術	10
11.鎖骨・肩甲骨・肋骨・肋骨観血手術	10
12.四肢切断術	10
13.切断四肢再接合術	10
14.四肢骨・四肢関節観血手術	10
15.腱・靭帯観血手術	10
\$.呼吸器・胸部の手術	
16.慢性副鼻腔炎根本手術	10
17.喉頭切開術	10
18.気管・気管支・肺・胸膜手術(開胸術を伴うもの)(注2)	10
19.喉頭切開術	10
20.気管・気管支・肺・胸膜手術(開頸・開胸を伴うもの)	10
21.体内用ペースメーカー埋込術(電池・リード・ジェネレーター交換を除く)	10
22.体内用ペースメーカー交換術(電池交換を含む)	10
23.血管形成術(血液透析用外シャント形成術を除く)	10
24.血管塞栓術(施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とする)	10
25.動脈内埋込型カテーテル設置術	10
26.大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸・開腹術を伴うもの)	10
27.直視下心臓内手術	10
28.心膜切開・縫合術	10
\$.脾・リンパ節の手術	
29.脾摘除術	10
\$.消化器の手術	
30.耳下腺腫瘍摘出術	10
31.顎下腺・舌下腺腫瘍摘出術	10
32.食道離断術	10

手術番号および手術の種類	給付倍率
33.腹膜炎手術	10
34.胃切除術	10
35.その他の胃・食道手術(開頸・開胸・開腹を伴うもの)	10
36.ヘルニア根本手術	10
37.限局性腹腔膿瘍手術	10
38.虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
39.直腸脱根本手術	10
40.その他の腸・腸間膜手術(開腹術を伴うもの)	10
41.痔瘻・脱肛・痔核根本手術(根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く)	10
42.肝移植手術(受容者に限る)	10
43.肝臓・胆嚢・胆道・膵臓手術	10
\$.尿・性器の手術	
44.腎臓・腎盂手術	10
45.腎移植手術(受容者に限る)	10
46.尿管・膀胱手術	10
47.膀胱周囲膿瘍切開術	10
48.尿道狭窄手術	10
49.陰茎切断術	10
50.辜丸・副辜丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	10
51.陰嚢水腫根本手術	10
52.子宮全摘除術	10
53.帝王切開娩出術	10
54.子宮外妊娠手術	10
55.膣脱手術	10
56.その他の子宮手術(子宮頸管手術・人工妊娠中絶術を除く)	10
57.卵巣・卵管手術	10
\$.内分泌器の手術	
58.下垂体腫瘍摘除術	10
59.甲状腺手術	10
60.副腎手術	10
\$.神経の手術	
61.神経観血手術	10
62.頭蓋内手術	10
63.脊髄硬膜内外手術	10
64.脊髄腫瘍摘出術	10
\$.感覚器・視器の手術	
65.観血的前房・虹彩・硝子体内・眼窩内異物除去手術	10
66.緑内障手術	10
67.硝子体茎頭顕微鏡下離断術	10
68.線維柱帯顕微鏡下切開術	10
69.白内障・水晶体観血手術	10

手術番号および手術の種類	給付倍率
70.硝子体観血手術	10
71.網膜剥離症手術	10
72.レーザー・冷凍凝固による眼球手術(施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とする。視力矯正術を除く)	10
73.眼筋移植術	10
74.眼球摘除術・組織充填術	10
75.眼窩腫瘍摘出術	10
76.眼瞼下垂症手術	10
77.結膜嚢形成術	10
78.角膜移植術	10
79.涙小管形成術	10
80.涙嚢鼻腔吻合術	10
\$.感覚器・聴器の手術	
81.観血的鼓膜・鼓室形成術	10
82.乳様洞切開術	10
83.中耳根本手術	10
84.内耳観血手術	10
85.聴神経腫瘍摘出術	10
\$.悪性新生物の手術	
86.悪性新生物根治手術	10
87.悪性新生物温熱療法(施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とする)	10
88.その他の悪性新生物手術	10
\$.上記以外の手術	
89.上記以外の開頭術	10
90.上記以外の開胸術	10
91.上記以外の開腹術	10
92.衝撃波による体内結石破砕術(施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とする)	10
93.体表の切開を伴わない内視鏡による脳・喉頭・胸腹部臓器手術(検査・処置を除く。施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とする)	10
94.新生物根治放射線照射(50グレイ(5000ラド)以上照射で、施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とする)	10

- 2. 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- 3. 手指の用を廃したものは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。
- 4. 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。
- 5. 足指の用を廃したものは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。

▶ 4 入院・手術保障(損害保険会社)における手術支払倍率表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～88を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術番号および手術の種類	給付倍率
\$.皮膚・乳房の手術	
1.植皮術(25cm ² 未満は除く)	20
2.乳房切断術	20
\$.筋骨の手術(抜釘術は除く)	
3.骨移植術	20
4.骨髄炎・骨結核手術(膿瘍の単なる切開は除く)	20
5.頭蓋骨観血手術(鼻骨・鼻中隔を除く)	20
6.鼻骨観血手術(鼻中隔湾曲症手術を除く)	10
7.上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(歯・歯肉の処置に伴うものを除く)	20
8.脊椎・骨盤観血手術	20
9.鎖骨・肩甲骨・肋骨・肋骨観血手術	10
10.四肢切断術(手指・足指を除く)	20
11.切断四肢再接合術(骨・関節の離断に伴うもの)	20
12.四肢骨・四肢関節観血手術(手指・足指を除く)	10
13.筋・腱・靭帯観血手術(手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く)	10
\$.呼吸器・胸部の手術	
14.慢性副鼻腔炎根本手術	10
15.喉頭全摘除術	20
16.気管・気管支・肺・胸膜手術(開胸術を伴うもの)(注2)	20
17.胸郭形成術	20
18.縦隔腫瘍摘出術	40
\$.循環器・脾の手術	
19.観血的血管形成術(血液透析用外シャント形成術を除く)	20
20.静脈瘤根本手術	10
21.大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸・開腹術を伴うもの)(注2)(注3)	40
22.心膜切開・縫合術	20
23.直視下心臓内手術	40
24.体内用ペースメーカー埋込術	20
25.脾摘除術	20
\$.消化器の手術	
26.耳下腺腫瘍摘出術	20
27.顎下腺腫瘍摘出術	10
28.食道離断術	40
29.胃切除術	40
30.その他の胃・食道手術(開胸・開腹を伴うもの)(注2)(注3)	20
31.腹膜炎手術	20
32.肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	20
33.ヘルニア根本手術	10
34.虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
35.直腸脱根本手術	20
36.その他の腸・腸間膜手術(開腹術を伴うもの)(注3)	20

手術番号および手術の種類	給付倍率
37.痔瘻・脱肛・痔核根本手術(根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く)	10
\$.尿・性器の手術	
38.腎移植手術(受容者に限る)	40
39.腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術(経尿道的操作は除く)	20
40.尿道狭窄観血手術(経尿道的操作は除く)	20
41.尿瘻閉鎖観血手術(経尿道的操作は除く)	20
42.陰茎切断術	40
43.辜丸・副辜丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
44.陰嚢水腫根本手術	10
45.子宮広汎全摘除術(単純子宮全摘等の子宮全摘除術を除く)	40
46.子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47.帝王切開娩出術	10
48.子宮外妊娠手術	20
49.子宮脱・膣脱手術	20
50.その他の子宮手術(子宮頸管ポリプ切除術・人工妊娠中絶術を除く)	20
51.卵管・卵巣観血手術(経膈的操作は除く)	20
52.その他の卵管・卵巣手術	10
\$.内分泌器の手術	
53.下垂体腫瘍摘除術	40
54.甲状腺手術	20
55.副腎全摘除術	20
\$.神経の手術	
56.頭蓋内観血手術	40
57.神経観血手術(形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術)	20
58.観血的脊髄腫瘍摘出術	40
59.脊髄硬膜内外観血手術	20
\$.感覚器・視器の手術	
60.眼瞼下垂症手術	10
61.涙小管形成術	10
62.涙嚢鼻腔吻合術	10
63.結膜嚢形成術	10
64.角膜移植術	10
65.観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66.虹彩前後癒着剥離術	10
67.緑内障観血手術	20
68.白内障・水晶体観血手術	20
69.硝子体観血手術	10
70.網膜剥離症手術	10
71.レーザー・冷凍凝固による眼球手術近視または乱視の矯正手術を除く(施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払いを限度とする)	10

手術番号および手術の種類	給付倍率
72.眼球摘除術・組織充填術	20
73.眼窩腫瘍摘出術	20
74.眼筋移植術	10
\$.感覚器・聴器の手術	
75.観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76.乳様洞切開術	10
77.中耳根本手術	20
78.内耳観血手術	20
79.聴神経腫瘍摘出術	40
\$.悪性新生物の手術	
80.悪性新生物根治手術(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く)	40
81.悪性新生物温熱療法(施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払いを限度とする)	10
82.その他の悪性新生物手術(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く)	20
\$.上記以外の手術	
83.上記1～82以外の開頭術(注1)	20
84.上記1～82以外の開胸術(注2)	20
85.上記1～82以外の開腹術(注3)	10
86.衝撃波による体内結石破砕術(施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払いを限度とする)	20
87.ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸腹部臓器手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払いを限度とする)	10
\$.新生物根治放射線照射	
88.新生物根治放射線照射(50グレイ(5000ラド)以上の照射で、施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払いを限度とする。)	10

- (注1)「開頭術」とは、頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいいます。
- (注2)「開胸術」とは、胸腔を開く手術であって、膿胸手術、胸膜、肺臓、心臓、横隔膜、縦隔洞、食道手術等胸腔内に操作を加える際に行なうものをいいます。
- (注3)「開腹術」とは、腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、虫垂、肝臓および胆道、膵臓、脾臓、卵巣および子宮手術等腹腔内に操作を加える際に行なうものをいいます。